

民間競争入札実施要項（案）

名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務

平成 28 年 ● 月

名古屋国税局

会計課

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	5
3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	6
5. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	8
6. 対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号）	9
7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）	9
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	10
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に關し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）	15
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）	15
11. その他対象公共サービスの実施に關し必要な事項	16

別紙1－1 施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

別紙1－2 庁舎の改修等履歴一覧表

別紙2 施設アンケート

別紙3 審査表

別紙4－1（A）～4－4 従来の実施状況に関する情報の開示

様式1 管理・運営業務企画書 企業の代表責任者及び本業務担当者

様式2 業務実績

様式3 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

様式4 再委託に関する事項

様式5 管理・運営業務の実施全般に対する提案

様式6 改善提案総括表

様式7 各業務の仕様書に対する改善提案

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、名古屋国税局（以下「当局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定別表において民間競争入札の対象として選定された当局が管理する施設（以下「対象施設」という。）における施設管理・運営業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要と目的

イ 対象施設の概要

対象施設は、当局が管理する管内（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）の単独庁舎 46 施設である。

- ① 施設名称 別紙 1－1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり。
別紙 1－2 「庁舎の改修等履歴一覧表」のとおり。
- ② 所在地 別紙 1－1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり。
- ③ 構造階数 同上
- ④ 延床面積 同上
- ⑤ 敷地面積 同上

ロ 対象施設の業務内容

対象施設は主に、当局職員等が税務行政の執務を行う庁舎であり、多くの来客者と日々税務相談等を行う施設である。

(2) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁營繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共仕」という。）第 1 編一般共通事項、第 1 章一般事項、1.2.2 用語の定義による。

(3) 業務の対象と業務内容

次の業務について、各施設の職員及びその他の者が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

なお、施設別の対象業務は別紙 1－1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおりとする。

イ 建築設備管理業務（点検及び保守）

- ① 消防設備保守点検
- ② 空調設備等保守点検
- ③ 自動扉設備保守点検
- ④ エレベータ設備保守点検
- ⑤ 運転監視及び日常巡視点検
- ⑥ 電気主任技術者の選任
- ⑦ 自家用電気工作物の保安管理
- ⑧ 自家発電設備等保守点検
- ⑨ 中央監視制御設備点検
- ⑩ 駐車場機械設備保守点検
- ⑪ 環境衛生管理技術者の選任

- ⑫ 受水槽等の清掃、水質検査、簡易水道検査
- ⑬ 廉房排気ダクトフード清掃
- ⑭ 汚水槽、雑排水槽の清掃
- ⑮ 净化槽法定点検
- ⑯ 冷却塔レジオネラ菌検査
- ⑰ ばい煙濃度測定
- 清掃等業務
 - ① 庁舎清掃
 - ② 害虫駆除
 - ③ 樹木等剪定
- ハ 執務環境測定
- ニ 庁舎警備業務

1.1.1 管理・運営業務全般に係る業務

- (1) 当局会計課経費第一係及び当局が指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）との連携について

民間事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。
- (2) 複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と連携を密にとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。
- (3) 統轄管理責任者
 - イ 民間事業者は、統轄管理責任者を置くこと。ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選任すること。
なお、統轄管理責任者は、建築物環境衛生管理技術者等の資格の有無を問わない。また、業務責任者を兼務することができる。
 - ロ 統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
 - ハ 統轄管理責任者は、施設管理担当者から指示があった場合は、速やかに各業務責任者を通じ実行すること。
- (4) 副統轄管理責任者
 - イ 民間事業者は、副統轄管理責任者を置くことができる。
 - ロ 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者選出事業者から選任すること。
なお、副統轄管理責任者は、建築物環境衛生管理技術者等の資格の有無を問わない。また、業務責任者を兼務することができる。
 - ハ 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わる。

1.1.2 点検等及び保守

項目	内容
一般事項	共仕及び別添1～8「仕様書」のとおり。
点検・保守・調整	
点検周期	
設備機器	

1.1.3 清掃

項目	内容
一般事項	共仕並びに別添9及び10「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.4 執務環境測定

項目	内容
一般事項	共仕及び別添11「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.5 庁舎警備

項目	内容
一般事項	共仕及び別添12「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	
対象設備	

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、以下に示すとおりとする。

1.2.1 管理・運営業務の質

包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	<p>施設アンケート（別紙2）の満足度 【70%以上】</p> <p>アンケートは対象施設において年1回実施する。</p> <p>※ 満足度は、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）とする。</p> <p>ただし、受託者の責任によらないアンケート結果は除外する。</p>
	品質の維持	<p>(1) 管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中断【0回】</p> <p>※ 執務の中止とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。</p> <p>(2) 管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数【0回】</p>

基本方針	主要事項	測定指標
		(3) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（おおむね 10 分以内） (4) 障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（おおむね 120 分（下田署については 180 分）以内）
	安全性の確保	管理・運営業務の不備に起因するけがの回数。【0回】 ※ けがとは、病院での治療を要するけがをいう。

1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、各業務の仕様書として別添1～12で開示する情報に定める内容とする。ただし、当該仕様書については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1.2.3 創意工夫の發揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の创意工夫を反映し、対象業務の質の確保（包括的な質の確保、効率性の向上、経費の節減等）に努めるものとする。

(1) 対象業務全般に対する提案

民間事業者は、様式5に従い、対象業務全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項及びコスト削減に関する事項等の提案を行うことができる。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法である各業務の仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、様式6及び様式7に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案することができる。

(3) 環境への配慮

エネルギーの仕様の合理化等に関する法律及び環境確保に関する条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。

ただし、利用者の業務に支障のないよう配慮する。

1.2.4 委託費の支払方法等

当局は、事業期間中の検査・確認を行い、確保すべき水準（改善提案のあった事項を含む。）の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、民間事業者は、速やかに業務改善計画書を当局へ提出することとし、改善策の実施が確認できない限り委託費の支払は行わないものとする。

なお、民間事業者は、委託費の支払に当たって、各月における業務の完了後、当局との間であらかじめ定める書面により当局に各月の支払を請求するものとし、当局は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 業務改善策の提出

民間事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、当局の承認を得なければならない。

なお、民間事業者は改善策の作成及び実施に当たり、当局に対して必要な助言、協力を求めることができる。

- (1) 後記 8. 1(2)で定める報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかになり、当局が業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。
- (2) 当局が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。

1.2.6 その他の特記事項

(1) 消耗品

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、各業務の仕様書によることとする。

(2) 光熱水費

各業務を実施するのに必要な電気、ガス、水道、電話については、無償で民間事業者に提供するものとする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、イからハに該当する場合には当局が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

イ 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

ロ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

ハ 上記イ、ロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第 14 条第 2 項第 2 号）

本業務の実施期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

- (1) 法第 10 条各号（第 11 号を除く。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成 28・29・30 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であり、「A」又は「B」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。
- (9) 本入札は、一の事業者で参加することも複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することも可とする。
なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件を全て満たす者であること。
イ 入札参加グループの代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、入札書類の提

出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。

- 代表事業者は、上記(1)から(8)の要件を全て満たす者であること。
 - ハ 入札参加グループを構成する代表事業者以外の事業者（以下「グループ事業者」という。）は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件を全て満たす者であることとし、平成 28・29・30 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であり、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。
 - ニ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。
- (10) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第 2 項第 4 号）

(1) 入札のスケジュール

イ 官報公告	平成 28 年 12 月中旬頃
ロ 入札説明会	平成 28 年 12 月下旬頃
ハ 現場説明会	実施しない
ニ 入札等に関する質疑応答	平成 28 年 12 月下旬頃から
ホ 企画書の提出期限	平成 29 年 1 月下旬頃
ヘ 入札書の提出期限	平成 29 年 2 月上旬頃
ト 開札	平成 29 年 2 月上旬頃
チ 業務の引継ぎ	平成 29 年 3 月上旬頃から

(2) 入札実施手続

イ 入札区分

入札は、別紙 1－1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」の「区分」欄に示す、地域ごと（全 6 区分）で実施する。

区分の詳細は以下のとおり。

区分 A 岐阜県内の施設

区分 B 静岡県内中西部の施設

区分 C 静岡県内中東部の施設

区分 D 名古屋国税総合庁舎、名古屋第二国税総合庁舎

区分 E 愛知県内の施設（区分 D の施設を除く）

区分 F 三重県内の施設

ロ 提出書類

民間競争入札に参加する者（法人の場合は、代表者。入札参加グループの場合は、代表事業者の代表者。以下「入札参加者」という。）は、業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する事項を記載した「企画書」及び本業務に要する一切の費用の 110 分の 100 に相当する金額（入札金額）を記載した「入札書」を入札区分ごとに提出すること。また、別途「入札説明書」に記載する申込書類及び法第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

※詳細は事務連絡「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」参照 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/boryokudan.html)

ハ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、後記 5.1 で示す審査を受けるために次の事項を記載すること。

なお、入札参加者は、下記(ホ)において、法令に反しない限り、別添 1～12 で示す各業務の仕様書について改善提案を行うことができる。

また、入札参加者は必要に応じ、企画書提出前に質問を行うことができるものとし、質問を求められた当局は、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

おって、当該質問及び回答は、原則として公開する。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

(イ) 企業の代表責任者及び本業務担当者【様式 1】

A 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

B 入札参加グループの場合は、代表事業者（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ事業者（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

C 関係法令等により、有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要な資格及び資格を有する者の氏名を記載すること。

(ロ) 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 1 に添付すること）

(ハ) 業務実績【様式 2】

前記 1. で示す業務ごとに過去 3 年間の実績を記載すること。

(ニ) 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法【様式 3、4】

前記 1. で示す業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法を記載すること。

併せて、緊急時（本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

なお、後記 8.7(11)ロのとおり、本業務の一部について再委託を行う場合は、再委託に関する事項を記載する。

(ホ) 本業務に対する提案事項（提案がある場合のみ）【様式 5、6、7】

A 本業務の質の確保及びコスト削減に関する提案

B 各業務の仕様書に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又はコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。

ニ 開札に当たっての留意事項

(イ) 開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない当局職員を立ち会わせ開札する。

(ロ) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ハ) 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、契約担当官等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。

(ニ) 入札参加者又はその代理人は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、又は契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(ホ) 代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに「委任状」（入札区分単位で作成）を提出しなければならない。

(ヘ) 入札に参加しない区分がある場合は、当該区分の開札時には開札場所に入場できない。

ホ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する計量単位とする。

5. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項（法第 14 条第 2 項第 5 号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、平成 29 年度の予算の成立及び予算が執行可能となるときまでは、落札予定者とする。

おって、落札決定までに消費税の税率に変更が生じた場合には、変更後の税率を基礎に計算した金額をもって落札価格とする。

5.1 入札参加資格の確認に当たっての質の審査項目（別紙 3）

入札参加資格を確認するための企画書の審査は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるかについて行うものとする。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の項目を満たしていることを確認する。全てを満たした場合は業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、一つでも満たしていない場合は失格とする。

(1) 入札参加資格

前記 3. に示す入札参加に関する資格を全て満たすこと。

(2) 実施体制

イ 各業務の業務水準が維持される体制であること。

ロ 提案された内容が実現可能な体制であること。

ハ 必要な有資格者を本業務に当たらせること。

ニ グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

(3) 緊急時等の体制及び対応方法

イ 具体的な事態を想定し、円滑に対応、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されていること。

ロ 業務を安定的に履行できる対策が講じられていること。

5.2 落札者決定に当たっての方法

(1) 落札予定者の決定方法

下記(2)の場合を除き、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。

(2) 留意事項

イ 開札の結果、落札予定者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否か、次の事項について調査を実施し、履行がなされないと認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札参加者を落札予定者とする。

(イ) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(ロ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ハ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(ニ) 手持機械その他固定資産の状況

(ホ) 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(ヘ) 経営状況

(ト) 信用状況

ロ 開札の結果、落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札予定者を決定するものとする。

なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に係る当局

職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札予定者を決定するものとする。

- ハ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3 初回の入札で落札予定者が決定しなかった場合の取扱いについて

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合又は契約担当官等の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。

- (2) 上記(1)によってもなお落札予定者となるべき者が決定しないときは、入札条件等を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札予定者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保されないなど、やむを得ない場合は、当局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号）

従来の実施状況に関する情報は、別紙4-1～4-4のとおり。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

- (1) 民間事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用することができる。
- イ 機械室、監視室等管理・運営業務に必要な設備全て
ロ 清掃員控室等、管理・運営業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース
ハ その他当局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等
- (2) 使用制限等
- イ 民間事業者は管理・運営業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。
ロ 民間事業者はあらかじめ当局と協議して、施設の管理・運営業務に支障を來さない範囲内において、施設内に管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
ハ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
- ニ 民間事業者は既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障を含む。）が生じるおそれがある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

8.1 報告について

(1) 事業計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに毎年度の管理・運営の事業計画書を適宜の様式により作成し当局に提出すること。

(2) 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様。）、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として適宜の様式により作成する。

イ 民間事業者は業務日報を毎日作成することとし、毎日施設管理担当者に提出しその確認を受けること。

ロ 民間事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の10日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前閉庁日とする。）までに施設管理担当者に提出すること。

ハ 民間事業者は、各業務の年度終了後毎年4月10日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前閉庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を当局に提出すること。

ニ 民間事業者は、当局の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

(3) 検査・監督体制

民間事業者から報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次のとおりとする。

イ 監督職員（官職指定） 別途、当局の定める職員による。

ロ 検査職員（官職指定） 別途、当局の定める職員による。

8.2 調査への協力

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認められるときは、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査する当局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3 指示等

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で民間事業者に対し、指示を行うことができる。

なお、当局による指示の経路については以下のとおりとする。

(1) 統轄管理責任者を通じた報告・指示

民間事業者から当局への事業計画書・業務報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記(2)の緊急時等を除き原則として統轄管理責任者を通して行うものとする。当局は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等について統轄管理責任者に必要な指示を行うものとする。

(2) 緊急時における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務実施事業者は当局に直接報告を行うことができる。

また、緊急時等には、当局は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合個別業務実施事業者は、統轄管理責任者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

8.4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は濫用した場合には法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

(3) 利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 複写等の禁止

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(7) 業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

8.6 業務の引継ぎ

(1) 落札予定者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう現行の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

(2) 本業務の契約期間の中途又は終了時において、実施する事業者の変更が生じる場合には、変更前の民間事業者は、変更後の民間事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならぬ。

(3) 業務の引継ぎをする者は、業務引継ぎ資料等を作成の上、当局に文書及び電子媒体で業務終了

日までに提出するとともに、引継ぎ実施状況を報告しなければならない。

なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word又はMicrosoft Office Excel形式とし、事前に最新パターンによるウィルス等チェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

- (4) 当局は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

8.7 契約に基づき民間事業者が講すべき措置

(1) 業務の開始及び中止

イ 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、当局の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、当該公共施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者は、当該公共施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

イ 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

ロ 民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならぬ。

(7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を委託事業が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属

イ 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当局の承認を受けなければならない。

(10) 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、当局の許可を得ることなく自ら行う事業又は当局以外の者との契約（当局との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

(11) 再委託の取扱い

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として

あらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法）について記載しなければならない。

なお、当局は、本契約上の義務の履行に関してなされた、民間事業者と再委託先との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

- ハ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項及び委託予定金額を明らかにした上で当局の承認を受けなければならない。
- ニ 民間事業者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ホ 再委託先は、秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止等については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(12) 契約内容の変更

- イ 民間事業者及び当局は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。
- ロ 当局は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。
 - (イ) 設備を更新、撤去又は新設するとき。
 - (ロ) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき。
 - (ハ) 入居官署等の変動等により業務量に変動が生じるとき。

(13) 契約の解除

- 当局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- ロ 法第 10 条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ 上記ハに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ヘ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ト 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- チ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 2 項又は第 4 項及び第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- リ 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- ヌ 暴力団が、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ル 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(14) 契約解除時の取扱い

- イ 上記(13)に該当し、本契約を解除した場合には、当局は民間事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。
- ロ この場合、当局は民間事業者に対し、契約金額の 100 分の 30 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として請求することができる。
- ハ 当局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
なお、当局から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金があるときには、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- (15) 不可抗力免責
民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。
- (16) 業務途中における入札参加グループからの脱退
代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。
- (17) 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置
参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。
ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び当局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。
- (18) 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い
- イ 民間事業者は、本契約に関し、次に掲げる場合のいづれかに該当したときは、民間事業者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として当局が指定する期日までに支払わなければならない。
- (イ) 公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (ロ) 公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 2 項又は第 4 項及び第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (ハ) 公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (ニ) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- ロ 民間事業者は上記イ(ニ)に規定する場合に該当し、かつ次のいづれかに該当するときは、上記イの契約金額の 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として当局の指定する期日までに支払わなければならない。
- (イ) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第

1項、第7項及び第8項の規定による納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

- (ロ) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (ハ) 民間事業者が当局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

(19) 設備更新の際ににおける民間事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新設備について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

実施期間中に設備が更新される場合（仕様書で規定している場合を除く）については民間事業者にその旨を通知するとともに、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

(20) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当局が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は当該サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰るべき理由が存するときは、当該民間事業者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

当局は、総務大臣が行う評価の時期（平成33年5月頃を予定）を踏まえ、本業務の実施状況について、平成33年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

当局は民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

イ 前記1.2.1において管理・運営業務の質として設定した項目

ロ 前記1.2.2に示す従来の実施方法に前記1.2.3での提案を反映し確定した業務の履行状況

(4) 実施状況等の提出

当局は、上記調査項目に関する内容をとりまとめた本業務の実施状況等について、上記(1)の評価を行うために平成33年5月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

なお、当局は、本業務の実施状況等の提出に当たり、当局に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴く予定である。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

当局は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 当局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、前記8.により行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

イ 民間事業者の責務等

(イ) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(ロ) 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は濫用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(ハ) 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は30万円以下の罰金に処される。

(ニ) 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

ロ 会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(4) 評価委員会の開催

当局は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、当局及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催する予定である。

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

区分	庁舎名	所在地	構造階数	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建築設備管理業務															清掃等業務			執務環境測定	庁舎警備業務	備考			
						①消防設備保守点検	②空調設備保守点検	③自動扉設備保守点検	④エレベータ設備保守点検	⑤点運転監視及び日常巡回	⑥電気主任技術者の選任	⑦自家用電気工作物の保管	⑧自家発電設備等保守点検	⑨危険物保安監督者の選任	⑩中央監視制御設備点検	⑪駐車場機械設備保守点検	⑫環境衛生管理技術者の選任	⑬受水槽、灌漑等の简易水道、水道検査	⑭清潔衛生排水槽・排水管の清掃	⑮汚水槽・雑排水槽の清掃	⑯浄化槽法	⑰冷却塔レジオネラ菌検査	⑱ばい煙濃度測定	⑲害虫駆除	⑳樹木等剪定				
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑲	⑳					
A	岐阜北税務署	岐阜県岐阜市千石一丁目4番地	RC3,RC3	2,900.63	2,747.17	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3									別9	別9	別11					
A	岐阜南税務署	岐阜県岐阜市加納清水町四丁目22番地の2	RC3,S1	2,091.34	1,913.40	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
A	大垣税務署	岐阜県大垣市丸の内二丁目30番地	RC3	1,803.80	1,277.55	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別8	別9	別9	別11			
A	多治見税務署	岐阜県多治見市白山町一丁目29番地の1	RC4	2,928.17	2,400.00	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
A	閔税務署	岐阜県閔市川間町2番地	RC2,S2	1,305.39	3,069.68	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
A	岐阜南集中管理書庫(注1)	岐阜県岐阜市加納天神町四丁目7番地の4	RC1,RC2	299.63	653.57	別1																							
B	浜松東税務署	静岡県浜松市中区砂山町216番地の6	RC4-1	2,483.58	3,374.67	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
B	島田税務署	静岡県島田市扇町2番の2	RC2,S2	1,139.06	2,015.12	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
B	磐田税務署	静岡県磐田市中泉112番地の4	RC3	1,460.13	2,167.20	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
B	掛川税務署	静岡県掛川市緑ヶ丘二丁目11番地4	RC2,S2	1,124.95	1,845.42	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
B	藤枝税務署	静岡県藤枝市青木二丁目36番17号	RC2,S2	1,229.94	2,089.32	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
C	静岡税務署	静岡県静岡市葵区追手町10番88号	RC4,S1,S2	3,634.23	4,839.77	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別8	別9	別9	別11			
C	清水税務署	静岡県静岡市清水区江尻東一丁目5番1号	RC3,RC3	1,816.97	1,825.85	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
C	沼津税務署	静岡県沼津市米山町3番30号	RC3,RC2	2,584.59	2,701.91	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
C	熱海税務署	静岡県熱海市上宿町14番15号	RC5	2,544.41	2,075.24	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3					別7					別9	別9	別11				
C	三島税務署	静岡県三島市文教町一丁目4番33号	RC2,S1	1,691.66	3,362.60	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
C	富士税務署	静岡県富士市本市場297番地の1	RC4-1	3,490.09	2,209.21	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3	別4			別5	別6	別6				別9	別6	別6				
C	下田税務署	静岡県下田市六丁目3番26号	RC2	787.07	1,375.19	別1	別1	別1	別1	別1	別1		別3										別9	別9	別11				
C	静岡第二集中管理書庫	静岡県静岡市駿河区南芸部三丁目492-3	RC1	220.69	415.27	別1																							

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

区分	庁舎名	所在地	構造階数	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建築設備管理業務															清掃等業務			執務環境測定	庁舎警備業務	備考		
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	①	②	③		
						消防設備保守点検	空調設備等保守点検	自動扉設備保守点検	エレベータ設備保守点検	点運転監視及び日常巡視	電気主任技術者の選任	自家用電気工作物の保管	危険物保安監督者の選任	中央監視制御設備保守点検	駐車場機械設備保守点	選環境衛生管理技術者の選任	受水槽、漕等の簡易水道検査質	清厨房排水槽・雑排水槽の清掃	汚水槽・排水槽の清掃	淨化槽法	冷却塔レジダクトフード	ばい煙濃度測定	害虫駆除	樹木等剪定	廈	害虫駆除	樹木等剪定	
D	名古屋国税総合庁舎	愛知県 名古屋市中区三の丸三丁目3番2号	SRC8-2	17,541.60	7,002.36	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別9	別2	別10	別2	別12	
D	名古屋第二国税総合庁舎	愛知県 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号	SRC8-1	8,253.41	4,354.12	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別2	別9	別2	別10	別2	別12
E	名古屋国税局泉分庁舎	愛知県 名古屋市東区泉一丁目22番27号	S8	1,732.28	351.67	別1	別1		別1			別3					別7							別9	別9		別11	
E	千種税務署	愛知県 名古屋市千種区振甫町三丁目32番地	RC3	2,170.73	2,605.73	別1	別1	別1	別1			別3												別8	別9	別9		別11
E	名古屋北税務署	愛知県 名古屋市北区清水五丁目6番16号	RC3	1,825.44	1,664.73	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別9	別9		別11	
E	名古屋西税務署	愛知県 名古屋市西区押切二丁目7番21号	RC3	2,049.26	1,199.77	別1	別1	別1	別1			別3												別8	別9	別9		別11
E	名古屋中村税務署	愛知県 名古屋市中村区太閻三丁目4番1号	RC3	2,081.23	1,948.20	別1	別1	別1	別1			別3												別8	別9	別9		別11
E	昭和税務署	愛知県 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	RC3,RC2-1	3,061.02	3,338.18	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別8	別9	別9		別11
E	熱田税務署	愛知県 名古屋市熱田区花表町7番17号	RC6-1,RC2	5,848.01	4,283.75	別1	別1	別1	別1			別3	別4			別5	別6	別6						別9	別6		別6	
E	中川税務署	愛知県 名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号	RC3-1	2,586.99	2,792.71	別1	別1	別1				別3						別7						別9	別9		別11	
E	一宮税務署	愛知県 一宮市栄四丁目5番7号	RC3	2,110.33	1,754.65	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別8	別9	別9		別11
E	尾張瀬戸税務署	愛知県 瀬戸市熊野町76番地1	RC2	1,225.28	2,545.77	別1	別1	別1				別3												別9	別9		別11	
E	半田税務署	愛知県 半田市宮路町50番地の5	RC3,S2	2,234.28	3,346.62	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別9	別9		別11	
E	津島税務署	愛知県 津島市良王町二丁目31番地の1	RC2,S2	1,395.62	2,062.11	別1	別1	別1				別3												別9	別9		別11	
E	西尾税務署	愛知県 西尾市熊味町南十五夜41番地の1	RC2,S1	1,336.10	2,023.85	別1	別1	別1	別1			別3												別9	別9		別11	
E	小牧税務署	愛知県 小牧市中央区一丁目424番地	RC4-1	3,918.62	3,107.85	別1	別1	別1	別1			別3	別4				別6	別6		別6			別8	別9	別6		別6	
E	新城税務署	愛知県 新城市字裏野1番地1	RC2,S1	835.35	1,954.46	別1	別1	別1				別3												別9	別9		別11	
E	熱田集中管理書庫	愛知県 名古屋市熱田区花表町307	RC2	199.98	360.56	別1																						

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

区分	庁舎名	所在地	構造階数	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建築設備管理業務															清掃等業務			執務環境測定	庁舎警備業務	備考	
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	①	②	③	
						消防設備保守点検	空調設備保守点検	自動扉設備保守点検	エレベータ設備保守点検	点運転監視及び日常巡回	電気主任技術者の選任	自家用電気工作物の保管	自家発電設備保守点検	危険物保安監督者の選任	中央監視制御設備保守点	駐車場機械設備保守点	選環境衛生管理技術者の選任	受水槽、漕渠等の简易水道の清掃	清厨房排水槽・雑排水槽の清掃	汚水槽・排水槽の清掃	淨化槽法	冷却塔レジオネラ菌検査	ばい煙濃度測定	厅舍虫駆除	害木剪定	樹木等	
F	津 税 务 署	三重県 津市桜橋二丁目99番地	RC2,RC2	2,392.93	3,372.79	別1	別1	別1				別3									別7			別9	別9	別11	
F	四 日 市 税 务 署	三重県 四日市市西浦二丁目2番8号	RC3,S1	2,448.70	2,296.97	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別9	別9	別11	
F	伊 豊 税 务 署	三重県 伊勢市岩渕町一丁目2番地24号	RC2	1,436.53	2,040.79	別1	別1	別1	別1			別3												別9	別9	別11	
F	桑 名 税 务 署	三重県 桑名市江場7番地6	RC3	1,886.86	3,045.28	別1	別1	別1	別1			別3						別7						別9	別9	別11	
F	上 野 税 务 署	三重県 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地	RC2	1,087.21	2,344.42	別1	別1	別1	別1			別3									別7			別9	別9	別11	
F	鈴 鹿 税 务 署	三重県 鈴鹿市神戸九丁目24番45号	RC2,S1	1,256.80	2,212.97	別1	別1	別1	別1			別3											別9	別9	別11		
F	尾 鶯 税 务 署	三重県 尾鶯市末広町1番30号	RC2	708.71	2,005.53	別1	別1	別1	別1			別3									別7			別9	別9	別11	
F	小 森 集 中 書 庫	三重県 津市高茶屋小森町1953番地の22	S1	194.4	421.11	別1																					
F	津 第 二 集 中 書 庫	三重県 津市高茶屋小森町1953番地の20	RC2	412.78	480.15	別1																					

注1 岐阜南第七集中簿書庫及び岐阜南第十集中簿書庫を併せて岐阜南集中管理書庫とする。

注2 各業務に記載されている略語は、対応する仕様書の別添番号である。詳細は凡例のとおり。

【凡例】
・ 別1 … 別添1 稅務署庁舎等の機械設備保守点検業務
・ 別2 … 別添2 機械設備総合管理等業務
・ 別3 … 別添3 自家用電気工作物の保安管理委託業務
・ 別4 … 別添4 自家発電設備保守点検整備業務
・ 別5 … 別添5 駐車設備の保守点検業務
・ 別6 … 別添6 建物環境衛生維持管理業務
・ 別7 … 別添7 受水槽等の清掃等業務
・ 別8 … 別添8 ばい煙濃度測定業務
・ 別9 … 別添9 庁舎等の清掃業務
・ 別10 … 別添10 樹木剪定等業務
・ 別11 … 別添11 作業環境測定及び空気環境測定業務
・ 別12 … 別添12 名古屋国税総合庁舎等の警備及び受付案内業務

庁舎の改修等履歴一覧表

区分	庁舎名	築年度	経過年数	外壁改修	屋上防水	受変電	自家発電	太陽光	空調機	給水管	排水管	照明	EV	耐震
A	岐阜北税務署	S40	51	H23	H17	H16	-	-	H23	H17	H17	H13	H17	H17・H18
A	岐阜南税務署	S45	47	H17	H15	H13	-	-	H26	H20	H20	H13	H16	H20
A	大垣税務署	S43	49	H12	H12	H17	-	-	H18	H11	H11	H13	H18	H18
A	多治見税務署	H22	7	H22	H22	H22	-	H22	H22	H22	H22	H22	H22	H21建替
A	閑税務署	S47	45	H19	H21	S49	-	-	H15	H25	H25	H13	-	-
A	岐阜南第七集中簿書庫	S57	35	H23	H23	-	-	-	-	-	-	S57	-	-
A	岐阜南第十集中簿書庫	S63	29	H23	H23	-	-	-	-	-	-	S63	-	-
B	浜松東税務署	H6	23	H21	H6	H6	-	-	H23	H6	H6	H25	H6	-
B	島田税務署	S46	45	H25	H23	H24	-	-	H17	H22	H22	H13	-	H21
B	磐田税務署	S41	51	H19	H23	H17	-	-	H28	S61	S61	H22	-	H21
B	掛川税務署	S48	44	H15	H23	H24	-	-	H15	S53	S53	H13	-	H22
B	藤枝税務署	S47	45	H25	H17	H24	-	-	H17	H17	H17	H13	-	-
C	静岡税務署	S41	51	H17	H12	H28	-	-	H28	H11	H11	H13	H12	H17
C	清水税務署	S38	53	H21	H13	H23	-	-	H24	H11	H11	H22	H15	H21
C	沼津税務署	S48	44	H18	H18	H8	-	-	H18	H22	H22	H22	H13	H20
C	熱海税務署	H10	18	H22	H10	H10	-	-	H23	H10	H10	H10	H10	-
C	三島税務署	S52	40	H16	H16	H23	-	-	H28	H17	H17	H22	-	-
C	富士税務署	H7	21	H21	H7	H7	H7	-	H23	H7	H7	H7	H7	-
C	下田税務署	S45	47	H10	H10	H7	-	-	H24	H10	H10	H22	-	H16
C	静岡第二集中管理書庫	H3	26	H23	H23	-	-	-	-	-	-	H3	-	-
D	名古屋国税総合庁舎	S42	49	S58	H28	S42	H27	-	H18	H5	H5	H14	H23	H27
D	名古屋第二国税総合庁舎	S52	39	S52	H20	S52	H28	-	H6	H18	H18	H15	H25	H20
E	名古屋国税局泉分庁舎	H14	14	H27	H27	H27	-	-	H27	H27	H27	H27	H27	-
E	千種税務署	S44	48	H10	H18	H26	-	-	H23	H10	H10	H13	H15	H18
E	名古屋北税務署	S40	52	H24	H21	H18	-	-	H21	H13	H13	H21	H16	H18
E	名古屋西税務署	S40	52	H14	H22	H26	-	-	H18	S61	S61	H13	H26	H16
E	名古屋中村税務署	S40	52	H8	H23	H26	-	-	H18	H22	H22	H13	H15	H16
E	昭和税務署	S38	53	H17	H14	H23	-	-	H28	H10	H10	H13	H12	H17/H26
E	熱田税務署	H14	14	H14	H14	H14	H14	H19	H28	H14	H14	H14	H14	-
E	中川税務署	S31	61	H21	H21	H23	-	-	H21	H20	H20	H22	-	H21
E	一宮税務署	S40	52	H22	H22	H23	-	-	H20	H2	H2	H13	H8	H18
E	尾張瀬戸税務署	S46	46	H14	H13	H15	-	-	H28	H22	H22	H13	-	H20
E	半田税務署	S42	49	H16	H21	H14	-	-	H28	S63	S63	H22	H20	H16
E	津島税務署	S44	48	H14	H23	H28	-	-	H18	H22	H22	H13	-	H16
E	西尾税務署	S50	41	H15	H15	H28	-	-	H15	H13	H13	H12	H15	-
E	小牧税務署	S42	50	H18	H23	H1	H2	-	H27	H8	H8	H22	H2	H18
E	新城税務署	S48	44	H27	H14	H9	-	-	H14	-	-	H12	-	-
E	熱田集中管理書庫	S62	30	H23	H23	-	-	-	-	-	-	S62	-	-
F	津税務署	S43	49	H22	H22	H17	-	-	H17	H22	H22	H13	-	-
F	四日市税務署	S39	52	H24	H17	H17	-	-	H16	H9	H9	H21	H18	H18
F	伊勢税務署	S43	49	H22	H18	H11	-	-	H20	H20	H20	H13	-	H22
F	桑名税務署	H5	23	H21	H26	H5	-	-	H26	H5	H5	H18	H28	-
F	上野税務署	S50	42	H16	H16	H24	-	-	H19	H26	H16	H21	H20	-
F	鈴鹿税務署	S49	43	H28	H14	H26	-	-	H24	H12	H12	H13	-	-
F	尾鷲税務署	S46	46	H16	H16	H11	-	-	H19	H17	H17	H13	-	H22
F	小森集中書庫	H2	27	H2	H2	-	-	-	-	-	-	H2	-	-
F	津第二集中書庫	H4	25	H4	H4	-	-	-	-	-	-	H4	-	-

施設アンケート

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせください。

1 施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

1-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）



2 施設内のトイレの清掃は行き届いていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

2-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）



3 施設の消耗品（トイレットペーパー、石鹼等の補充すべき消耗品）は補充されていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

3-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）



4 施設の不具合（施設の老朽化・設備の使い勝手を除く）・修繕等（軽微なもの）について対応はどうでしたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

4-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

5 各作業において、事務に支障を来さないよう適切な配慮はとられていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

5-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

6 受付及び警備員の対応はどうでしたか。

（名古屋国税局職員及び名古屋中税務署職員のみ回答）

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

6-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

7 その他

庁舎施設全般について御意見がございましたら記載してください。

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。

審査表(企画書の適否)

項番	審査項目(企画書要求事項)		企画書 該当様式	評価結果 (内容の適否)
	実施要項部分			
1	実施体制	各業務水準が維持される体制であるか	様式1 様式3 様式4	
2		提案された内容が実現可能な体制であるか		
3		必要な有資格者を本業務に当たらせているか		
4		グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか		
5	緊急時等の体制及び対応方法	具体的な事態を想定し、円滑に対応、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	様式3	
6		業務を安定的に履行できる対策が講じられているか		
全体評価(企画書の適否)				

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分A)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	10,160千円	10,160千円	10,160千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		10,160千円	10,160千円	10,160千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		10,160千円	10,160千円	10,160千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(A)「委託費等の内訳(区分A)」のとおり。

《従来の実施方法からの変更点》

委託費等の内訳(区分A)

名古屋国税局管内税務署(岐阜県内)

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
岐阜北税務署				
①建築設備管理業務	1,771 千円	1,771 千円	1,771 千円	5,313 千円
②清掃業務	987 千円	987 千円	987 千円	2,961 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	2,818 千円	2,818 千円	2,818 千円	8,454 千円
岐阜南税務署				
①建築設備管理業務	1,332 千円	1,332 千円	1,332 千円	3,996 千円
②清掃業務	844 千円	844 千円	844 千円	2,532 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	2,236 千円	2,236 千円	2,236 千円	6,708 千円
大垣税務署				
①建築設備管理業務	1,307 千円	1,307 千円	1,307 千円	3,921 千円
②清掃業務	793 千円	793 千円	793 千円	2,379 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	2,160 千円	2,160 千円	2,160 千円	6,480 千円
多治見税務署				
①建築設備管理業務	960 千円	960 千円	960 千円	2,880 千円
②清掃業務	867 千円	867 千円	867 千円	2,601 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,887 千円	1,887 千円	1,887 千円	5,661 千円
関税務署				
①建築設備管理業務	353 千円	353 千円	353 千円	1,059 千円
②清掃業務	596 千円	596 千円	596 千円	1,788 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,009 千円	1,009 千円	1,009 千円	3,027 千円
岐阜南集中管理書庫				
①建築設備管理業務	50 千円	50 千円	50 千円	150 千円
合計	50 千円	50 千円	50 千円	150 千円
区分A合計				
①建築設備管理業務	5,773 千円	5,773 千円	5,773 千円	17,319 千円
②清掃業務	4,087 千円	4,087 千円	4,087 千円	12,261 千円
③執務環境測定	300 千円	300 千円	300 千円	900 千円
合計	10,160 千円	10,160 千円	10,160 千円	30,480 千円

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分B)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	7,959千円	7,999千円	7,999千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		7,959千円	7,999千円	7,999千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		7,959千円	7,999千円	7,999千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(B)「委託費等の内訳(区分B)」のとおり。

《従来の実施方法からの変更点》

委託費等の内訳(区分B)

名古屋国税局管内税務署(静岡県中西部)

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
浜松東税務署				
①建築設備管理業務	1,421 千円	1,421 千円	1,421 千円	4,263 千円
②清掃業務	968 千円	980 千円	980 千円	2,928 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	2,447 千円	2,459 千円	2,459 千円	7,365 千円
島田税務署				
①建築設備管理業務	560 千円	560 千円	560 千円	1,680 千円
②清掃業務	730 千円	730 千円	730 千円	2,190 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	1,348 千円	1,348 千円	1,348 千円	4,044 千円
磐田税務署				
①建築設備管理業務	636 千円	664 千円	664 千円	1,964 千円
②清掃業務	780 千円	780 千円	780 千円	2,340 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,476 千円	1,504 千円	1,504 千円	4,484 千円
掛川税務署				
①建築設備管理業務	615 千円	615 千円	615 千円	1,845 千円
②清掃業務	727 千円	727 千円	727 千円	2,181 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,402 千円	1,402 千円	1,402 千円	4,206 千円
藤枝税務署				
①建築設備管理業務	502 千円	502 千円	502 千円	1,506 千円
②清掃業務	724 千円	724 千円	724 千円	2,172 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,286 千円	1,286 千円	1,286 千円	3,858 千円
区分B合計				
①建築設備管理業務	3,734 千円	3,762 千円	3,762 千円	11,258 千円
②清掃業務	3,929 千円	3,941 千円	3,941 千円	11,811 千円
③執務環境測定	296 千円	296 千円	296 千円	888 千円
合計	7,959 千円	7,999 千円	7,999 千円	23,957 千円

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分C)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	18,717千円	18,736千円	18,736千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		18,717千円	18,736千円	18,736千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		18,717千円	18,736千円	18,736千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(C)「委託費等の内訳(区分C)」のとおり。

《従来の実施方法からの変更点》

委託費等の内訳(区分C)

名古屋国税局管内税務署(静岡県中東部)

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
静岡税務署				
①建築設備管理業務	3,016 千円	3,016 千円	3,016 千円	9,048 千円
②清掃業務	1,202 千円	1,213 千円	1,213 千円	3,628 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	4,276 千円	4,287 千円	4,287 千円	12,850 千円
清水税務署				
①建築設備管理業務	1,403 千円	1,375 千円	1,375 千円	4,153 千円
②清掃業務	789 千円	801 千円	801 千円	2,391 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	2,250 千円	2,234 千円	2,234 千円	6,718 千円
沼津税務署				
①建築設備管理業務	1,592 千円	1,592 千円	1,592 千円	4,776 千円
②清掃業務	972 千円	984 千円	984 千円	2,940 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	2,622 千円	2,634 千円	2,634 千円	7,890 千円
熱海税務署				
①建築設備管理業務	1,771 千円	1,771 千円	1,771 千円	5,313 千円
②清掃業務	888 千円	900 千円	900 千円	2,688 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	2,717 千円	2,729 千円	2,729 千円	8,175 千円
三島税務署				
①建築設備管理業務	868 千円	868 千円	868 千円	2,604 千円
②清掃業務	739 千円	739 千円	739 千円	2,217 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	1,665 千円	1,665 千円	1,665 千円	4,995 千円
富士税務署				
①建築設備管理業務	2,950 千円	2,950 千円	2,950 千円	8,850 千円
②清掃業務	1,116 千円	1,116 千円	1,116 千円	3,348 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	4,124 千円	4,124 千円	4,124 千円	12,372 千円
下田税務署				
①建築設備管理業務	330 千円	330 千円	330 千円	990 千円
②清掃業務	671 千円	671 千円	671 千円	2,013 千円
③執務環境測定	58 千円	58 千円	58 千円	174 千円
合計	1,059 千円	1,059 千円	1,059 千円	3,177 千円
静岡第二集中管理書庫				
①建築設備管理業務	4 千円	4 千円	4 千円	12 千円
合計	4 千円	4 千円	4 千円	12 千円
区分C合計				
①建築設備管理業務	11,934 千円	11,906 千円	11,906 千円	35,746 千円
②清掃業務	6,377 千円	6,424 千円	6,424 千円	19,225 千円
③執務環境測定	406 千円	406 千円	406 千円	1,218 千円
合計	18,717 千円	18,736 千円	18,736 千円	56,189 千円

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分D)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	70,984千円	71,131千円	71,131千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		70,984千円	71,131千円	71,131千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		70,984千円	71,131千円	71,131千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(D)「委託費等の内訳(区分D)」のとおり。

《従来の実施方法からの変更点》

委託費等の内訳(区分D)

名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
名古屋国税局				
①建築設備管理業務	25,753 千円	25,900 千円	25,900 千円	77,553 千円
②清掃業務	3,928 千円	3,928 千円	3,928 千円	11,784 千円
③執務環境測定	(①に含む)	(①に含む)	(①に含む)	(①に含む)
④庁舎警備業務	41,303 千円	41,303 千円	41,303 千円	123,909 千円
合計	70,984 千円	71,131 千円	71,131 千円	213,246 千円

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分E)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	34,531千円	34,531千円	37,099千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		34,531千円	34,531千円	37,099千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		34,531千円	34,531千円	37,099千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(E)「委託費等の内訳(区分E)」のとおり。

なお、平成28年度の経費増加要因は、下記のとおり管理庁舎が増えたことによるものである。

《従来の実施方法からの変更点》

28年度から、名古屋国税局泉分庁舎の庁舎管理委託業務を開始。

委託費等の内訳(区分E)

名古屋国税局管内税務署(愛知県内(区分Dの施設を除く))

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
名古屋国税局泉分庁舎				
①建築設備管理業務	—	—	1,626 千円	1,626 千円
②清掃業務	—	—	818 千円	818 千円
③執務環境測定	—	—	124 千円	124 千円
合計	0 千円	0 千円	2,568 千円	2,568 千円
千種税務署				
①建築設備管理業務	1,447 千円	1,447 千円	1,447 千円	4,341 千円
②清掃業務	1,040 千円	1,040 千円	1,040 千円	3,120 千円
③執務環境測定	59 千円	59 千円	59 千円	177 千円
合計	2,546 千円	2,546 千円	2,546 千円	7,638 千円
名古屋北税務署				
①建築設備管理業務	1,528 千円	1,528 千円	1,528 千円	4,584 千円
②清掃業務	797 千円	797 千円	797 千円	2,391 千円
③執務環境測定	85 千円	85 千円	85 千円	255 千円
合計	2,410 千円	2,410 千円	2,410 千円	7,230 千円
名古屋西税務署				
①建築設備管理業務	939 千円	939 千円	939 千円	2,817 千円
②清掃業務	797 千円	797 千円	797 千円	2,391 千円
③執務環境測定	50 千円	50 千円	50 千円	150 千円
合計	1,786 千円	1,786 千円	1,786 千円	5,358 千円
名古屋中村税務署				
①建築設備管理業務	2,299 千円	2,299 千円	2,299 千円	6,897 千円
②清掃業務	797 千円	797 千円	797 千円	2,391 千円
③執務環境測定	59 千円	59 千円	59 千円	177 千円
合計	3,155 千円	3,155 千円	3,155 千円	9,465 千円
昭和税務署				
①建築設備管理業務	2,210 千円	2,210 千円	2,210 千円	6,630 千円
②清掃業務	1,064 千円	1,064 千円	1,064 千円	3,192 千円
③執務環境測定	72 千円	72 千円	72 千円	216 千円
合計	3,346 千円	3,346 千円	3,346 千円	10,038 千円
中川税務署				
①建築設備管理業務	1,012 千円	1,012 千円	1,012 千円	3,036 千円
②清掃業務	1,037 千円	1,037 千円	1,037 千円	3,111 千円
③執務環境測定	72 千円	72 千円	72 千円	216 千円
合計	2,121 千円	2,121 千円	2,121 千円	6,363 千円
一宮税務署				
①建築設備管理業務	1,615 千円	1,615 千円	1,615 千円	4,845 千円
②清掃業務	1,044 千円	1,044 千円	1,044 千円	3,132 千円
③執務環境測定	69 千円	69 千円	69 千円	207 千円
合計	2,728 千円	2,728 千円	2,728 千円	8,184 千円

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
尾張瀬戸税務署				
①建築設備管理業務	735 千円	735 千円	735 千円	2,205 千円
②清掃業務	785 千円	785 千円	785 千円	2,355 千円
③執務環境測定	47 千円	47 千円	47 千円	141 千円
合計	1,567 千円	1,567 千円	1,567 千円	4,701 千円
半田税務署				
①建築設備管理業務	1,548 千円	1,548 千円	1,548 千円	4,644 千円
②清掃業務	797 千円	797 千円	797 千円	2,391 千円
③執務環境測定	62 千円	62 千円	62 千円	186 千円
合計	2,407 千円	2,407 千円	2,407 千円	7,221 千円
津島税務署				
①建築設備管理業務	737 千円	737 千円	737 千円	2,211 千円
②清掃業務	797 千円	797 千円	797 千円	2,391 千円
③執務環境測定	62 千円	62 千円	62 千円	186 千円
合計	1,596 千円	1,596 千円	1,596 千円	4,788 千円
西尾税務署				
①建築設備管理業務	1,506 千円	1,506 千円	1,506 千円	4,518 千円
②清掃業務	785 千円	785 千円	785 千円	2,355 千円
③執務環境測定	37 千円	37 千円	37 千円	111 千円
合計	2,328 千円	2,328 千円	2,328 千円	6,984 千円
新城税務署				
①建築設備管理業務	551 千円	551 千円	551 千円	1,653 千円
②清掃業務	54 千円	54 千円	54 千円	162 千円
③執務環境測定	37 千円	37 千円	37 千円	111 千円
合計	642 千円	642 千円	642 千円	1,926 千円
熱田税務署				
①建築設備管理業務	3,232 千円	3,232 千円	3,232 千円	9,696 千円
②清掃業務	1,896 千円	1,896 千円	1,896 千円	5,688 千円
合計	5,128 千円	5,128 千円	5,128 千円	15,384 千円
小牧税務署				
①建築設備管理業務	1,987 千円	1,987 千円	1,987 千円	5,961 千円
②清掃業務	764 千円	764 千円	764 千円	2,292 千円
合計	2,751 千円	2,751 千円	2,751 千円	8,253 千円
熱田集中管理書庫				
①建築設備管理業務	20 千円	20 千円	20 千円	60 千円
合計	20 千円	20 千円	20 千円	60 千円
区分E合計				
①建築設備管理業務	21,366 千円	21,366 千円	22,992 千円	65,724 千円
②清掃業務	12,454 千円	12,454 千円	13,272 千円	38,180 千円
③執務環境測定	711 千円	711 千円	835 千円	2,257 千円
合計	34,531 千円	34,531 千円	37,099 千円	106,161 千円

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分F)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	12,297千円	12,357千円	12,357千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		12,297千円	12,357千円	12,357千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		12,297千円	12,357千円	12,357千円

《注記事項》

委託費等の内容は、参考(F)「委託費等の内訳(区分F)」のとおり。

《従来の実施方法からの変更点》

委託費等の内訳(区分F)

名古屋国税局管内税務署(三重県内)

建物名称・業務名	合計			3年総計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
津税務署				
①建築設備管理業務	894 千円	878 千円	878 千円	2,650 千円
②清掃業務	782 千円	821 千円	821 千円	2,424 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,736 千円	1,759 千円	1,759 千円	5,254 千円
四日市税務署				
①建築設備管理業務	1,614 千円	1,614 千円	1,614 千円	4,842 千円
②清掃業務	812 千円	827 千円	827 千円	2,466 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	2,486 千円	2,501 千円	2,501 千円	7,488 千円
伊勢税務署				
①建築設備管理業務	1,112 千円	1,112 千円	1,112 千円	3,336 千円
②清掃業務	694 千円	698 千円	698 千円	2,090 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,866 千円	1,870 千円	1,870 千円	5,606 千円
桑名税務署				
①建築設備管理業務	1,292 千円	1,308 千円	1,308 千円	3,908 千円
②清掃業務	723 千円	724 千円	724 千円	2,171 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	2,075 千円	2,092 千円	2,092 千円	6,259 千円
上野税務署				
①建築設備管理業務	1,125 千円	1,125 千円	1,125 千円	3,375 千円
②清掃業務	138 千円	138 千円	138 千円	414 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,323 千円	1,323 千円	1,323 千円	3,969 千円
鈴鹿税務署				
①建築設備管理業務	929 千円	929 千円	929 千円	2,787 千円
②清掃業務	599 千円	600 千円	600 千円	1,799 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,588 千円	1,589 千円	1,589 千円	4,766 千円
尾鷲税務署				
①建築設備管理業務	532 千円	532 千円	532 千円	1,596 千円
②清掃業務	595 千円	595 千円	595 千円	1,785 千円
③執務環境測定	60 千円	60 千円	60 千円	180 千円
合計	1,187 千円	1,187 千円	1,187 千円	3,561 千円
小森集中書庫				
①建築設備管理業務	18 千円	18 千円	18 千円	54 千円
合計	18 千円	18 千円	18 千円	54 千円
津第二集中書庫				
①建築設備管理業務	18 千円	18 千円	18 千円	54 千円
合計	18 千円	18 千円	18 千円	54 千円
区分F合計				
①建築設備管理業務	7,534 千円	7,534 千円	7,534 千円	22,602 千円
②清掃業務	4,343 千円	4,403 千円	4,403 千円	13,149 千円
③執務環境測定	420 千円	420 千円	420 千円	1,260 千円
合計	12,297 千円	12,357 千円	12,357 千円	37,011 千円

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務実施上必要な法定資格は次のとおりとする。また、個々の業務に従事するものについては、当該業務の経験を有している者が望ましい。

ただし、庁舎警備業務については、別添12のとおりとする。

- ・ 第3種電気主任技術者(運転監視及び日常巡視点検、電気主任技術者の選任、自家用電気工作物の保安管理)
- ・ 建築物環境衛生管理技術者(建築物環境衛生管理技術者の選任)
- ・ 危険物保安監督者(運転監視及び日常巡視点検)
- ・ 乙種第4類危険物取扱者(運転監視及び日常巡視点検)
- ・ 警備業法及び総理府令等で定める教育を受けた者(庁舎警備業務)

(業務の閑散の状況とその対応)

該当なし

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	事務室等	数量(室)	設備	数量(点)		
1. 名古屋国税局	中央監視室	1	キャビネット	2		
			事務机	3		
			椅子	3		
			電話	2		
	警備室	1	キャビネット	5		
			事務机	3		
			椅子	4		
			電話	1		
	待機室 (更衣室含む)	1	ロッカー	1		
			椅子	1		
			机	1		
2. 上記以外の施設	休憩室 (職員共用含む)	各施設1				

(注記事項)

- (1)上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。
- (2)上記以外で、業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
- (3)前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

4. 従来の実施における目標の達成の程度

主要事項	測定指標	目標	実績
快適性の確保	施設アンケートの満足度	70%以上	94%
品質の維持	管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中断	0回	0回
	管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数	0回	0回
	障害発生時の施設管理担当者への連絡時間	おおむね 10分以内	おおむね 10分以内
	障害発生時の緊急対応時の現地への到着時間	おおむね 120分以内	おおむね 120分以内
安全性の確保	管理・運営業務の不備に起因するけがの回数	0回	0回

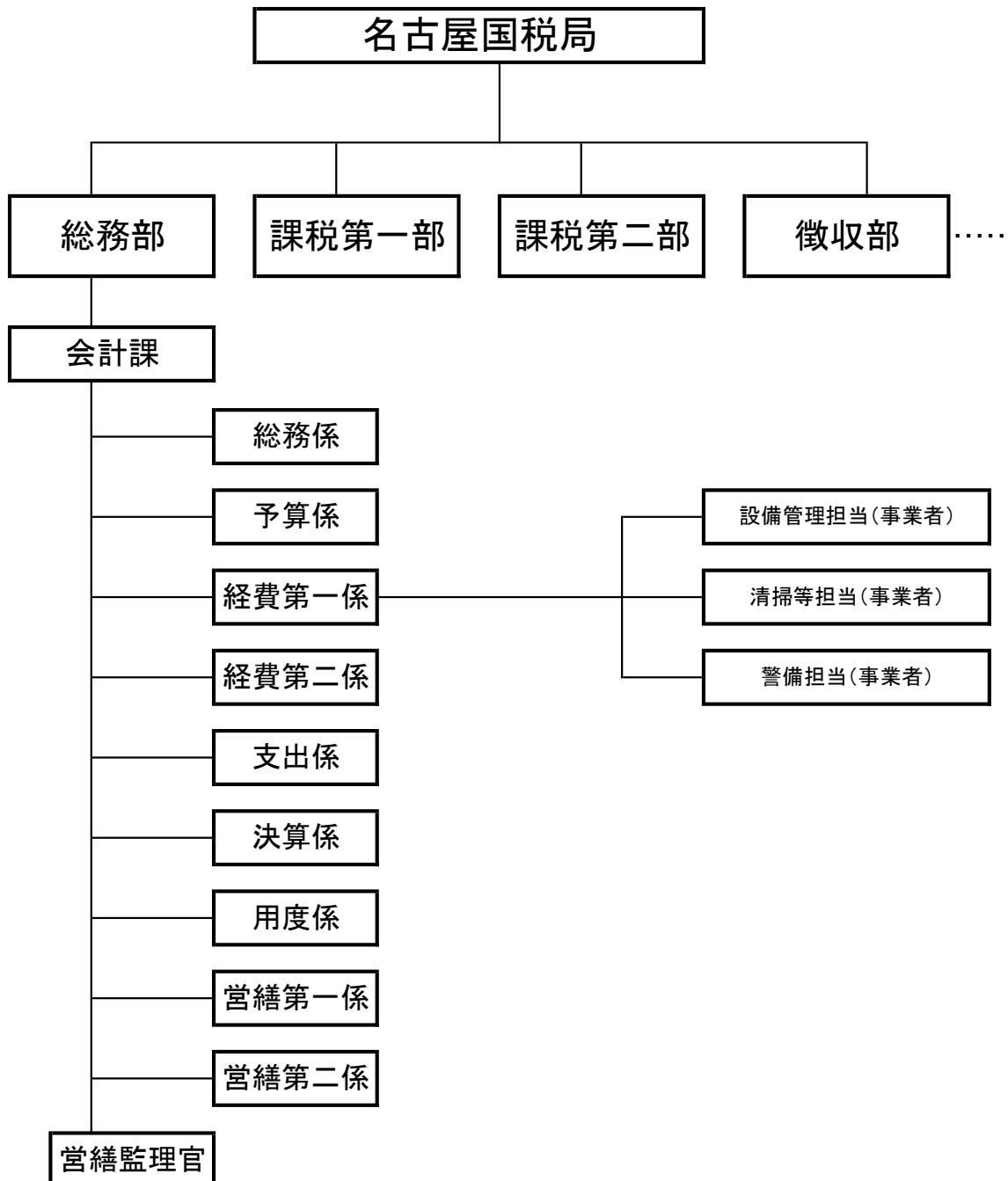
5. 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー)

組織図及び業務フローについては、下図のとおりです。

名古屋国税局 組織図
名古屋国税局 業務フロー

名古屋国税局組織図(抜粋)



管理・運営業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

※ 入札参加グループの場合は、グループ構成企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記する。
また、グループ構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。
その際には、グループ構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること。

※ 必要に応じて枠を追加すること

2. 業務実績			
本実施要項(1.1)で示す業務ごとに過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 建築設備管理			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(2) 清掃等業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(3) 執務環境測定			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(4) 庁舎警備業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

3. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

※ 本実施要項1.1で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。また、緊急時(管理・運営業務の実施に当たり、通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

4. 再委託に関する事項

再委託する業務	再委託先の名称	再委託先の住所	1.再委託先の合理性及び必要性 2.再委託先の業務履行能力 3.報告徴収その他業務管理の方法

5. 管理・運営業務の実施全般に対する提案

※ 以下の項目について、3枚以内で簡潔にまとめること。

なお、必要に応じて、建築設備管理業務、清掃等業務、庁舎警備業務及び緊急時・非常時対応ごとに提案書を作成(片面印刷のA4版で3枚程度)することができる。

おって、下記に提案のない場合は、当局が提示する最低水準として各業務の仕様書に基づいて業務を行うものとする。

1. 管理・運営業務の運営全般に対する質の確保及びコスト削減についての考え方

2. 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
※ 各業務の仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。 なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として各業務の仕様書に基づいて業務を行うものとする。			
(1) 建築設備管理業務		提案の有無	有 無
業務項目 各業務の仕様書に定める項目を明記	提案の概略		
(2) 清掃等業務		提案の有無	有 無
業務項目 各業務の仕様書に定める項目を明記	提案の概略		

(3) 庁舎警備業務		提案の有無	有	無
業務項目 各業務の仕様書に定める項目を明記	提案の概略			
(4) 緊急時及び非常時対応		提案の有無	有	無
業務項目 各業務の仕様書に定める項目を明記	提案の概略			

7. 各業務の仕様書に対する改善提案

※ 提案を行う各業務の1項目につき3枚以内で作成する。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

名古屋国税局が管理する庁舎における
施設管理・運営業務仕様書（案）

名古屋国税局

別添 目次

別添 1 税務署庁舎等の機械設備保守点検業務	1
別添 2 機械設備総合管理等業務	57
別添 3 自家用電気工作物の保安管理委託業務	99
別添 4 自家発電設備保守点検整備業務	113
別添 5 駐車設備の保守点検業務	117
別添 6 建物環境衛生維持管理業務	119
別添 7 受水槽等の清掃等業務	129
別添 8 ばい煙濃度測定業務	135
別添 9 庁舎等の清掃業務	137
別添 10 樹木剪定等業務	162
別添 11 作業環境測定及び空気環境測定業務	169
別添 12 名古屋国税総合庁舎等の警備及び受付案内業務	173

税務署庁舎等の機械設備保守点検業務仕様書

I 共通事項

1 概要

本委託業務は、名古屋国税局（以下「当局」という。）が所管する施設の各種設備について適正な維持・保全を行うことにより、その耐久性の向上及び機能の確保を目的とする。

2 一般事項

- (1) この仕様書は、「税務署庁舎等の機械設備保守点検業務」について、その実施方法の大要を示すものであり、業務の性質上当然に行うべきもの及び軽微な部分は実施する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建物保全業務共通仕様書 最新版」（以下「共通仕様書」という。）に準拠する。

3 業務内容

- (1) 消防設備等の保守点検整備業務
「II 消防設備等の保守点検整備業務」のとおり
- (2) 空気調和設備の保守点検整備業務
「III 空気調和設備の保守点検整備業務」のとおり
- (3) 自動扉の保守点検整備業務
「IV 自動扉の保守点検整備業務」のとおり
- (4) エレベーター設備の保守点検整備業務
「V エレベーター設備の保守点検整備業務」のとおり

4 履行場所

別紙 1 「履行場所の所在地」のとおり

5 実施時期

別紙 2 「履行場所別実施時期」のとおり

6 関係法令及び諸手続

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守する。
なお、法令等が改正された場合は遅滞なく当該業務の見直しを行い、当局総務部会計課（以下「当局担当者」という。）に報告する。
- (2) 業務上必要な官公庁、その他関係機関への手続は、すべて受託者負担とする。

7 現場責任者

業務の実施に当たり現場責任者を定め、当局の指定する職員（以下「指定職員」という。）に書面により通知するものとする。

なお、現場責任者は、業務を統括する者としての必要な知識、技能及び資格等を有するものとし、次の任に当たることとする。

- (1) 履行場所における他の従事者に対する指揮監督及び労務管理
- (2) 指定職員との業務連絡及び調整（日程調整を含む）

8 報告書の提出

報告書の提出時期は各仕様書による。

なお、報告書様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き 最新版」（以下「報告書手引き」という。）に準拠する。

ただし、提出時期の変更及び報告書様式について、当局担当者と事前に協議し、承諾を受けた場合はこの限りでない。

9 その他の事項

- (1) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、指定職員が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。
- (2) 業務の遂行のため庁舎に立ち入るときは、あらかじめ当局の庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

別紙1(区分A)

履行場所の所在地

No.	署名等	指定職員	所在地	電話番号
1	岐阜北税務署	会計係長	岐阜市千石町一丁目4番地	(058) 262-6131
2	岐阜南税務署	会計係長	岐阜市加納清水町四丁目22番地の2	(058) 271-7111
3	大垣税務署	会計係長	大垣市丸の内二丁目30番地	(0584) 78-4101
4	多治見税務署	会計係長	多治見市白山町一丁目29番地の1	(0572) 22-0101
5	関税務署	会計係長	関市川間町2番地	(0575) 22-2233
6	岐阜南集中管理書庫	岐阜南税務署会計係長	岐阜市加納天神町四丁目7番地の4	(058) 271-7111 (岐阜南税務署)

別紙1 (区分B)

履行場所の所在地

No.	署名等	指定職員	所在地	電話番号
1	浜松東税務署	会計係長	浜松市中区砂山町216番地の6	(053) 458-1111
2	島田税務署	会計係長	島田市扇町2番の2	(0547) 37-3121
3	磐田税務署	会計係長	磐田市中泉112番地の4	(0538) 32-6111
4	掛川税務署	総務係長	掛川市緑ヶ丘二丁目11番地4	(0537) 22-5141
5	藤枝税務署	会計係長	藤枝市青木二丁目2番33号	(054) 641-0680

別紙1 (区分C)

履行場所の所在地

No.	署名等	指定職員	所在地	電話番号
1	静岡税務署	会計係長	静岡市葵区追手町10番88号	(054) 252-8111
2	清水税務署	会計係長	静岡市清水区江尻東一丁目5番1号	(0543) 66-4161
3	沼津税務署	会計係長	沼津市米山町3番30号	(055) 922-1560
4	熱海税務署	会計係長	熱海市上宿町14番15号	(0557) 81-3515
5	三島税務署	会計係長	三島市文教町一丁目4番33号	(055) 987-6711
6	富士税務署	会計係長	富士市本市場297番地の1	(0545) 61-2460
7	下田税務署	総務係長	下田市六丁目3番26号	(0558) 22-0185
8	静岡第二 集中管理書庫	静岡税務署会計係長	静岡市駿河区南安部三丁目492-3	(054) 252-8111 (静岡税務署)

履行場所の所在地

No.	署名等	指定職員	所在地	電話番号
1	千種税務署	会計係長	名古屋市千種区振甫町三丁目32番地	(052) 721-4181
2	名古屋北税務署	会計係長	名古屋市北区清水五丁目6番16号	(052) 911-2471
3	名古屋西税務署	会計係長	名古屋市西区押切二丁目7番21号	(052) 521-8251
4	名古屋中村税務署	会計係長	名古屋市中村区太閤三丁目4番1号	(052) 451-1441
5	昭和税務署	会計係長	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	(052) 881-8171
6	熱田税務署	会計係長	名古屋市熱田区花表町7番17号	(052) 881-1541
7	中川税務署	会計係長	名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号	(052) 321-1511
8	一宮税務署	会計係長	一宮市栄四丁目5番7号	(0586) 72-4331
9	尾張瀬戸税務署	会計係長	瀬戸市熊野町76番地1	(0561) 82-4111
10	半田税務署	会計係長	半田市宮路町50番地の5	(0569) 21-3141
11	津島税務署	会計係長	津島市良王町二丁目31番地の1	(0567) 26-2161
12	西尾税務署	総務係長	西尾市熊味町南十五夜41番地の1	(0563) 57-3111
13	小牧税務署	会計係長	小牧市中央一丁目424番地	(0568) 72-2111
14	新城税務署	総務係長	新城市字裏野1番地1	(0536) 22-2141
15	熱田集中管理書庫	熱田税務署会計係長	名古屋市熱田区花表町307	(052) 881-1541 (熱田税務署)
16	泉分庁舎	当局担当者	名古屋市東区泉一丁目22番27号	(052)-951-3511 (名古屋国税局)

履行場所の所在地

No.	署名等	指定職員	所在地	電話番号
1	津税務署	会計係長	津市桜橋二丁目99番地	(059) 228-3131
2	四日市税務署	会計係長	四日市市西浦二丁目2番8号	(059) 352-3141
3	伊勢税務署	会計係長	伊勢市岩渕一丁目2番24号	(0596) 28-3191
4	桑名税務署	会計係長	桑名市江場7番地6	(0594) 22-5121
5	上野税務署	総務係長	伊賀市緑ヶ丘本町1680番地	(0595) 21-0950
6	鈴鹿税務署	総務係長	鈴鹿市神戸九丁目24番45号	(059) 382-0351
7	尾鷲税務署	総務係長	尾鷲市末広町1番地30号	(0597) 22-2222
8	小森集中書庫	津税務署会計係長	津市高茶屋小森町1953番地の22	(059) 228-3131 (津税務署)
9	津第二集中書庫	津税務署会計係長	津市高茶屋小森町1953番地の20	

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	岐阜北税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岐阜南税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大垣税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多治見税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	関税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	岐阜南集中管理書庫	消防				■	■■■					■	■■■	

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
B	浜松東税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	島田税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	磐田税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	掛川税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	藤枝税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
C	静岡税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清水税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	沼津税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熱海税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三島税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V												
	富士税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下田税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
		E V												
	静岡第二集中管理書庫	消防				■	■■■					■	■■■	

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
E	千種税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋北税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋西税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋中村税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	昭和税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熱田税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中川税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V												
	一宮税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	尾張瀬戸税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V												
	半田税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津島税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V												
	西尾税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小牧税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新城税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		E V												
	熱田集中管理書庫	消防				■	■■■					■	■■■	
	泉分庁舎	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
F	津税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調		○			○			○		○		
		自動扉			○						○			
	四日市税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○				○			○		○		
		自動扉			○						○			
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊勢税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○				○			○		○		
		自動扉			○						○			
	桑名税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○				○			○		○		
		自動扉			○						○			
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上野税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○							○				
		自動扉			○						○			
		E V	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鈴鹿税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○				○			○		○		
		自動扉			○						○			
	尾鷲税務署	消防				■	■■■					■	■■■	
		空調	○							○				
		自動扉			○						○			
	小森集中書庫	消防				■	■■■					■	■■■	
	津第二集中書庫	消防				■	■■■					■	■■■	

II 消防設備等の保守点検整備業務

1 基本事項

消防設備等が、火災時等に正常な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、機能を維持することを目的とする。

2 保守点検整備対象設備

別添「消防設備等明細」のとおり。

3 業務の内容

(1) 定期点検実施時期

イ 7月から9月までの間に、平成16年5月31日消防庁告示第9号及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号に定める機器点検及び総合点検（以下「総合点検」という。）を1回、また、1月から3月（ただし、税務署については、原則、確定申告期間を除くものとする。）までの間に、機器点検を1回実施する。

ロ 防排煙制御装置については、次に掲げる点検をイの総合点検時に併せて実施する。

（イ）ヒューズ、ダンパー等の状態の確認

（ロ）防災設備との連動動作の確認

（ハ）作動後における正常な状態への復帰の確認

ハ 保守点検整備対象設備は、現状は別添「消防設備等明細」のとおりであるが、点検時に履行場所に設置されている全ての消防設備機器を対象とする。

4 報告書作成及び提出

(1) 総合点検終了後

イ 報告書作成及び提出の代行

（イ）受託者は報告書の正本及び副本を作成し、指定職員に送付する。

（ロ）正本及び副本を受領した指定職員は、内容確認後、押印の上、正本及び副本を受託者に返送する。

（ハ）受託者は正本を所轄消防署へ提出し、副本に受付印をもらう。

（ニ）受託者は、副本を指定職員へ提出し、副本の写しを当局担当者へ提出する。

なお、副本の写しは所轄消防署の受付印が確認できるものとする。

（ホ）報告書の様式は、平成16年5月31日消防庁告示第9号及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号に定めるものを使用し、当該報告書の用紙は、受託者が準備する。

ロ 消防設備機器明細の作成

履行場所に設置されている全ての消防設備機器を確認し、別添「消防設備等明細」の記載項目に変更等がある場合は、別添「消防設備等明細」を訂正し、当局担当者に提出する。

ハ 報告書提出期限

10月31日

(2) 機器点検終了後

イ 報告書作成及び提出

受託者は、報告書を指定職員及び当局担当者へ各 1 部提出する。

なお、報告書の様式は、報告書手引きに準拠する。

ロ 報告書提出期限

3月31日

5 その他の事項

点検結果により部品の交換及び修繕等を要すると判断した場合には、指定職員と別途協議する。

(区分A)

消防設備等明細

(単位：台)

設備名称	税務署名					他 岐 阜 北 岐 阜 南 大 垣 多 治 見 閑 管 理 書 集 庫 中 南
	岐 阜 北	岐 阜 南	大 垣	多 治 見	閑	
自動火災報知・誘導灯設備等						
P型1級10回線受信機	1	1	1		1	
P型1級5回線受信機						
P型1級30回線受信機（複合盤）				1		
発信機	8	5	3	7	4	
150mmベル	8	5	3	7	4	
差動式スポット型感知器	61	61	62	72	30	
定温式スポット型感知器	11	4	6	15	4	
光電式煙感知器	14	10	7	13	15	
差動式分布型感知器						
非常電源装置	1	1	1	1	1	
表示灯	8	5	3	7	4	
消火栓始動装置	1					
消火器	30	17	17	17	12	2
起動装置	3					
音響装置						
操作装置	1					
避難器具	1					
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備						
加圧送水装置	1					
電動機の制御装置	1					
消火栓	6					
非常電源専用受電設備（屋内消化専用）	1					
防排煙制御設備						
連動操作盤	1	1	3			
連動用煙感知器	26	8	23	6		
自動開閉装置（防火扉）	11	1	7	6		
自動開閉装置（シャッター）	3	5	22			
自動開閉装置（ダンパー）	19		6			

(区分B)

消防設備等明細

(単位:台)

設備名称	税務署名	税務署				
		浜 松 東	島 田	磐 田	掛 川	藤 枝
自動火災報知・誘導灯設備等						
P型1級10回線受信機		1				
P型1級15回線受信機						
P型1級20回線受信機						
P型1級30回線受信機						
P型1級5回線受信機			1	1	1	
P型2級5回線受信機						
GP型受信機	1					
副受信機						
発信機	5	2	3	4	4	
150mmベル	7	4	3	4	5	
差動式スポット型感知器	61	49	48	37	43	
定温式スポット型感知器	9	8	4	5	13	
光電式煙感知器	22	7	1	7	2	
非常電源装置	1	1	1	1	1	
回路試験押釦						
表示灯	5	2	3	4	4	
消火栓始動装置			1			
消火器	19	15	20	13	13	
検知器	5					
起動装置						
音響装置						
操作装置						
誘導灯	2		3			
移動式粉末消火設備						
避難器具(梯子)						
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備						
加圧送水装置			1			
電動機の制御装置			1			
消火栓			3			
管末テスト弁						
自家発電設備						
水噴霧・散水ヘッド						
防排煙制御設備						
連動操作盤	1		1			
連動用煙感知器	4		6			
自動開閉装置(防火扉)	4		3			
自動開閉装置(シャッター)						
自動開閉装置(ダンパー)	8		6			

(区分C)

消防設備等明細

(単位:台)

設備名称	税務署名							他 中静岡管理第二書庫集
	静岡	清水	沼津	熱海	三島	富士	下田	
自動火災報知・誘導灯設備等								
P型1級10回線受信機		1		1				
P型1級15回線受信機	2		1					
P型1級20回線受信機						1		
P型1級30回線受信機								
P型1級5回線受信機					0		1	
P型2級5回線受信機					2			
GP型受信機								
副受信機								
発信機	8	6	5	5	5	7	2	
150mmベル	8	6	5	5	5	7	2	
差動式スポット型感知器	109	21	46	41	40	59	24	
定温式スポット型感知器	10	21	8	4	8	15	3	
光電式煙感知器	21	23	36	32	13	37	2	
非常電源装置	2	1	1	1	2	1	1	
回路試験押釦								
表示灯	8	6	5	5	5	7	2	
消火栓始動装置	1	1	1			1		
消火器	40	21	24	15	22	29	11	1
検知器								
起動装置								
音響装置								
操作装置								
誘導灯		3			2	5		
移動式粉末消火設備						1		
避難器具(梯子)								
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備								
加圧送水装置	1	1	1			1		
電動機の制御装置	1	1	1			1		
消火栓	4	3	3			7		
管末テスト弁								
自家発電設備						1		
水噴霧・散水ヘッド								
防排煙制御設備								
連動操作盤	2	2	1			1		
連動用煙感知器	11	3	9			8		
自動開閉装置(防火扉)	8	3	8			8		
自動開閉装置(シャッター)	2	3	1					
自動開閉装置(ダンパー)		7	35			4		

(区分E)

消防設備等明細

(単位:台)

税務署名 設備名称	税務署													他			
	千種	名古屋北	名古屋西	中村	名古屋	昭和	熱田	中川	一宮	尾張瀬戸	半田	津島	西尾	小牧	新城	管熱理田書集中	泉分庁舎
自動火災報知・誘導灯設備等																	
P型1級10回線受信機	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1				
P型1級15回線受信機								1							1		1
P型1級5回線受信機					1												
P型1級40回線受信機(複合盤)						1											
P型2級3回線受信機																	
副受信機																	
発信機	3	3	5	3	9	14	8	3	4	5	4	3	8				8
150mmペル	3	7	5	4	10	14	9	4	4	5	7	3	9				8
差動式スポット型感知器	40	51	40	40	69	177	45	52	41	37	43	35	74				2
定温式スポット型感知器	5	8	7	5	12	11	15	5	7	8	3	10	19				26
光電式煙感知器	3	5	5	4	18	23	18	12	6	13	5	7	20				57
差動式分布型感知器	2		2	3						5							
非常電源装置	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1				
回路試験押釦								1									
表示灯	3	3	5	3	9	14	8	3	4	5	4	3	8	3			9
消火栓始動装置	1	1	1	1	1	1		1		1			1				
消火器	26	24	20	20	34	31	21	17	17	21	17	15	28	11	2	16	
起動装置											3						
音響装置										3							
操作装置							1										
誘導灯					6		22						6				21
移動式粉末消火設備						1											
避難器具(梯子)				2									7				
消火栓・自家発電																	
非常電源専用受電設備																	
加圧送水装置	1	1	1		1	1		1		1			1		1		1
電動機の制御装置	1	1	1		1	1		1		1			1				
消火栓	3	3	3		6	13		3		3			8				16
防排煙制御設備																	
連動操作盤			1	1	1	2		1	1		1	2		1			
連動用煙感知器		3	5	13	8	5	8	9		6	2		15				
連動用煙感知器(定温式)					1												
定温式スポット型感知器				12	7	5	6	3			4		5				
自動開閉装置(防火扉)					1								7				
自動開閉装置(シャッター)						1							3				
自動開閉装置(ダンパー)		9	13	18	24		14	9		9							

(区分 F)

消防設備等明細

(単位:台)

設備名称	税務署							他	
	津	四 日 市	伊 勢	桑 名	上 野	鈴 鹿	尾 鷲	小 書 庫 集 中	津 第 二 書 庫 集 中
自動火災報知・誘導灯設備等									
P型1級10回線受信機	1	1	1						
P型1級15回線受信機				1					
発信機	4	5	3	5		3			
150mmベル	4	5	4	5		3			
差動式スポット型感知器	54	61	23	48		30			
定温式スポット型感知器	5	5	6	3		7			
光電式煙感知器	11	7	5	15		4			
差動式分布型感知器			1						
非常電源装置	1	1	1	1	1	1	1		
表示灯	4	5	3	5	2	3	2		
消火栓始動装置	1	1							
消火器	17	23	14	11	10	15	10	1	2
起動装置					2		2		
音響装置	4	5	4	5	2	3	2		
操作装置									
誘導灯								2	4
多信号(3種)				4					
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備									
加圧送水装置	1	1							
電動機の制御装置	1	1							
消火栓	4	5							
防排煙制御設備									
連動操作盤				1					
連動用煙感知器				8					
自動開閉装置(防火扉)				10					
自動開閉装置(ダンパー)				5					
自動開閉装置(シャッター)				3					

III 空気調和設備の保守点検整備業務

1 基本事項

空気調和設備が、正常な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とする。

2 保守点検整備対象設備

別添「空気調和設備明細」のとおり。

3 業務の内容

(1) 本仕様書及び契約書に記載されていない事項及び点検方法等は、全て共通仕様書第1編、第2編第1章及び第2編第4章により実施する。

なお、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づく点検・検査及び必要書類の交付・発行についても実施する。

(2) 別添「空気調和設備明細」に定める「点検月」欄に従い定期点検を行う。

ただし、当局の都合により、別添「空気調和設備明細」の「点検月」欄に定める期間中に、定期点検ができない場合には、指定職員と協議の上、別途実施日を定める。

イ 冷暖房設備（別添「空気調和設備明細」の「点検月」欄において○印にて表示）

ロ 個別空調機（別添「空気調和設備明細」の「点検月」欄において●印にて表示）

ハ その他付帯設備を含めた履行場所に設置されている全ての空気調和設備の付属設備等について、点検及び保守を実施する。

(3) 点検区分

点検区分	点検年月	点検設備
暖房オフ、冷房イン点検	5月	冷暖房設備、個別空調機及びその他付帯設備
冷房中点検	8月	冷暖房設備及びその他付帯設備
冷房オフ、暖房イン点検	11月	冷暖房設備、個別空調機及びその他付帯設備
暖房中点検	1月	冷暖房設備及びその他付帯設備

(4) 特記事項

特記した対象部分について、保守点検整備を実施する。

イ 冷暖房設備

(イ) 冷房設備の稼動期間を通じて、レジオネラ菌などの各種細菌及び藻類等の発生及び増殖の防止対策として、洗浄剤等の薬剤注入等の処置を行う。(事前の細菌及び藻類等の発生確認の水質検査は含まない。)

(ロ) エアフィルタ及びチャンバーの点検が必要な機種については、点検時に清掃を行う。

(ハ) 別添「空気調和設備明細」に記載したその他付帯設備のフィルターについては、5月及び11月に清掃を行う。

(ニ) 汚れ、詰まり、付着等がある部品（配管ストレーナー含む。）又は点検部の清掃を行う。

(ホ) 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整を行う。

(ヘ) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締めを行う。

(ト) 次の消耗部品は必要に応じて交換又は補充を行う。ただし、当該消耗部品は、受託者の負

担とする。

炎検知器（ウルトラビジョン）、バーナーコントロールリレー、スパークロッド、抽気電磁弁、抽気エゼクター、棒温度計、補助リレー、ランプ類、ヒューズ類、サンプリング補充溶液、補充冷媒、インヒビター、潤滑油、グリス、充填油等、パッキン、ガスゲット、Oリング類、精制水、サーミスター

- (チ) 接触部分、回転部分等への注油を行う。
- (リ) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント）を行う。
- (ヌ) 安全弁の点検が必要な機種については、5月に点検を行う。
- (ル) 吸収式冷温水発生機については、凝縮器及び蒸発器のチューブ清掃を11月に実施する。

□ 個別空調機

- (イ) 共通仕様書第2編第4章4.3.6のうち、「冷房切替え」及び「暖房切替え」を除き実施する。
- (ロ) フィルターについては、5月及び11月に清掃を行う。

(5) 保守点検結果報告書

イ 報告書には、機器ごとに仕様・型番等必要事項を記載の上、点検・整備内容及び機器の状態等について明確に記載する。

なお、作業写真を添付することとし、特にフィルター及び配管ストレーナーの清掃については作業前後の撮影を行うこと。

また、点検結果により上記(4)イ(ト)に記載するものを除く部品の交換及び修繕を要すると判断した場合には、写真（修繕箇所）を添付の上、報告書を当局担当者及び指定職員に提出する。

(イ) 提出部数

2部

(ロ) 提出先

当局担当者及び指定職員

(ハ) 提出期限

点検業務終了後、報告書を指定職員に提出し、業務履行の確認を受ける。

すべての履行場所の報告書を取りまとめて、業務実施月の翌月末までに当局担当者に提出する。

□ 11月の点検時において、履行場所に設置されている全ての空気調和設備（個別空調機を含む。）及び付属設備等を確認し、別添「空気調和設備明細」の記載項目に変更等がある場合は、別添「空気調和設備明細」を訂正し、12月16日までに当局担当者に提出する。

(区分A)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	室内機(型式)	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
岐阜北税務署	1階 機械室	冷温水発生機	-	SUW-G120L-6	三洋電機	1	○	○	○	○
	1階 ロビー	天井埋込カセット	1	AIC-AP1401H	東芝キャリア	2	●	●	●	
	1階 事務室(西)	天井埋込カセット	1	RCI-NP40K	日立空調システム	1	●	●	●	
	1階 特別国税調査官室	天井埋込カセット	1	RCI-NP140K	日立空調システム	1	●	●	●	
	3階 法人	天井埋込カセット	1	RCI-NP56K	日立空調システム	1	●	●	●	
	1階 相談室	天井埋込カセット	1	RCI-NP40K	日立空調システム	1	●	●	●	
	2階 総務課	天井埋込カセット	1	BYCJ160LW	ダイキン	1	●	●	●	
	2階 総務課	天井埋込カセット	1	RCI-NP40K	日立空調システム	1	●	●	●	
	2階 署長室	天井埋込カセット	1	RCI-NP112K	日立空調システム	2	●	●	●	
	2階 署長応接室	天井埋込カセット	1	RCI-NP112K	日立空調システム	1	●	●	●	
	2階 副署長室	天井埋込カセット	1	RCID-NP36K	日立空調システム	1	●	●	●	
	2階 副署長室	天井埋込カセット	1			1	●	●	●	
	2階 事務機械室	壁掛式	1	SZZA80BAT	ダイキン	1	●	●	●	
	2階 機械室	天井埋込カセット	1	AIC-AP801H	東芝キャリア	1	●	●	●	
	2階 女子更衣室	天井埋込カセット	1			1	●	●	●	
	3階 法人	天井埋込カセット	1	AIC-AP1602H	東芝キャリア	1	●	●	●	
	3階 法人	天井埋込カセット	1	AIC-AP1602H	東芝キャリア	1	●	●	●	
	3階 用務員室	天井埋込カセット	1	BYBCJ80LW	ダイキン	1	●	●	●	
	3階 第一会議室	天井埋込カセット	1	RCI-NP112K	日立空調システム	2	●	●	●	
	3階 第二会議室	天井埋込カセット	1	RCI-NP112K	日立空調システム	2	●	●	●	
	3階 第三会議室	天井埋込カセット	1	RCI-NP140K1	日立空調システム	1	●	●	●	
		冷却塔	-	SKB-120PGR	空研工業	1				
		冷却水ポンプ	-	SJ4-125×100K615	キヨクトウ	1				
	その他付帯設備	冷温水ポンプ	-	SJ4-80×65J611	キヨクトウ	1				
		ユニット形空気調和機	-	AV-35E	ダイキン	1				
		ユニット形空気調和機	-	AV-17E	ダイキン	1				
		ファンコイルユニット	-		新晃工業	22				
岐阜南税務署	本館1階 機械室	冷温水発生機	-	SUW-H60L	三洋電機	1	○	○	○	○
	別棟2階 会議室南	GHP 天井埋込カセット	1	SGP-SH160JI	三洋電機	1	●	●	●	
	別棟2階 会議室北	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH140JI	三洋電機	1	●	●	●	
	本館1階 玄関ホール	天井埋込カセット		SPW-SXRP71B	三洋電機	1	●	●	●	
	本館1階 公衆溜	天井埋込カセット		SPW-SXRP140B	三洋電機	1	●	●	●	
	増築棟1階 面接室	天井埋込カセット	1	SPW-SSXRP45B	三洋電機	1	●	●	●	
	増築棟1階 小会議室	天井埋込カセット		SPW-SSXRP140B	三洋電機	1	●	●	●	
	本館2階 小会議室	天井埋込カセット		SPW-SSXRP112B	三洋電機	1	●	●	●	
	本館2階 副署長室	天井埋込カセット	1	SPW-SSXRP80B	三洋電機	1	●	●	●	
	増築棟2階 署長室	天井埋込カセット		SPW-SXRP112B	三洋電機	1	●	●	●	
	本館3階 食堂	天井埋込カセット	1	SPW-SXRP140B	三洋電機	2	●	●	●	
	本館3階 面接室	天井埋込カセット		SPW-SSXRP112B	三洋電機	1	●	●	●	
	増築棟3階 副署長室	天井埋込カセット	1	SPW-SSXRP90B	三洋電機	1	●	●	●	
	増築棟3階 小会議室	天井埋込カセット		SPW-SSXRP80B	三洋電機	1	●	●	●	
	本館3階 事務室	天井埋込カセット	1	SPW-SXRP112B	三洋電機	2	●	●	●	
	本館2階 事務機械室	壁掛式	1	SZZA80BAT	ダイキン	1	●	●	●	
		冷却塔	-	SCT-60UTWS(Z)	三洋電機	1				
		冷却水ポンプ	-	SJ4-80×65H65.5	キヨクトウ	1				
	その他付帯設備	冷温水ポンプ	-	SJ4-60×50J63.7	キヨクトウ	1				
		補給水ポンプ	-	N3-256SH	川本	1				
		ユニット形空気調和機	-	CH-400EK	昭和鉄工	1				
大垣税務署	1階 機械室	冷温水発生機	-	CH-MG80	矢崎総業	1	○	○	○	○
	2階 署長室	天井埋込式	1	SIU-J1121H	東芝キャリア	1	●	●	●	
	2階 事務機械室	天吊式	1	SZZA112BA	ダイキン	1	●	●	●	
	2階 副署長室	窓掛け型	-	FHYCP80K	ダイキン	1	●	●	●	
	3階 副署長室	窓掛け型	-	FHYCP80K	ダイキン	1	●	●	●	
	3階 休養室	天井埋込式	1	FHYGJ63L	ダイキン	1	●	●	●	
	1階 面接室	天井埋込式	1	RAP-CPN	日立	1	●	●	●	
	1階 用務員室	天井埋込式	1	RAP-CPN	日立	1	●	●	●	
	1階 事務室(室内機)	天井埋込式	1	FXYCP71M	ダイキン	2	●	●	●	
	2階 事務室(室内機)	天井埋込式	1	FXYCP56M	ダイキン	1	●	●	●	
	2階 食堂(室内機)	天井埋込式		FXYCP56M	ダイキン	2	●	●	●	
	3階 事務室(室内機)	天井埋込式	1	FXYCP71M	ダイキン	2	●	●	●	
	3階 会議室(室内機)	天井埋込式	1	FXYCP71M	ダイキン	2	●	●	●	
	2階 湯沸室	窓掛け型	-	WV189C-W	三菱重工	1	●	●	●	
		冷却塔	-	SKB-80GS	空研工業	1				
		冷却水ポンプ	-	GEJ-80X656M-2M11	川本製作所	1				
	その他付帯設備	冷温水ポンプ	-	GEI-80X656M-2M5.5	川本製作所	1				
		補給水ポンプ	-	-	テラルキヨクトウ	1				
		ユニット形空気調和機	-	CH-200EK	昭和鉄工	1				
		ファンコイルユニット	-		昭和鉄工	26				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分A)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	室内機(型式)	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
多治見税務署	1階 ホール	GHP 天井埋込カセット	1	YZCP36MC	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	1階 玄関ホール・事務室	GHP 天井埋込カセット		YZCP36MC	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	1階 玄関ホール・事務室	GHP 天井埋込カセット		YZWP36MC	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	1階 事務室	GHP 天井埋込カセット	1	YZCP28MC	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	1階 事務室	GHP 天井埋込カセット		YZWP28M	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	2階 ホール	GHP 天井埋込カセット	1	YZCP36MC	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	2階 事務室	GHP 天井埋込カセット		YZCP56MC	ヤマネルギーシステム	2	●	●		
	2階 事務室	GHP 天井埋込カセット		YZWP56MC	ヤマネルギーシステム	2	●	●		
	2階 副署長室	GHP 天井吊式	1	YZDP56A	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	2階 打合室	GHP 天井吊式		YZSDP22M	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	3階 ホール	GHP 天井埋込カセット		YZCP45MC	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	3階 事務室	GHP 天井埋込カセット	1	YZCP56MC	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	3階 事務室	GHP 天井埋込カセット		YZWP56M	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	3階 倉庫3	GHP 天井吊式		YZSDP22M	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	3階 事務室	GHP 天井埋込カセット	1	YZCP56MC	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	3階 事務室	GHP 天井埋込カセット		YZWP56M	ヤマネルギーシステム	4	●	●		
	1階 機械室	GHP 天井吊式	1	YZDP280MF	ヤマネルギーシステム	1	●	●		
	2階 会議室1	天井埋込カセット	1	SZCP140ABD	ダイキン	2	●	●		
	2階 会議室2	天井埋込カセット	1	SZCP140ABD	ダイキン	2	●	●		
	2階 会議室3	天井埋込カセット	1	SZCP140ABD	ダイキン	4	●	●		
	2階 署長室	天井吊式	1	FXYMP56A	ダイキン	2	●	●		
	2階 食堂	天井埋込カセット	1	SZCP224ABD	ダイキン	2	●	●		
	2階 ロッカー休憩室	天井埋込カセット	1	SZGP56ABT	ダイキン	1	●	●		
	2階 ロッカー休憩室	天井埋込カセット	1	SZGP56ABT	ダイキン	1	●	●		
	2階 庁務員室	天井埋込カセット	1	SZGP50ABT	ダイキン	1	●	●		
	3階 倉庫1	天井埋込カセット	1	SZCP224ABD	ダイキン	2	●	●		
	3階 機械室	床置式	1	SZVP112AB	ダイキン	1	●	●		
	3階 事務機械室	床置式	1	SZVP112AB	ダイキン	1	●	●		
	3階 倉庫2	天井埋込カセット	1	SZGP50ABT	ダイキン	1	●	●		
	4階 電気室	床置式	1	SZVP112AB	ダイキン	1	●	●		
閑税務署	本館1階 機械室	パッケージ型空調機	1	FVYP1120BR	ダイキン	1	○	○	○	○
	本館1階 サーバ室	天井埋込式		FHYGP56M	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 副署長室	天井埋込式	1	FHYP56M	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 応接室	天井埋込式		FXYAP28M	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 休養室	天井埋込式		FXYAP36M	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 用務員室	天井埋込式		FXYAP45M	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 食堂	天井埋込式		PYPCJ80LW	ダイキン	1	●	●		
	本館1階 面接室	壁掛型インバーター	1	F25ETHDS-W	ダイキン	1	●	●		
	本館1階 面接室	天井埋込式	1	F28CCV	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 署長室	天井吊式	1	RYJ80B(E)(H)	ダイキン	1	●	●		
	本館1階 玄関	天井埋込式	1	FHYCJ80B	ダイキン	1	●	●		
	本館2階 事務機械室	天井埋込式	1	FHYGJ56L	ダイキン	1	●	●		
	別館1階 事務室南側	天井吊式	1	FHP112A	ダイキン	1	●	●		
	別館1階 事務室中側	天井吊式	1	FHYJ140L	ダイキン	1	●	●		
	別館1階 事務室北側	天井吊式	1	FHP112A	ダイキン	1	●	●		
	別館2階 会議室	天井吊式	1	FXYHP112KC	ダイキン	2	●	●		

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分B)

空気調和設備明細

※点検月欄について

○=冷暖房設備の定期点検

●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
浜松東税務署	1階 機械室	冷温水発生機	-	CH-V80	矢崎総業	1	○	○	○	○
	1階 大・小会議室	エアコン	1	RSXY-10GA	ダイキン	2	●	●	●	●
	1階 大会議室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	2階 署長室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	2階 面接室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	4階 男子休養室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	4階 女子休養室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	4階 食堂	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	4階 用務員室	エアコン	1	RSXY-8GA	ダイキン	1	●	●	●	●
	3階 事務機械室	天吊式	1	RPC-AP80HVM2	日立	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	SKB-85PGR	空研工業	1				
		冷却水ポンプ	-	100×80FS4K611	荏原製作所	1				
		冷温水ポンプ	-	80×65FS4J67-5	荏原製作所	1				
		ユニット型空気調和機		FCV-220k2B	木村工機	1				
		ユニット型空気調和機		FCH-160K2B	木村工機	1				
島田税務署	本館 1階 機械室	冷温水発生機	-	CH-KG40	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 2階 事務機械室	壁掛式	1	RPK-AP80HVM2	日立	1	●	●	●	●
	本館 2階 署長室	エアコン	1	PUH-J56FA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2階 更衣室	エアコン	1	MUZ-W28P	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 1階 大会議室	エアコン	1	SPW-CHP280T1	サンヨー	1	●	●	●	●
	別棟 2階 面接室	エアコン	1	SPW-CHP80T1	サンヨー	1	●	●	●	●
	別棟 2階 小会議室	エアコン	1	SPW-CHP160T1	サンヨー	1	●	●	●	●
	別棟 2階 休養室	エアコン	1	SAP-CSK28H	サンヨー	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	SKB-40GS	空研工業	1				
		ユニット型空気調和機	-	FCH-202SZK	木村工機	1				
		ファンコイル	-	KCS3-800GK	木村工機	1				
		排風機	-	ALF-U II -NO.3-615	テラルキョクトウ	1				
		膨張タンク	-	EU-100W	ホーコス	1				
		冷温水ポンプ	-	SJ4-65×50 63.7	テラルキョクトウ	1				
		冷却水ポンプ	-	SJ4-80×65 67.5	テラルキョクトウ	1				
磐田税務署	1階 機械室	冷温水発生機	-	CH-KG40PS	矢崎総業	1	○	○	○	○
	2階 事務機械室	壁掛式	1	RASAP112HVM4	日立	1	●	●	●	●
	1階 事務室	エアコン	1	PUHY-P224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	2階 事務室	エアコン	1	PUHY-140ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	2階 署長	エアコン	1	PUHY-224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	2階 副署長室	エアコン	1	PUHY-224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	2階 打合室	エアコン	1	PUHY-224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	3階 事務室	エアコン	1	PUHY-224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	3階 中会議室	エアコン	1	PUHY-224ME	三菱電機	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	冷温水発生機一体		1				
		ユニット型空気調和機	-	TUC-190-BV	東洋製作所	1				
		冷却水ポンプ	-	65×50FSFD62.2A	荏原製作所	1				
		冷温水ポンプ	-	65×50FSFD63.7A	荏原製作所	2				
		全熱交換機	-	LGH-25RX4		1				
		ファンコイル	-			6				
掛川税務署	本館 1階 機械室	吸収式冷温水発生機	-	GH-KGH40	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 1階 事務室	エアコン	1	PUH100EKD	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2階 事務機械室	壁掛式	1	RPK-AP80HVM2	日立	1	●	●	●	●
	別館 1階 事務室	エアコン	1	PUH-J56GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2階 署長室	エアコン	1	PUH-J80GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	別館 1階 事務室	エアコン	1	PUH-100EKD	三菱電機	2	●	●	●	●
	別館 1階 面接室	エアコン	1	MUZ-VS228	三菱電機	1	●	●	●	●
	別館 3階 会議室	エアコン	1	FDC-J160HD2	三菱重工	1	●	●	●	●
	別館 2階 会議室	エアコン	1	FDC-J140HD2	三菱重工	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	CT-K40LS	矢崎総業	1				
		ユニット型空気調和機	-	FCH-172SZK-B改	木村工機	1				
		冷却水ポンプ	-	80X65FS4H63.7	荏原製作所	1				
		冷温水ポンプ	-	65X50FS4H62.2	荏原製作所	1				
		排風機	-	11/2SMU6.1	荏原汎用送風機	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分B)

空気調和設備明細

※点検月欄について

○=冷暖房設備の定期点検

●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機 台数	型式	メーカー	台 数	点検月			
							5	8	11	1
藤枝税務署	本館 1 階 機械室	冷温水発生機	-	CH-K40	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 1 階 1 階ロビー	エアコン	1	RZYJ80CT	ダイキン	1	●			●
	本館 2 階 署長室	エアコン	1	MUZJ409S	三菱電機	1	●			●
	別棟 1 階 事務室	エアコン	1	PUH-125EK3	三菱電機	1	●			●
	別棟 1 階 事務室	エアコン	1	PUZ-RP140HAIO	三菱電機	1	●			●
	別棟 2 階 会議室	エアコン	1	PUH-125EK3	三菱電機	2	●			●
	本館 2 階 事務機械室	エアコン	1	RASAP63HUM3	日立	1	●			●
	その他付帯設備	冷却塔	-	HT-60SQb	三菱樹脂	1				
		ユニット型空気調和機	-	FCH-261SZK	木村工機	1				
		膨張水槽	-	TE-500	森松工業	1				
		冷却水ポンプ	-	LP-80B63.7	テラルキヨクトウ	2				
		冷温水ポンプ	-	SJM3-65×50M65.5	テラルキヨクトウ	2				
		排風機	-	CM4-21S	テラルキヨクトウ	1				
		送風機	-	CM4-21S	テラルキヨクトウ	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分C)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
静岡税務署	本館 1 階 機械室	吸収冷温水機	-	CH-M130H	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 1 階 待合室	エアコン	1	RZYP63MT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 1 階 パソコンルーム	エアコン	1	RZYP63HT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 印刷室	エアコン	1	RYJ80L	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 事務機械室	天吊式	1	RASAP80HVM2	日立	1	●	●	●	●
	別棟 1 階 会議室	エアコン	1	CU-P140XF	松下電器	4	●	●	●	●
	本館 2 階 副署長室	パッケージ型空調機	1	RZYP56HAT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 打合室	パッケージ型空調機	1	RZYP63MT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 署長室	パッケージ型空調機	1	RZYP112M	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 副署長室	パッケージ型空調機	1	RZYP50HAT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 事務室	壁掛エアコン	1	S50NTEP	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 会議室	パッケージ型空調機	1	RYJ80L	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 4 階 副署長室	ルームエアコン	1			1	●	●	●	●
	別棟 2 階 支所長室	空冷式ヒートポンプエアコン	1	MPUZ-RP40HA	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 2 階 事務室	空冷式ヒートポンプエアコン	1	MPUZ-RP140HA	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 2 階 食堂	空冷式ヒートポンプエアコン	1	MPUZ-RP160HA	三菱電機	2	●	●	●	●
	別棟 2 階 面接室	空冷式ヒートポンプエアコン	1	MPUZRP40HA	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 3 階 駐在監察官室	空冷式ヒートポンプエアコン	1	RZYP112H	ダイキン	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-			2				
		ユニット型空調和機	-	FCV-432SZK-C	木村工機	1				
		冷温水ポンプ	-	80X65FS4K611	荏原製作所	1				
		冷却水ポンプ	-	100X80FS4J615	荏原製作所	1				
		排風機	-		荏原製作所	2				
		排水ポンプ	-	GSO-406	川本	1				
		ファンコイル	-			112				
清水税務署	本館 1 階 機械室	冷温水発生機	-	CH-K60PS	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 1 階 管理室	エアコン	1	R28MESE	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 署長室	エアコン	1	PUH-J80GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階 旧事務機械室	エアコン	1	MUZSV367	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階 副署長	エアコン	1	MUZ-SV25T	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 3 階 副署長	エアコン	1	RTYP56LTE	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 事務機械室	エアコン	1	RYJ63L	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 サーバー室	壁掛エアコン	1	PUZ-ERP56KA4	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 3 階 会議室	エアコン	1	PUH-J180FA	三菱電機	2	●	●	●	●
	別棟 2 階 休養室	エアコン	1	MUZVS25K	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 2 階 食堂	エアコン	1	MPUZ-P160HA3	三菱電機	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	CT-K605	矢崎総業	1				
		冷却水ポンプ	-	80X65FSED 63-7A	荏原製作所	1				
		冷温水ポンプ	-	65X50FSED 65-5A	荏原製作所	1				
		ユニット型空調和機	-	AD-S35GV	三菱電機	1				
沼津税務署	本館 1 階 機械室	冷温水発生機	-	CH-KG80	矢崎総業	1	○	○	○	○
	本館 1 階 用務員・休養室	エアコン	1	2M68CV	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 1 階 面接室	エアコン	1	R28CCV	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 事務室	天井埋込エアコン	1			1	●	●	●	●
	本館 2 階 署長室	エアコン	1	RZYP140K	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 副署長室	エアコン	1	RZYP50KT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 2 階 女子休養室	エアコン	1	R40GNV	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 事務機械室	天吊式	1	RZZP80BAT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 副署長室	エアコン	1	RYJ63L	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 第三会議室	エアコン	1	RZYP50KT	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 小会議室	エアコン	1	RZYP140K	ダイキン	1	●	●	●	●
	本館 3 階 第二会議室	エアコン	1	RZYP63KT	ダイキン	1	●	●	●	●
	別棟 1 階 事務室	エアコン	1	PUHMJ140EA	三菱電機	1	●	●	●	●
	別棟 2 階 会議室	天井埋込エアコン	1	PUHY-RP450DM-G	三菱電機	5	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	SDW-U90ASSD	荏原シンワ	1				
		冷却水ポンプ	-	100×80FS4K515	荏原テクノサーブ	1				
		冷温水ポンプ	-	80×65FS4J55.5	荏原テクノサーブ	1				
		変風量ユニット	-		空研工業	5				
		ユニット型空調和機	-	FCH-351SZK	木村工機	1				
		全熱交換機	-		三菱電機	7				
熱海税務署	3階 機械室	吸収式冷温水発生機	-	HAU-G80V	日立	1	○	○	○	○
	3階 打合室	エアコン	1	RTYJ56LTE	ダイキン	1	●	●	●	●
	4階 事務機械室	壁掛式	1	RPK-AP63HVM3	日立	1	●	●	●	●
	その他付帯設備	冷却塔	-	KCMB-125RS	空研工業	1				
		冷却水ポンプ	-	SJ100×80M51, 1	三菱電機	1				
		冷温水ポンプ	-	SJ80×65M57, 5	三菱電機	1				
		ユニット型空調和機	-	A-121AV	三菱重工	1				
		ユニット型空調和機	-	A-191AV	三菱重工	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分C)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
三島税務署	1階 機械室	吸収式冷温水機	-	HAU-G50EX	日立製作所	1	○	○	○	○
	1階 打合室	エアコン	1	RZYP50AAT	ダイキン	1	●		●	
	2階 サーバー室	エアコン	1	RP112AA	ダイキン	1	●		●	
	2階 事務室	エアコン	1	RYJ80L	ダイキン	1	●		●	
	2階 署長室	エアコン	1	CU-J40CAS	松下	1	●		●	
	2階 副署長室	エアコン	1	CW-C18KS-W	松下	1	●		●	
	別館2階 会議室	天吊エアコン	1	CV-J100CH4	松下	1	●		●	
	別館2階 会議室	天吊エアコン	1	FHP112AL	ダイキン	1	●		●	
	その他付帯設備	冷却塔	-	SDW-U50ASSD	荏原シンワ	1				
		ユニット型空気調和機	-	TUC-405-AH	東洋製作所	1				
		冷温水ポンプ	-	65X50FS4J53.7	エバテクノサーブ	2				
		冷却水ポンプ	-	80X65FS4K57.5	エバテクノサーブ	1				
		給水ポンプユニット	-	20HPN.5.12S	エバテクノサーブ	1				
		密閉形膨張タンク	-	BL-20	ホーコス	1				
富士税務署	地下 機械室	冷温水発生機	-	GLB-120A	川崎重工	1	○	○	○	○
	2階 副署長室	エアコン	1	CW-C18KS-W	松下	1	●		●	
	2階 署長室	エアコン	1	CU-J40HAS	松下	1	●		●	
	2階 事務機械室	天吊式	1	RASAP63HVM3	日立	1	●		●	
	3階 副署長室	エアコン	1	CW-C18KS-W	松下	1	●		●	
	2階 大会議室	エアコン	1	RZYP160A	ダイキン	1	●		●	
	地下 機械室	エアコン	1	CH-150EK	昭和鉄工	1	●		●	
	4階 機械室	エアコン	1	CH-170EK	昭和鉄工	1	●		●	
	その他付帯設備	冷却塔	-	RTC-1256PNW	東芝	1				
		冷却水ポンプ	-	GEM-125×100 4M18	川本	1				
		冷温水ポンプ	-	GEK-80×654M3.7	川本	2				
		冷温水ポンプ	-	GEK-80×654M1.5	川本	1				
		ユニット型空気調和機	-			1				
		ユニット型空気調和機	-			1				
		ファンコイル	-			66				
下田税務署	2階 署長室	エアコン	1	FHCP80BC	ダイキン	1	●		●	
	2階 事務室	エアコン	1	FXYFP71MC	ダイキン	4	●		●	
	2階 会議室	エアコン	1	FXYFP45MC	ダイキン	4	●		●	
	2階 女子更衣室	エアコン	1	R22NES	ダイキン	1	●		●	
	2階 サーバー室	壁掛エアコン	1	SZZA63BBT	ダイキン	1	●		●	
	1階 エントランス	エアコン	1	MPUZERP56HA7-8SG	三菱電機	1	●		●	
	1階 食堂和室	エアコン	1	MUZBXV258	三菱電機	1	●		●	
	1階 面接室	エアコン	1	F28NTAXS-W	ダイキン	1	●		●	
	1階 相談室	エアコン	1	R28NAXSE2	ダイキン	1	●		●	
	1階 事務室	エアコン	1	FXYFP71MC	ダイキン	3	●		●	
	1階 食堂	エアコン	1	FXYCP56B	ダイキン	1	●		●	
	1階 会議室	エアコン	1	FHCP63BC	ダイキン	1	●		●	
	1階 事務機械室	天吊式	1	RASAP112HVM4	日立	1	●		●	

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分E)

空気調和設備明細

※点検月欄について

○=冷暖房設備の定期点検

●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
千種税務署	別棟	機械室	-	CH-M90HC	矢崎総業	1	○	○	○	○
	1階	玄関ホール	壁掛エアコン	SRK50BKLSV-W	三菱重工	1	●			●
	1階	ロッカー室	天吊エアコン	FDEJ56D2	三菱重工	1	●			●
	1階	事務室	セパレートエアコン	RAS-N40RX2	日立	1	●			●
	2階	署長室	窓形クーラー	CW-C18KS-W	松下電器	1	●			●
	2階	副署長室	窓形クーラー	CW-C18KS-W	松下電工	1	●			●
	2階	副署長室	窓形クーラー	CW-C18KS-W	松下電工	1	●			●
	2階	事務機械室	天吊エアコン	FDEJ80D2	三菱重工	1	●			●
	3階	事務機械室	天吊エアコン	FDEJ80D2	三菱重工	1	●			●
	3階	食堂	天吊クーラー	PC-P50GA	三菱電機	1	●			●
			冷却水ポンプ	SJ4-125×100H67.5	キヨクトウ	1				
		その他付帯設備	ユニット形空気調和機	FCH-1000SEZ	木村工機	1				
			冷温水ポンプ	SJ4-80×65H65.5	キヨクトウ	1				
			冷却塔	SDW-U90ASS	荏原シンワ	1				
			補給水ポンプ	25HPN6.25	荏原	1				
名古屋北税務署	本館 1階	機械室	冷温水発生機	CH-KZ60	矢崎総業	1	○	○	○	○
	南館 1階	機械室	バッケージエアコン	SZVYCP800DR	ダイキン	1	○	○	○	○
	本館 1階	ロビー受付	天吊エアコン	CSC-J80T8	松下電器	1	●			●
	本館 2階	事務機械室	天吊エアコン	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●			●
	本館 3階	事務機械室	天吊エアコン	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●			●
	本館 2階	署長室	床置エアコン	CS-J63BA	松下電器	1	●			●
	本館 2階	小会議室	窓形クーラー	CW-C18KS-W	松下電器	1	●			●
	本館 2階	副署長室	天埋エアコン	SHYCP80P	ダイキン	1	●			●
	本館 3階	副署長室	天埋エアコン	FHYKP80P	ダイキン	1	●			●
			ユニット形空気調和機	CV-100EK	昭和鉄工	1				
		その他付帯設備	冷温水ポンプ	SJ4-65×50K65.5	テラヨクトウ	1				
			冷温水ポンプ	SJ4-65×50H63.7	テラヨクトウ	1				
			冷却水ポンプ	SJ4-80×65J611	テラヨクトウ	1				
			ファンコイルユニット	各機種	昭和鉄工	32				
			冷却塔	SKB-62GS	空研工業	1				
名古屋西税務署	1階	機械室	冷温水発生機	CH-M100H	矢崎総業	1	○	○	○	○
	1階	玄関ホール	天吊エアコン	SPW-TP80E	三洋電機	2	●			●
	1階	面接室	天井埋込式	SPW-SP40EQ	三洋電機	1	●			●
	1階	小会議室 1	ルームエアコン	1		1	●			●
	1階	小会議室 2	ルームエアコン	1		1	●			●
	1階	会議室	天井埋込式	1		1	●			●
	1階	男子休養室	ルームエアコン	1		1	●			●
	1階	女子更衣室	天井埋込式	1		1	●			●
	2階	事務室	天井埋込式	1		1	●			●
	2階	署長室	床置エアコン	CS-J63BA	松下電器	1	●			●
	2階	副署長室	窓形クーラー	CW-C18KS-W	松下電器	1	●			●
	2階	事務機械室	天吊エアコン	PCA-J56GA9	三菱電機	1	●			●
	3階	食堂	天井埋込式	1		1	●			●
	3階	事務機械室	天吊エアコン	SPW-TP140E	三洋電機	1	●			●
	3階	副署長室	床置エアコン	1		1	●			●
名古屋中村税務署			ユニット形空気調和機	FY-10UTK-U	松下エコシステムズ	1				
		その他付帯設備	ユニット形空気調和機	FY-30UNH	松下エコシステムズ	1				
			全熱交換器	SKU-35AC	三菱電機	1				
			冷却水ポンプ	100X80FS4J615	荏原製作所	1				
			冷温水ポンプ	80X65FS4K611	荏原製作所	1				
			変風量ユニット	-	東プレ	6				
			ファンコイルユニット	-	昭和鉄工	34				
			冷却塔	SKD-FS-80	荏原シンワ	1				
	1階	機械室	冷温水発生機	CH-MG70C	矢崎総業	1	○	○	○	○
	2階	事務機械室	天吊エアコン	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●			●
	3階	事務機械室	天吊エアコン	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●			●
	2階	副署長室	天井埋込式	PLFY-P71BM-E1	三菱電機	1	●			●
	2階	署長室	天井埋込式	PLFY-P90BM-E1	三菱電機	1	●			●
	3階	副署長室	天井埋込式	PLFY-P112BM-E1	三菱電機	1	●			●
	1階	会議室	天井埋込式	PLFY-P140BM-E1	三菱電機	2	●			●
	3階	事務室	天井埋込式	PLFY-P140BM-E1	三菱電機	1	●			●
	屋上		天井埋込式	PURY-P674M-E	三菱電機	1	●			●
			冷却水ポンプ	GEK-1006M-4M7.5	川本	1				
			冷温水ポンプ	GEL-80X656M-4M7.5	川本	2				
			ユニット形空気調和機	FCV-291SZK	木村工機	1				
		その他付帯設備	ファンコイルユニット	-	三菱・和菱	28				
			ファンコイルユニット	-	ダイキン	2				
			変風量ユニット	-	共立エアテック	5				
			全熱交換器	SCF-40LS	三菱電機	3				
			全熱交換器	SCF-50LS	三菱電機	3				
			冷却塔	SKB-70GS	空研工業	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分E)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
昭和税務署	本館 1 階 機械室	冷温水発生機	-	CH-M100H	矢崎総業	1	○	○	○	○
	西館地下 機械室	パッケージエアコン	1	SRY-25JR	ダイキン	1	○	○	○	○
	西館地下 機械室	パッケージエアコン	1	SRYP-10JAR	ダイキン	1	○	○	○	○
	西館地下 機械室	パッケージエアコン	1	SRYP-5J	ダイキン	1	○	○	○	○
	本館 1 階 玄関ホール	天井埋込式	1			1	●	●		
	本館 1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J112GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 3 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階 署長室	天吊エアコン	1	CS-J63TB	松下電器	1	●	●	●	●
	本館 2 階 副署長室	窓形クーラー	-	CW-C18KS-W	松下電器	1	●	●	●	●
	本館 3 階 副署長室	窓形クーラー	-	CW-C18KS-W	松下電器	1	●	●	●	●
	西館 1 階 副署長室	窓形クーラー	-	CW-C18KS-W	松下電器	1	●	●	●	●
	その他付帯設備			ユニット形空気調和機	FCV-541SZK-C改	木村工機	2			
	冷温水ポンプ		-	SJ4-80×65K67.5	テラルヨクトウ	1				
	冷却水ポンプ		-	SJ4-125×100K611	テラルヨクトウ	1				
	冷却塔		-	SKB-100GS	空研工業	1				
熱田税務署	新館 6 階 機械室	冷温水発生機	-	HAU-GH70EX	日立	2	○	○	○	○
	新館 1 階 ロビー	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 2 階 ロビー	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 3 階 ロビー	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 4 階 ロビー	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 5 階 ロビー	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 2 階 喫煙室	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 3 階 喫煙室	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 4 階 喫煙室	天井埋込カセット		BEC40F・A	ダイキン	1	●	●		
	新館 1 階 副署長室	天井埋込カセット		FXYMP45KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 2 階 署長室	天井埋込カセット		FXYMP56KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 3 階 副署長室	天井埋込カセット		FXYMP45KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 4 階 副署長室	天井埋込カセット		FXYMP71KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 5 階 用務員室	天井埋込カセット		FXYCP22KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 1 階 事務機械室	天井埋込カセット		FXYMP56KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 3 階 事務機械室	天井埋込カセット		FXYMP90KC	ダイキン	1	●	●		
	新館 4 階 事務機械室	天井埋込カセット		FXYMP45KC	ダイキン	1	●	●		
	東館 1 階 事務室	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH45J1	三洋電機	6	●	●		
	東館 1 階 会議室	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH45J1	三洋電機	4	●	●		
	東館 1 階 休憩・更衣室	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH56J1	三洋電機	1	●	●		
	東館 2 階 事務室	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH56J1	三洋電機	11	●	●		
	東館 2 階 休憩・更衣室	GHP 天井埋込カセット		SGP-SH56J1	三洋電機	1	●	●		
	東館 2 階 サーバー室	ルームエアコン	1	S40JTNP-W	ダイキン	1	●	●		
	その他付帯設備			AC3-70E2Z05-A	木村工機	9				
	冷温水ポンプ		-	65×50FS4H637	荏原製作所	4				
	冷却水ポンプ		-	80×65FS4K611	荏原製作所	2				
	冷却塔		-	SKB-75GR	空研工業	2				
中川税務署	本館 1 階 機械室	空冷式パッケージ	1	SZVYCP280DR	ダイキン	1	○	○	○	○
	本館 1 階 機械室	空冷式パッケージ	3	SZVYCP450DR	ダイキン	3	○	○	○	○
	西館地下 機械室	パッケージエアコン	1	SRY30JA	ダイキン	1	○	○	○	○
	西館地下 機械室	パッケージエアコン	1	SRY8JB	ダイキン	1	○	○	○	○
	西館 3 階 大会議室	天井埋込式	3	SHYC112PA	ダイキン	3	●	●		
	西館 3 階 小会議室	天井埋込式	2	BYC45P	ダイキン	2	●	●		
	本館 1 階 ロビー受付	天井埋込式	1	S50ACV	ダイキン	1	●	●		
	本館 1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J140GA9	三菱電機	1	●	●		
	本館 1 階 面接室A	壁掛エアコン	1	CS-S281A-W	松下電器	1	●	●		
	本館 1 階 面接室B	壁掛エアコン	1	S28NTES-W	ダイキン	1	●	●		
	本館 2 階 面接室A	壁掛クーラー	-	CWH-185	コロナ	1	●	●		
	本館 2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J112GA9	三菱電機	1	●	●		
	本館 1 階 副署長室	窓形クーラー	-	CW-C18KS-W	松下電器	1	●	●		
	西館地下 休憩室	壁掛エアコン	1	STY283CV	ダイキン	1	●	●		
	西館 1 階 休憩室	壁掛エアコン	1	STY283CV	ダイキン	1	●	●		
	西館 2 階 休憩室	壁掛エアコン	1	STY283CV	ダイキン	1	●	●		
	西館 2 階 署長室	床置エアコン	1	CS-J63BA	松下電器	1	●	●		
	西館 2 階 副署長室	壁掛クーラー	1	CS-C25K-W	松下電器	1	●	●		
一宮税務署	1 階 機械室	冷温水発生機	-	CH-MG80	矢崎総業	1	○	○	○	○
	1 階 女子休養室	天井埋込式	1	FHYCP50K	ダイキン	1	●	●		
	1 階 女子更衣室	セパレートエアコン	1	FAYNP50D8	ダイキン	1	●	●		
	1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J45GA9	三菱電機	1	●	●		
	1 階 小会議室	天吊エアコン	1	PCA-J45GA9	三菱電機	1	●	●		
	1 階 食堂	天井埋込カセット	1	SZCP224AAD	ダイキン	2	●	●		
	2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●	●		
	3 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J112GA9	三菱電機	1	●	●		
	2 階 署長室	天埋埋込式	1	SZCP112AA	ダイキン	1	●	●		
	2 階 副署長室	天埋埋込式	1	FHYNP50P	ダイキン	1	●	●		
	3 階 副署長室	天埋埋込式	1	FHYNP63P	ダイキン	1	●	●		
	3 階 小会議室	壁掛エアコン	1	CS-P56KG	松下電器	1	●	●		
	ユニット形空気調和機		-	SV-25	新晃工業	1				
	冷却水ポンプ		-	SJ4-80×65J611	テラルヨクトウ	1				
	冷温水ポンプ		-	SJ4-65×50H63.7	テラルヨクトウ	2				
	ファンコイルユニット			各機種	ダイキン	27				
	変風量ユニット				共立エアテック	31				
	冷却塔		-	SDW-U90ASD	荏原シンワ	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分E)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
尾 張 瀬 戸 税 務 署	本館 1 階 機械室	水冷式パッケージ	-	RDW-P12501K	東芝	1	○	○	○	○
	本館 1 階 機械室	熱風炉	-	FL-1253NW	ネボン	1	○	○	○	○
	本館 1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J112GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 署長室	天井埋込式	1	SHYCJ80B	ダイキン	1	●		●	
	東館 1 階 会議室	天井埋込式	1	FXYFP112KD	ダイキン	1	●		●	
	東館 2 階 会議室	天井埋込式	1	FXYFP112KD	ダイキン	2	●		●	
	その他付帯設備		冷却水ポンプ	80×50FS4H622	荏原製作所	1				
	その他付帯設備		冷温水ポンプ	SBC-40ESS	荏原シンワ	1				
半 田 税 務 署	本館 1 階 機械室	吸収冷温水機	-	RCPGN008H	荏原冷熱システム	1	○	○	○	○
	本館 1 階 玄関ホール	パッケージエアコン	1	AICP801H	東芝キャリア	1	●		●	
	本館 1 階 会議室	パッケージエアコン	1	APAC8044S	東芝	1	●		●	
	本館 1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 事務機械室	パッケージエアコン	1	APAC8044S	東芝	1	●		●	
	本館 3 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 3 階 女子更衣室	壁掛エアコン	1	SRK36TM	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 署長室	天埋エアコン	1	PLA-J112AA	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 副署長室	窓形クーラー	-	SA-18BW	サンヨー	1	●		●	
	本館 3 階 副署長室	ルームエアコン	1			1	●		●	
	本館 3 階 小会議室	ルームエアコン	1			1	●		●	
	増築棟 2 階 事務室	天吊カセット	1	PCP140GA	三菱電機	2	●		●	
	増築棟 2 階 事務室	天吊カセット	1	PCP160GA	三菱電機	1	●		●	
	増築棟 1 階 会議室	天吊カセット	1	RZYP112BB	ダイキン	2	●		●	
	増築棟 1 階 会議室	天吊カセット	1	RZYP160BB	ダイキン	2	●		●	
	冷却水処理装置		-	EYU-100E-P1	荏原シンワ	1				
	ユニット型空気調和機		-	CV-220EK	昭和鉄工(㈱)	1				
津 島 税 務 署	冷却水ポンプ		-	80×65FS4K611	荏原製作所	1				
	冷温水ポンプ		-	80×65FS4J67.5	荏原製作所	1				
	その他付帯設備		ファンコイルユニット	-	各機種	昭和鉄工(㈱)	28			
	冷却塔		-	SDW-U90ASSD	荏原シンワ	1				
	フィルターユニット		-		日本パイリーン	1				
	別棟 機械室		冷温水発生機	-	CH-K50	矢崎総業	1	○	○	○
	増築棟 2 階 会議室	天井カセットマルチ	-	PUFY-P160AM-C	三菱電機	2	●		●	
	増築棟 1 階 会議室	天井カセットマルチ	4	PUFY-P122AM-C1	三菱電機	1	●		●	
	増築棟 1 階 会議室	天井カセットマルチ		PUFY-P71AM-C	三菱電機	1	●		●	
	本館 1 階 旧事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2 階 サーバー室	壁掛エアコン	1	F28MTES-W	ダイキン	1	●		●	
西 尾 税 務 署	本館 2 階 署長室	天井埋込式	1	FDT5J56H2D3	三菱重工	1	●		●	
	本館 2 階 副署長室	窓形クーラー	-	CW-180NR	コロナ	1	●		●	
	本館 2 階 女子更衣室	壁掛エアコン	1	RSA-2859T	東芝	1	●		●	
	本館 2 階 食堂	エアコン	1	MPLZ-P140BD	三菱電機	1	●		●	
	冷却水ポンプ		-	80X65FS4H63.7	荏原製作所	1				
	冷温水ポンプ		-	50X40FS4H81.5	荏原製作所	2				
	ユニット型空気調和機		-	FCV-65SZK	木村工機	1				
	ユニット型空気調和機		-	FCV-201SZK	木村工機	1				
	冷却塔		-	SDW-U50ASD	荏原シンワ	1				
	全熱交換器		-		三菱電機	1				
	変風量ユニット		-		共立エアテック	35				
西 尾 税 務 署	1 階 機械室	吸収式冷温水発生機	-	CH-KGH40	矢崎総業	1	○	○	○	○
	1 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	2 階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●		●	
	1 階 エレベーターホール	セパレートエアコン	1	BYCP160DW	ダイキン	1	●		●	
	2 階 エレベーターホール	セパレートエアコン	1	BYCP160DW	ダイキン	1	●		●	
	2 階 面接室	セパレートエアコン	1	CS-B222AC2	松下電器	1	●		●	
	2 階 男子休憩室	天吊エアコン	1	RAS-SJ28W	日立	1	●		●	
	2 階 署長室	天吊エアコン	1	CS-J63TB	松下電器	1	●		●	
	1 階 会議室	天吊エアコン	1	SHY-140DB	ダイキン	1	●		●	
	1 階 会議室	天吊エアコン	1	SHY-125DB	ダイキン	1	●		●	
	冷却水ポンプ		-	F-806-M5.5	川本	1				
	冷温水ポンプ		-	F-656-M3.7	川本	1				
	ユニット型空気調和機		-	DH-20	新晃工業	1				
	冷却塔		-	CT-K40LS	矢崎総業	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分E)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
小牧税務署	新館地下 機械室	冷温水発生機	-	HAU-FG-H80S	日立	1	○	○	○	○
	本館 1階 会議室 1 A	天井埋込カセット	1	RCID-40E2M	日立	2	●		●	
	本館 1階 第 1 会議室	天井埋込カセット		RCID-40E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 署長室	天井埋込カセット		RCID-50E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 署長応接室	天井埋込カセット		RCID-25E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 副署長室	天井埋込カセット		RCID-25E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 休養室	天井埋込カセット		RCID-40E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 電話交換室	天井埋込カセット		RCID-25E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 印刷室	天井埋込カセット		RCID-25E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 会議室 2 A	天井埋込カセット		RCID-40E2M	日立	1	●		●	
	本館 2階 事務機械室	天井埋込カセット		RCID-40E2M	日立	1	●		●	
	本館 3階 副署長室	天井埋込カセット		FDTWP563LXG	三菱重工	1	●		●	
	本館 3階 第 4 会議室	天井埋込カセット		FDTWP283LXG	三菱重工	2	●		●	
	本館 3階 会議室 3 B	天井埋込カセット	1	FDTWP563LXG	三菱重工	1	●		●	
	本館 3階 女子更衣室	天井埋込カセット		FDTWP563LXG	三菱重工	1	●		●	
	本館 3階 女子更衣室	天井埋込カセット		FDTWP563LXG	三菱重工	1	●		●	
	新館 1階 副署長室	天井埋込カセット		RCID-40E1M	日立	1	●		●	
	新館 1階 用務員室	天井埋込カセット	1	RCID-40E1M	日立	1	●		●	
	新館 2階 会議室 2 B	天井埋込カセット		RCID-40E1M	日立	1	●		●	
	新館 4階 食堂	天井埋込カセット	1	RCB-100E2M	日立	2	●		●	
	新館 4階 小会議室	天井埋込カセット		RCID-40E2M	日立	1	●		●	
	新館 4階 大会議室	天井埋込カセット	2	RZZP224BB	ダイキン	4	●		●	
	本館 1階 事務機械室	天吊エアコン		PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J80GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 3階 事務機械室	天吊エアコン		PCA-J63GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 1階 事務室	天井埋込カセット	1	FDTP901LX	三菱重工	3	●		●	
新城税務署	その他付帯設備	冷却水ポンプ	-	80×65FS4H65.5	荏原	1				
		冷温水ポンプ	-	80×65FS4H65.5	荏原	2				
		エアハンドリーニングユニット	-	FCH2-250K	木村工機	1				
		ロールフィルター	-	VMR-HB-180LT	日本バイリーン	1				
		エアハンドリーニングユニット	-	FCH2-210K	木村工機	1				
		ロールフィルター	-	VMR-HB-175LT	日本バイリーン	1				
		エアハンドリーニングユニット	-	FCH2-250K	木村工機	1				
		ロールフィルター	-	VMR-HB-175LT	日本バイリーン	1				
		冷却塔	-	KW-90LK	日立	1				
新城税務署	本館 1階 機械室	空冷パッケージ	1	PFAK-P560AW-A	三菱電機	1	○	○	○	○
	本館 1階 機械室	パッケージエアコン	1	PFAK-P450AW-A	三菱電機	1	○	○	○	○
	本館 1階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J45GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2階 事務機械室	天吊エアコン	1	PCA-J112GA9	三菱電機	1	●		●	
	本館 2階 署長室	天吊エアコン	1	8AH-505TV2	サンヨー	1	●		●	
	本館 2階 面接室	セパレートエアコン	1	SAP-SK22P	サンヨー	1	●		●	
	別棟 1階 会議室	天井埋込式	1	RCI-J100K	日立	1	●		●	
	別棟 1階 会議室	天井埋込式	1	RCI-J90K	日立	1	●		●	
	別棟 1階 女子更衣室	壁掛エアコン	1	RAS-221SDR(W)	東芝	1	●		●	
	別棟 1階 休養室	壁掛エアコン	1	RAS-281SDR(W)	東芝	1	●		●	

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分E)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検

●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
泉分 序 舍	2階 事務室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP80MG	ダイキン工業㈱	6	●	●		
	3階 用紙庫	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP45MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	3階 男子休養室	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP112MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	3階 打合せ室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP90MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	3階 女子更衣室	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP112MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	4階 室長室	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP140MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	4階 事務室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP80MG	ダイキン工業㈱	3	●	●	●	
	4階 食堂	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP90MG	ダイキン工業㈱	2	●	●	●	
	4階 印刷室	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP45MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	5階 事務室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP71MG	ダイキン工業㈱	4	●	●	●	
	5階 会議室1	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP36MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	5階 会議室2	空冷ヒートポンプ型空調機		FXYFP56MG	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	6階 事務室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP80MG	ダイキン工業㈱	6	●	●	●	
	7階 事務室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP80MG	ダイキン工業㈱	6	●	●	●	
	8階 会議室2	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FXYFP71MG	ダイキン工業㈱	6	●	●	●	
	3階 サーバー室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FHP140DB	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	3階 サーバー室	空冷ヒートポンプ型空調機	1	FHP140DB	ダイキン工業㈱	1	●	●	●	
	2階 事務室	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	3				
	3階 用紙庫	全熱交換機	-	LGH-N25CS	三菱電機㈱	1				
	3階 男子休養室	全熱交換機	-	LGH-N25CS	三菱電機㈱	1				
	3階 打合せ室	全熱交換機	-	LGH-N35CS	三菱電機㈱	1				
	3階 女子更衣室	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	1				
	3階 サーバー室	送風機	-	BFS-100SUC	三菱電機㈱	1				
	4階 室長室	全熱交換機	-	LGH-N25CS	三菱電機㈱	1				
	4階 事務室	全熱交換機	-	LGH-N35CS	三菱電機㈱	2				
	4階 食堂	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	2				
	4階 印刷室	全熱交換機	-	LGH-N35CS	三菱電機㈱	1				
	4階 物品庫	換気扇	-	VD-15ZPC9	三菱電機㈱	1				
	5階 事務室	全熱交換機	-	LGH-N35CS	三菱電機㈱	2				
	5階 会議室1	全熱交換機	-	VL-250ZSD2	三菱電機㈱	1				
	5階 会議室2	全熱交換機	-	LGH-N35CS	三菱電機㈱	1				
	5階 簿書庫	換気扇	-	VD-23ZXP10-C	三菱電機㈱	1				
	6階 事務室	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	3				
	7階 事務室	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	3				
	8階 大会議室	全熱交換機	-	LGH-N50CS	三菱電機㈱	6				
	各階 湯沸室	換気扇	-	VD-13ZY9	三菱電機㈱	7				
	4階 事務室	集中コントローラー	-	DCS302C1	ダイキン工業㈱	1				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分F)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
津税務署	別棟	冷温水機ユニット	-	CH-K40	矢崎総業	1	○	○	○	○
	別棟	空冷パッケージ	-	RF-10RHLBB	日立	1	○	○	○	○
	本館 1 階	耐火簿書庫	天埋エアコン	RBC-UW717PG (W)	東芝	1	●	●	●	●
	本館 2 階	耐火簿書庫	天埋エアコン	RBC-UW717PG (W)	東芝	1	●	●	●	●
	本館 2 階	署長室	天埋エアコン	FDTJ80D3	三菱重工	1	●	●	●	●
	別館 2 階	事務室	天埋エアコン	FMYC71EA2	ダイキン	2	●	●	●	●
	別館 2 階	事務室	天埋エアコン	FMYC71EA	ダイキン	1	●	●	●	●
	別館 2 階	事務室	天埋エアコン	PLFY-P45AM-C	三菱電機	3	●	●	●	●
	別館 2 階	機械室	天埋エアコン	RBC-UW717PG (W)	東芝	1	●	●	●	●
	本館 2 階	事務機械室	壁掛式	MPKZ-ERP63KN	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	玄関ホール	天埋エアコン	PLFY-P71AM-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階	税務広報庁聴官室	天埋エアコン	PLFY-P71AM-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	相談室	天埋エアコン	PLFY-P140AM-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	多目的ホール	天埋エアコン	PLFY-P71LMD-E1	三菱電機	2	●	●	●	●
	本館 2 階	女子更衣室	天埋エアコン	PLFY-P71LMD-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	面接スペース	天埋エアコン	PLFY-P28BM-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階	ミーティングルーム	天埋エアコン	PLFY-P36BM-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	面接室	天埋エアコン	MSZ-ZXV28R-W	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階	重審室	パッケージ形空調機	MPLR-P56AA2	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	副署長室	天埋エアコン	PLFY-P112LMD-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 1 階	事務室	天埋エアコン	PLFY-P112LMD-E1	三菱電機	4	●	●	●	●
	本館 2 階	副署長室	天埋エアコン	PLFY-P112LMD-E1	三菱電機	1	●	●	●	●
	本館 2 階	事務室	天埋エアコン	PLFY-P112LMD-E1	三菱電機	4	●	●	●	●
	別館 1 階	第一会議室	天埋エアコン	PLFY-P56AM-C	三菱電機	5	●	●	●	●
	別館 1 階	第二会議室	天埋エアコン	PLFY-P71AM-C	三菱電機	5	●	●	●	●
	別館 2 階	事務室	天埋エアコン	PL-RP56PA	三菱電機	1	●	●	●	●
四日市税務署		その他付帯設備	冷却塔	CT-K40LS	矢崎総業	1				
			ユニット型空気調和機	CAV-250E2Z05-A改	木村工機	1				
			冷却水ポンプ	LP80C65.5	テラルヨクトウ	1				
			冷温水ポンプ	LP65C65.5	テラルヨクトウ	1				
			全熱交換ユニット		三菱電機	7				
			ファンコイル	FS3-800K	木村工機	2				
		その他付帯設備	吸収式冷温水器	RCPGNOO8H	荏原冷熱システム	1	○	○	○	○
			エアコン	RY-J140K	ダイキン	1	●	●	●	●
			天吊式	PUHY-P560M-E	三菱電機	1	●	●	●	●
			エアコン	SPW-J80U	三洋電機	2	●	●	●	●
			エアコン	CW-C18KS-W	ナショナル	1	●	●	●	●
			エアコン	CW-C18KS-W	ナショナル	1	●	●	●	●
伊勢税務署		その他付帯設備	エアコン	CW-C18KS-W	ナショナル	1	●	●	●	●
			エアコン	GHP 天井埋込カセット	三洋電機空調	1	●	●	●	●
			会議室	GHP 天井埋込カセット	三洋電機空調	1	●	●	●	●
			冷却塔	SDW-U90ASD	荏原シンワ	1				
			ユニット型空気調和機	CH-590EK	昭和鉄工	1				
			冷却水ポンプ	80X65FS4K611	荏原テクノサーブ	1				
		その他付帯設備	冷温水ポンプ	80X65FS4J67.5	荏原テクノサーブ	1				
			空調用膨張タンク	EX-30	日立金属	1				
			機械室	冷温水機ユニット	川重冷熱	1	○	○	○	○
			署長室	FVYJ80LA	ダイキン	1	●	●	●	●
			副署長室	F40ATDV-W	ダイキン	1	●	●	●	●
			事務機械室	AIU-J565WH	東芝	1	●	●	●	●
		その他付帯設備	会議室	FVP160A	ダイキン	1	●	●	●	●
			サーバー室	ルームエアコン	1	1	●	●	●	●
			事務機械室	壁掛式	SZZA112BA	ダイキン	1	●	●	●
			冷却塔	SDW-U50ASD	荏原シンワ	1				
			冷却水ポンプ	GEL-65X50GM-4M5.5	川崎製作所	1				
			冷温水ポンプ	GEL-80X656M-4M5.5	川崎製作所	1				
			補給水ポンプ	NF2-250S+TAK4-50	川崎製作所	1				
			冷温水膨張タンク	TE-1	森松工業	1				
			ユニット型空気調和機	UAVZ15AR	ダイキン	2				
			ファンコイル	各機種	木村工機	16				

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

(区分F)

空気調和設備明細

※点検月欄について ○=冷暖房設備の定期点検 ●=個別空調機の定期点検

署名	設置場所	名称	室外機台数	型式	メーカー	台数	点検月			
							5	8	11	1
桑名税務署	2階 機械室	空冷パッケージ	2	PAH-15DC1	三菱電機	1	○	○	○	○
	2階 機械室	空冷パッケージ	2	PAH-15DC1	三菱電機	1	○	○	○	○
	2階 機械室	空冷パッケージ	2	PAH-15DC1	三菱電機	1	○	○	○	○
	3階 機械室	空冷パッケージ	2	PAH-20DC1	三菱電機	1	○	○	○	○
	1階 面接室(東)	エアコン	1	MSZ-2810S	三菱電機	1	●		●	
	1階 面接室(西)	エアコン	1	MSZ-F3203-W	三菱電機	1	●		●	
	2階 署長室	エアコン	1	PEH-63	三菱電機	1	●		●	
	2階 事務機械室	エアコン	1	SPW-SSJ56L	三洋電機	1	●		●	
	2階 面接室	エアコン	1	PLH-45GKV	三菱電機	1	●		●	
	2階 会議室西系統	エアコン	1	PEH-125FKV	三菱電機	1	●		●	
	2階 会議室東系統	エアコン	3	PEH-125FKV	三菱電機	2	●		●	
	3階 会議室	エアコン	1	PEH-126	三菱電機	1	●		●	
	3階 男子更衣室	エアコン	1	MSZ-2513W	三菱電機	1	●		●	
	3階 女子更衣室	エアコン	1	MSZ-2513W	三菱電機	1	●		●	
	3階 事務機械室	天吊式	1	MPCZ-ERP80KN	三菱電機	1	●		●	
	3階 食堂	エアコン	-	PEH-125FKV	三菱電機	1	●		●	
上野税務署	1階 事務室	天埋エアコン	1	FXYFP56MB	ダイキン	5	●		●	
	1階 玄関ホール	天埋エアコン		FXYFP71MB	ダイキン	1	●		●	
	2階 事務室	天埋エアコン	1	FXYFP71MB	ダイキン	2	●		●	
	2階 小会議室	天埋エアコン		FXYFP36MB	ダイキン	1	●		●	
	2階 休養室	窓形クーラー	1	FXYAP28M	ダイキン	1	●		●	
	2階 面接室	天埋エアコン		FXYFP36MB	ダイキン	1	●		●	
	2階 会議室	天埋エアコン	1	FXYFP80MB	ダイキン	2	●		●	
	2階 署長室	天埋エアコン		FXYFP71MB	ダイキン	1	●		●	
	2階 食堂	天埋エアコン	1	MPLZ-RP40BA	三菱電機	1	●		●	
	1階 用務員室	窓形クーラー	1	F22HTSS-W	ダイキン	1	●		●	
	1階 休養室	窓形クーラー	1	F22HTSS-W	ダイキン	1	●		●	
	1階 事務機械室	天吊式	1	MPCZ-ERP112KN	三菱電機	1	●		●	
	1階 機械室	外気処理用空調機	1	SZVYCP450CR	ダイキン	1	●		●	
	その他付帯設備		-			1				
鈴鹿税務署	本館1階 機械室	吸収式冷温水機	-	SUW-H50G	三洋電機	1	○	○	○	○
	本館1階 事務機械室	エアコン	1	SPW-SSJ112U	三洋電機	1	●		●	
	本館2階 事務機械室	エアコン	1	FVYJJ1CA	ダイキン	1	●		●	
	本館2階 署長室	エアコン	1	PKA-J112FAL9	三菱電機	1	●		●	
	別館 会議室	GHP 天井カセット	1	SGP-SH45JI	三洋電機	3	●		●	
		GHP 天井カセット		SGP-SH71JI	三洋電機	2	●		●	
	その他付帯設備	冷却塔	-	SDW-U50ASSD	荏原シンワ	1				
		ユニット型空気調和機	-	FCH-291SZK05-B	木村工機	1				
		冷温水ポンプ	-	65X50FS4H63.7	荏原製作所	1				
		冷却水ポンプ	-	80X65FS4J67.5	荏原製作所	1				
		補給水ポンプ	-	25HPN6.25S	荏原製作所	1				
		冷温水膨張タンク	-			1				
尾鷲税務署	1階 打合室	壁掛エアコン	1	CS-22RFX-G	松下	1	●		●	
	1階 会議室	天埋エアコン	1	MPLZ-RP80BA	三菱電機	1	●		●	
	1階 事務室	天埋エアコン	2	MPLZ-RP80BA	三菱電機	2	●		●	
	2階 事務室	天埋エアコン	3	MPLZ-RP80BA	三菱電機	3	●		●	
	2階 署長室	天埋エアコン	1	MPLZ-RP56BA	三菱電機	2	●		●	
	2階 会議室	天埋エアコン	1	MPLZ-RP112BA	三菱電機	1	●		●	
	2階 面接室	窓形クーラー	-	RAC-T181LH	東芝	1	●		●	
	2階 事務機械室	壁掛式	1	FDKXP803HD3D	三菱電機	1	●		●	
	2階 休養室	壁掛エアコン	1	CS-28E1H-W	松下	1	●		●	
	2階 女子更衣室	壁掛エアコン	1	CS-22RFX-G	松下	1	●		●	
	2階 食堂	壁掛エアコン	1	RAV-J803K	東芝	1	●		●	

※ 仕様書Ⅲ3(1)のとおり、フロン排出抑制法に基づく点検等を実施することに留意する。

IV 自動扉の保守点検整備業務

1 基本事項

自動扉が正常な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とする。

2 保守点検整備対象設備

別添「自動扉設備明細」のとおり。

3 点検時期

7月及び1月の年2回とする。

4 業務の内容

(1) 定期点検

イ 点検作業要領

- (イ) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (ロ) ドアエンジン開閉速度
- (ハ) クッション作動の異常の有無
- (二) ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無
- (ホ) オイル漏れ及びエヤー漏れのチェック
- (ヘ) オイル不足及び潤滑油不足のチェック
- (ト) ドア本体の作動状況
- (チ) その他各種部品等の点検及び調整
- (リ) パッキン、Oリング、ヒューズ、各種ビス、ボルト、ナット及び潤滑油の交換・補充

ロ 定期点検等において、上記(1)イ(リ)に記載するものを除く部品の交換を要すると判断した場合には、別途指定職員と協議する。

なお、上記(1)イ(リ)に記載する部品については受託者負担とする。

ハ 7月の定期点検時において、履行場所に設置されている全ての自動扉を確認し、別添「自動扉設備明細」の記載事項に変更等がある場合は、別添「自動扉設備明細」を訂正し、12月16日までに当局担当者へ提出する。

ニ 保守点検整備対象設備は、現状は別添「自動扉設備明細」のとおりであるが、点検時に履行場所に設置されている全ての自動扉設備を対象とする。

(2) 報告書作成

イ 提出部数

2部

ロ 提出先

当局担当者及び指定職員

ハ 提出期限

点検業務終了後、報告書を指定職員に提出し、業務履行の確認を受ける。

すべての履行場所の報告書を取りまとめて、業務実施月の翌月末までに当局担当者に提出する。

自動扉設備明細

区分	署名等		設置場所	メーカー名	機種名	片開き台数①	両開き台数②	台数①+②
A	岐阜北	玄関		ナブコ	DS-60D		2	2
	岐阜南	玄関		寺岡オートドア	SOV-160KLDM		2	2
	大垣	玄関		ナブコ	DS-60D		1	1
		玄関		ミリオン	ミリオンD		1	1
	多治見	玄関		三和タジマ	ステンレスフロント		2	2
	関	玄関		ナブコ	DS-60D		1	1

自動扉設備明細

区分	署名等		設置場所	メーカー名	機種名	片開き台数①	両開き台数②	台数①+②
B	浜松東	玄関		寺岡オートドア	SOV-100KLDM		2	2
	島田	玄関		ナブコ	DS-75D		1	1
	磐田	玄関		ナブコ	DS-75D		2	2
	掛川	玄関		ナブコ	DS-75D		1	1
		本館1階 事務室		ナブコ	DS-60	1		1
		別館入口		ナブコ	DS-60S	2		2
	藤枝	玄関		ナブコ	DSN-75K30-50(D)		1	1

自動扉設備明細

区分	署名等	設置場所	メーカー名	機種名	片開き台数①	両開き台数②	台数①+②
C	静岡	玄関	ナブコ	DSN-75D		2	2
		別棟玄関	ナブコ	DSN-60N40(D)		1	1
	清水	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
	沼津	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-21D		1	1
	熱海	玄関	ナブコ	DS-41D		2	2
	三島	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
	富士	玄関	ナブコ	DS-11D		2	2
	下田	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1

自動扉設備明細

区分	署名等	設置場所	メーカー名	機種名	片開き台数①	両開き台数②	台数①+②
E	千種	玄関	ナブコ	DS-60D		2	2
	名古屋北	玄関	ナブコ	DSN-75D		1	1
		1階 事務室	ナブコ	DS-75S	1		1
	名古屋西	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-21D		1	1
	名古屋中村	玄関	ナブコ	DSN-75D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-60D		1	1
		2, 3階 事務室	ナブコ	DS-60D		2	2
	昭和	玄関	YKK	DC150HPW-2		1	1
		1, 2, 3階 エレベータ前	YKK	S150DC2	3		3
		1, 2階 事務室	ドリーム名古屋	DC-62SOR	2		2
	熱田	玄関	ナブコ	DS-75D		4	4
		1, 2, 3, 4階 事務室	ナブコ	DS-60D		4	4
	中川	玄関	ナブコ	DS-75D		2	2
		玄関	ミリオン	ミリオン		1	1
	一宮	玄関	ナブコ	DS-60D		2	2
	尾張瀬戸	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-75S2	1		1
	半田	玄関	ナブコ	DS-60D		2	2
	津島	玄関	ナブコ	DS-75D		2	2
	西尾	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
	小牧	玄関	ナブコ	DS-11D		2	2
	新城	玄関	ナブコ	DS-21D		1	1

自動扉設備明細

区分	署名等	設置場所	メーカー名	機種名	片開き台数①	両開き台数②	台数①+②
F	津	玄関	ナブコ	DS-21D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-60D		1	1
	四日市	玄関	ナブコ	DS-60D		2	2
		玄関	ダイハツ	EDM18		1	1
	伊勢	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
	桑名	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1
		玄関	ナブコ	DS-21D		1	1
	上野	玄関	ナブコ	DSN-60D		1	1
	鈴鹿	玄関	ナブコ	DS-21D		1	1
	尾鷲	玄関	ナブコ	DS-75D		1	1

V エレベーター設備の保守点検整備業務

1 基本事項

エレベーターが正常な機能を發揮し得る状態を保持し、耐久力を維持することを目的とする。

2 設備仕様

別添「エレベーター設備明細」のとおり

3 点検回数及び時期

(1) 定期点検

月1回以上

各点検項目別の点検周期は、共通仕様書に基づき、適正に実施するものとする。

(2) 建築基準法に基づく性能点検（法定点検）

年1回とし、9月又は10月の定期点検時に行う。

なお、併せて、製造者による性能確認検査を行う。

4 業務内容

(1) 「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例、及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成5年6月30日住防発第17号)」、「人事院規則10-4」又は「昇降機検査標準(JIS A 4302)」その他関係法令に定めるところにより、エレベーター設備を運行する上で必要とされる性能又は機能の維持に努めるとともに、本仕様書に定める点検を行う。

なお、特記なき事項については、共通仕様書による。

(2) 契約方式は、フルメンテナンス契約とする。

(3) 受託者は、昇降機利用者の安全を確保するために、保守・点検作業時において、安全に関する特に重要な部位（ブレーキ動作、着床レベル、扉開閉状況、その他指定職員の指示する事項）のデータ計測を行う。

(4) 部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。

なお、消耗品以外の部品についてはすべて製造者純正部品を使用することとし、当該費用は受託者負担とする。

ただし、共通仕様書において、修理及び取替え範囲から除外されている事項については別途協議する。

(5) 遠隔監視機能付のエレベーターについては、それぞれ対応する機器を設置した上で、遠隔監視を行うこととし、当該費用は受託者負担とする。

また、遠隔監視診断を夜間、土日祝日及び年末年始の庁舎無人時に実施する場合は、事前に指定職員と機械警備会社の了解を得る。

(6) 故障・異常時における点検及び調整については隨時行う。また、緊急対応体制は24時間365日無休体制とし、常時、有人受電できることとする。

緊急連絡先については、業務開始日までに指定職員に書面にて通知する。

なお、故障発生の連絡を受けた際は、おおむね30分を目途に技術者を現地に派遣しなければならない（広域災害等の場合を除く）。

5 報告書作成

(1) 定期点検及び性能点検（法定点検）報告

(イ) 提出部数

2部

(ロ) 提出先

当局担当者及び指定職員

(ハ) 提出期限

点検業務終了後、報告書を指定職員に提出し、業務履行の確認を受ける。

すべての履行場所の報告書を取りまとめて、業務実施月の翌月末までに当局担当者に提出する。

(2) 保守期間内に部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行った履歴を、任意の様式により3月の定期点検後速やかに、当局担当者に提出する。

(区分A)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
岐阜北税務署	<ul style="list-style-type: none">・ シンドラーエレベータ株式会社 設置年月 平成18年1月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 遠隔監視診断装置 監視盤 車椅子仕様	1 基
岐阜南税務署	<ul style="list-style-type: none">・ 三精輸送機株式会社 設置年月 平成17年1月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 遠隔監視装置 冠水時管制運転 車椅子仕様視覚障害者対策	1 基
大垣税務署	<ul style="list-style-type: none">・ 三精輸送機株式会社 設置年月 平成19年1月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 遠隔監視装置 身体障害者仕様	1 基

(区分A)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
多治見税務署	<ul style="list-style-type: none">・ フジテック株式会社 設置年月 平成22年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I C オートアナウンス装置 監視盤（遠隔監視診断装置付） 冠水時管制運転装置 扉開走行保護装置 身体障害者用付加仕様	1 基

(区分B)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
浜松東税務署	<ul style="list-style-type: none">株式会社日立製作所 設置年月 平成6年3月 交流可変電圧可変周波数制御 11人乗 750kg 60m/min 4ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I C オートアナウンス装置 遠隔監視診断装置 監視盤 車椅子仕様	1 基

(区分C)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
静岡税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本エレベーター製造株式会社 設置年月 平成13年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 4ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置（自動） 火災時管制運転装置（自動及び手動） 停電時自動着床装置（自動） 監視盤 車椅子仕様視覚障害者対策（音声合成装置含む） 	1 基
静岡税務署別館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱電機株式会社 設置年月 平成16年12月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置 遠隔監視装置 身体障害者用 二方向扉タイプ 	1 基
清水税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日立製作所 設置年月 平成16年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I C オートアナウンス装置 遠隔監視診断装置 監視盤 車椅子仕様 	1 基

(区分C)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
沼津税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本エレベーター製造株式会社 設置年月 平成14年2月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置（S波二段） 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 監視盤 車椅子仕様視覚障害者対策（音声合成装置含む） 	1 基
熱海税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本エレベーター製造株式会社 設置年月 平成10年10月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 60m/min 5ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置（P波、S波） 火災時管制運転装置 停電時管制運転装置 監視盤 車椅子仕様視覚障害者対策（音声合成装置含む） 	1 基
富士税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンドラーエレベータ株式会社 設置年月 平成7年6月 交流可変電圧可変周波数制御 11人乗 750kg 60m/min 4ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 自家発管制運転装置 車椅子仕様視覚障害者対策（音声合成装置含む） 	1 基

(区分E)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
小牧税務署	<ul style="list-style-type: none">・ 日本オーチス・エレベータ株式会社 設置年月 平成3年1月 交流可変電圧可変周波数制御 11人乗 750kg 60m/min 5ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時管制最寄階着床装置 車椅子仕様	1 基
泉分庁舎	<ul style="list-style-type: none">・ 東芝エレベーター株式会社 設置年月 平成28年3月 ロープ式エレベーター 11人乗 750kg 90m/min 8ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス トスピームドアセンサー 車椅子兼用	1 基

(区分E)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
熱田税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東芝エレベータ株式会社 設置年月 平成14年11月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 60m/min 5ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 自家発管制運転装置 監視盤（2F） 外部インターフォン（2F監視盤） パーキングスイッチ（1F乗場） 車椅子兼用エレベーター 	2基
一宮税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイコー株式会社 設置年月 平成9年2月 油圧式（間接式） 11人乗 750kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電管制最寄階着床装置 身体障害者対策付加 	1基
半田税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ フジテック株式会社 設置年月 平成21年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I Cオートアナウンス装置 監視盤（遠隔監視診断装置付） 身体障害者用付加仕様 	1基
西尾税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三精輸送機株式会社 設置年月 平成16年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 2ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 遠隔監視装置 身体障害者対策 	1基

(区分E)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
名古屋西税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱電機株式会社 設置年月 平成27年3月 可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置・P波普通級 火災時管制運転装置(F E R) 遮煙ドア(C O) 3ヶ所 戸開走行保護装置(U C M P) 停電時自動着床装置(M E L D) かご室音声合成アナウンス装置(A A N) 視覚障がい者対応 車椅子仕様 遠隔監視装置 	1 基
名古屋中村税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンドラーエレベータ株式会社 設置年月 平成16年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床運転装置 オートアナウンス装置 車椅子仕様 	1 基
昭和税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日立製作所 設置年月 平成13年11月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I C オートアナウンス装置 遠隔監視診断装置 監視盤 	1 基

(区分E)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
千種税務署	<ul style="list-style-type: none">• 日本オーチス・エレベータ株式会社 設置年月 平成15年10月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置（ビズライン） 火災時管制運転装置（自動及び手動） 停電時管制最寄階着床装置 監視盤 音声合成装置 車椅子仕様	1 基
名古屋北税務署	<ul style="list-style-type: none">• シンドラーエレベータ株式会社 設置年月 平成17年1月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床運転装置 冠水時管制運転装置 遠隔監視装置 身体障害者用付加	1 基

(区分F)

エレベーター設備明細

税務署名	機器名等	数量
四日市税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱電機株式会社 設置年月 平成19年4月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置 遠隔監視装置 身体障害者用 	1 基
桑名税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンドラーエレベータ株式会社 設置年月 平成15年3月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 3ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置（S波） 火災時管制運転装置 停電時自動着床運転装置 オートアナウンス装置 車椅子仕様 	1 基
上野税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・ フジテック株式会社 設置年月 平成21年7月 交流可変電圧可変周波数制御 13人乗 900kg 45m/min 2ヶ所停止 (付加仕様) 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 I C オートアナウンス装置 監視盤（遠隔監視診断装置付） 身体障害者用付加仕様 	1 基

機械設備総合管理等業務仕様書

基本事項

1 概要

受託者は、業務の実施に当たり、この仕様書に定めることのほか、「建築基準法」、「電気事業法」、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「以下「フロン排出抑制法」という。)、「消防法」、「消防法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「公害防止に関する条例」、「大気汚染防止法」、「水道法」、「水道法施行規則」及び「健康増進法」等関係法令に従って業務を遂行することによって、機械設備が適正な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ耐久力を維持することを目的とする。

2 業務履行場所

- (1) 名古屋国税総合庁舎 名古屋市中区三の丸三丁目3番2号
- (2) 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号

3 計画

- (1) 業務の実施に当たり、実施計画を策定し、庁舎管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 庁舎管理責任者は、提出のあった実施計画に異議があるときは、協議して計画の変更を求めることができる。

4 その他

火災その他緊急事態が発生した場合は、直ちに庁舎管理責任者へ連絡し、適切かつ迅速に処置しなければならない。

なお、緊急時に対応するため、庁舎管理責任者と協議の上、事前に緊急時対処要領及び緊急時連絡網を作成しなければならない。

個別事項

1 建物の規模及び用途

(1) 建物の規模

地上8階・地下2階建 延床面積 17,485.39m² (名古屋国税総合庁舎)

地上8階・地下1階建 延床面積 8,163.84m² (名古屋第二国税総合庁舎)

(2) 建物の用途

事務所ビル

2 管理対象設備

管理対象設備の種類・数量及び業務等の範囲は、別紙1「設備一覧表（名古屋国税総合庁舎）」、別紙2「設備一覧表（名古屋第二国税総合庁舎）」に掲げる機械設備等及び後述9(5)の付随作業に係る設備等とする。

3 業務実施日時等

(1) 業務日時

イ 業務実施日

原則として、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く毎日とする。

ロ 業務実施時間

8時00分から17時00分までとする。

ハ 閉庁時作業

別紙3「庁舎施設定期点検基準表」及び別紙4「定期点検・測定・整備項目一覧表」において閉庁時に作業することとしている業務（以下「閉庁時作業」という。）に係る業務日時については、別途指示する。

ニ 出勤管理

従事時間の管理は当局指定の出勤簿によることとし、出勤時は、当該出勤簿において当局の確認を受けるものとする。

(2) 作業届の提出

閉庁時作業を行うときは、予め庁舎管理責任者に作業届を提出し、承認を受けなければならない。

なお、閉庁時作業以外の作業で、事務室に入室（事務室を通り空調室等へ入室する場合を含む。）する場合は、緊急の場合を除き、あらかじめ庁舎管理責任者に連絡し承認を受けなければならない。

4 従事人数等

以下のとおり配置する。

なお、休憩は1名につき1時間とし、休憩時間については別途庁舎管理責任者と協議する。

また、定期点検・測定・整備業務を行う場合は、上記業務に支障がでないよう、必要な人員を別途配置することとする。

(1) 名古屋国税総合庁舎

2名とする。

(2) 名古屋第二国税総合庁舎
2名とする。

5 従事者の届出及び交替

(1) 従事者の事前届出

- イ 従事者は、業務の遂行に必要な知識及び技能を有する者とする。
- ロ 受託者は、業務の実施に先立ち、従事者の氏名、年齢及び性別並びに従事者の従事する場所を記し、顔写真を添付した書面（以下「書面」という。）を庁舎管理責任者に提出するものとする。
なお、従事者の同意を得た場合は、当該提出書類に従事者の住所を記入する。
- ハ 従事者は、従事者であることが容易に判別できるユニホーム、委託者が用意する名札及び現場責任者にあっては、現場責任者であることを明示した適宜の名札を着用するものとする。
なお、委託者が用意する名札の取扱いについては、委託者の指示に従わなければならない。

(2) 従事者の交替

- イ 受託者が、自己の都合により従事者を交替させようとする場合には、受託者は事前に庁舎管理責任者の承認を受け、速やかに上記（1）の届出を行う。
- ロ 庁舎管理責任者が従事者の能力等が業務の遂行上不適当であると判断した場合には、受託者に対し、その交替を求めることができる。
なお、その際には上記イに準じ、上記（1）の届出を行う。

6 現場責任者の届出等

受託者は、従事者のうちから、第3種電気主任技術者、建築物環境衛生技術者、危険物取扱者等の業務遂行上、必要な資格を有し、かつ、他の従事者の指揮監督及び労務管理並びに庁舎管理責任者との業務連絡及び調整の任に当たるに適した者（以下「現場責任者」という。）を1名以上選出し、書面に現場責任者である旨を付記するとともに、当該資格を有することを証する書類の写しをその書面に添付するものとする。

7 法定技術責任者の選任

受託者は、当局が関係官庁に届出を必要とする次の法定技術責任者を、従業員の中から選出する。

なお、法定技術責任者は、兼任を妨げないものとする。

- (1) 電気主任技術者
- (2) 建築物環境衛生技術者
- (3) 危険物保安監督者

8 管理業務の区分

管理業務は次の区分及び基準によって行う。

- (1) 総括管理業務
 - イ 計画立案業務

受託者は、管理業務を計画的に実施するため、次の計画書を必要時に適宜の様式で作成し庁舎管理責任者に提出する。

(イ) 運転監視業務計画書

(ロ) 日常巡視点検業務計画

(ハ) 年間及び月間の定期点検・測定・整備作業計画書

(二) 保全計画書

ロ 報告・連絡・調整業務

受託者は管理業務の実施に当たって、庁舎管理責任者に対し次の報告・連絡・調整等を行う。

(イ) 運転監視及び日常点検等により発見した故障箇所・要修理箇所の報告及び意見具申

(ロ) 管理報告書の提出

(ハ) 関係官庁等への届出業務代行

(ニ) 事故の発生及び非常時における緊急連絡

ハ 記録の分析業務

受託者は電力・用水・ガス・油等の使用量のほか運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、その結果を庁舎管理責任者に報告する。

ニ 立会い業務

(イ) 官公庁が立ち入り検査を実施する場合は、受託者は原則として立ち会う。

(ロ) 修理、改良工事等の場合は、庁舎管理責任者と協議の上、立ち会う。

(2) 運転監視業務及び日常巡視点検業務

運転監視業務の内容は次のとおりとし、その実施状況を、別に定める各種運転日誌等に記録する。

イ 運転監視業務の内容

(イ) 電気設備の運転監視業務

(ロ) 空気調和設備の運転監視業務

(ハ) 給排水衛生設備の運転監視業務

(ニ) 消防設備の操作監視業務

(ホ) エレベーターの運転監視業務

(ヘ) 自動扉の運転監視業務

(ト) その他建物に付帯する設備の操作監視業務

ロ 日常巡視点検業務の内容

日常巡視点検業務の内容は次のとおりとし、その実施結果は、別に定める各種点検記録表等に記録する。

(イ) 電気設備の巡視点検業務

(ロ) 空気調和設備の巡視点検業務

(ハ) 給排水衛生設備の巡視点検業務

(ニ) 消防設備の巡視点検業務

(ホ) 環境衛生管理に関する巡視点検

(ヘ) エレベーターの巡視点検業務

(ト) 自動扉の巡視点検業務

- (チ) その他、庁舎管理責任者と受託者が協議して定めた事項
- ハ 応急処置及び小修理業務
- (イ) 応急処置
- 設備機器等に故障又は異常を発見し、応急処置の必要があるときは、その波及被害を防止する為、常備する工具類又は部品を用いて現場責任者が処置する。
- (ロ) 小修理業務
- 設備機器の小修理業務は、現場責任者が常備する工具類を用い、日常業務に支障のない時間内で実施できる部品交換程度とする。
- (ハ) 管理業務に必要な計測器・工具類
- 運転監視業務及び日常巡視点検業務に使用するための計測器・工具類・保護具については、庁舎管理責任者と受託者が協議の上これを常備し、受託者が管理保管する。
- (3) 定期点検・測定・整備業務
- イ 定期点検・測定・整備業務は各種法令に基づく特定機器等について行い、作業項目・実施回数については、庁舎施設定期点検基準表及び定期点検・測定・整備項目一覧表に定める。
- ロ 業務の実施にあたっては、年間・月間の予定表を作成して実施するものとしてその結果は別に定める記録表等に記録する。
- ハ 検査に際し、関係官庁への検査手数料等が必要な場合は、受託者が負担するものとする。

9 管理業務の実施基準等

管理業務の実施基準及び内容等は、次の（1）から（5）に掲げる業務とする。
なお、特に基準を設けていない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：最新版）」（以下、「共通仕様書」という。）を適用するものとする。

おって、フロン排出抑制法に基づく点検・検査及び必要書類の交付・発行についても実施する。

- (1) 運転監視業務
- (2) 日常巡視点検業務
- (3) 別紙3「庁舎施設定期点検基準表」及び別紙4「定期点検・測定・整備項目一覧表」等に基づく次に掲げる作業とする。
- イ 電気設備の保守管理
- ロ 空気調和設備の保守管理
- ハ エレベーターの保守管理
- ニ 自動扉の保守管理
- ホ その他設備の保守管理
- ヘ 各種整備点検測定
- ト イからへまでに付随する設備の保守管理
- チ イからへまでの作業に関する次の記録等
- (イ) 各種日誌・記録の整理検討

- (ロ) 各種エネルギーの使用量の記録報告
 - (ハ) 各種報告書の作成提出
- (ニ) 各種図面の保管整備
- (4) 機械設備に故障等が生じた旨の通知を受けたときの迅速な点検及び修理
- (5) 蛍光灯の取替作業

10 図面類

庁舎管理責任者は、受託者が業務遂行に必要な電気設備・空気調和設備・給排水衛生設備等の各設備の竣工図・機器完成図・機器取扱説明書等を受託者に引渡し、受託者はこれを整理・保管することとする。

11 管理記録書類の作成及び保管

受託者は、必要な管理記録書類を作成し必要な期間保管する。

- (1) 設備管理台帳
- (2) 計画・報告書類
- (3) 各種運転日誌類
- (4) 各種点検記録
- (5) 庁舎管理責任者が必要とする書類

12 業務の報告等

現場責任者は、その日の業務が終了したときは、別紙5「設備保守日報（名古屋国税総合庁舎）」、別紙6「設備保守日報（名古屋第二国税総合庁舎）」及び別紙7「保守作業実施工程表」に必要事項を記載し、当局が指定する検査職員に提出する。

なお、災害その他緊急事態が発生した場合には、直ちに庁舎管理責任者へ連絡するとともに適切かつ迅速に処置しなければならない。

設備一覧表（名古屋国税総合庁舎）

(電気設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等									
受変電設備	<p>(集中監視制御方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電方式 <p>受電電圧 6KV 契約電力 700Kw 周波数 60Hz</p> ・受電盤 <p>配電盤方式 オーブン及びキュービクル式配電盤 遮断器種類</p> <table> <tbody> <tr><td>O C B 定格 600A</td><td>150MVA</td><td>1台</td></tr> <tr><td>O C B 定格 400A</td><td>100MVA</td><td>1台</td></tr> <tr><td>V C B 定格 400A</td><td>8KA</td><td>6台</td></tr> </tbody> </table> ・開閉器 <p>A S 定格 6.9KV3P200A A S 定格 6.9KV3P100A P O S 定格 6.9KV3P200A P O S (発)定格 6.9KV3P200A G S 定格 7.2KV3P100A G S 定格 7.2KV3P200A VMC 6.6KV3P200A</p> ・コンデンサー盤 <p>6. 6KV 50Kvar 7. 02KV 31.9Kvar 6KV 三相 100KVA</p> ・低圧配電盤方式 <p>キュービクル式配電盤</p> ・変圧器 <p>単相 100KVA 単相 150KVA 単相 200KVA 三相 300KVA 三相 300KVA 三相 100KVA</p> ・監視盤 <p>高圧監視盤 低圧監視盤 時計盤 火災報知器盤 動力監視盤</p> ・中央監視装置 <p>n e t - E V</p> 	O C B 定格 600A	150MVA	1台	O C B 定格 400A	100MVA	1台	V C B 定格 400A	8KA	6台	1式	三機工業(株) (発電機) (株)朝日工業 (H18)
O C B 定格 600A	150MVA	1台										
O C B 定格 400A	100MVA	1台										
V C B 定格 400A	8KA	6台										

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
自家発電	(自動運転) ・発電機 6,600V 625KVA 冷却方式 自己空冷式 始動方式 電気式 ・自動始動発電機盤 ・始動・制御用直流電源盤	1台 2面 2面	三機工業(株)
静止形電源設備	・キュービクル式 ポケット式アルカリ蓄電池	83セル	
電力設備	・分電盤 分電盤室自立盤 事務室内分電盤	10面 14面	
動力設備	・空調用制御盤 ・送風用制御盤 ・ポンプ用制御盤	19面 10面 5面	
照明設備	・蛍光灯 Hf32W 2灯用外各種 ・白熱灯 60W外 ・水銀灯 300W	2,098灯 45灯 2灯	シーキューブ(株)
コントラクト	・15A・30A	680個	

(空調設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
冷温水発生機	• GLA-300A形 冷凍能力 250 U S R T 暖房能力 747.67 KW	2基	B 2 F
冷却塔	• SDW-U270ASS 1,688.37 KW 200V-3相-5.5KW×2 • HT-50AQB型 226.74 KW 200V-3相-1.5 KW • 冷却塔補給水ポンプ	2基 1基 1台	屋上 屋上
空調関係	• 空調機 マルチゾーン型 エアーハンドリング型 パッケージ型 • 加湿用蒸気ボイラー 電熱面積 9.68 m ² 、最高圧力 10 kg/c m ² 発熱量 359,000kcal/h • ボイラー給水ポンプ • 還水槽 1000×1000×1000 • 軟水器 • 膨張タンク • 冷温水ヘッダー	15台 5台 3台 1台 1台 1台 1台 1台 2台	朝日工業(株) 各階 各階 3・1F TAMURA TWG-600
ポンプ	• MA15376型 200V-3相-37 KW(冷却水) 200V-3相-11 KW(一次) 200V-3相-18.5 KW(二次) • 80SGM型 200V-3相-5.5 KW(冷却水)	2台 2台 2台 1基	B 2 F B 2 F B 2 F 屋上
パッケージ型 エアコンディショナー	• ACP-6型 32.44 KW/H 200V-3相-7.5 KW, 1.5 KW • DP-208型 65.11 KW/H 200V-3相-7.5 KW, 3.7 KW×2	1台 1台	1F 3F
ファンコイルユニット	• SC-600型 4.41 KW 100V-单-45W • SF-600型 4.41 KW 100V-单-45W	2台 2台	B 1 F B 1 F

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
ユニットクーラー	13.95KW 100V-単-56W	2台	B 1 F
サーモスタッフ	・T1915C	2個	3・8 F
ヒューミティスタッフ	・H63A	2個	3・8 F
二方弁 水用	・機器名多数	21個	各階
二方弁 蒸気用	・機器名多数	20個	各階
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	・外機 PUHY-J355BM-B 圧縮機 冷 13.88KW、暖 13.0KW 能力 冷 35.5KW、暖 40KW ・内機 PLFY-J80KM-A ・内機 PLFY-J71LMD-B ・内機 PLFY-J45LMD-B ・外機 ダイキン RZZP63CAT 能力 冷 5.6KW、暖 6.3KW ・内機 ダイキン FHGP63BA ・外機 ダイキン RZZP112CA 能力 冷 10KW、暖 11.2KW ・内機 ダイキン FHGP112BA ・外機 PLHK-J140J(M)G 圧縮機 3.5KW 能力 冷 14KW、暖 16KW ・内機 PLA-J71JA(H)7 ・内機 天井カセット型 AIU-P1400H ・外機 ROA-P1400HS 能力 冷 12.5KW、暖 14.0KW ・内機 天井埋込型 三菱電機 PLZ-ERP56LB ・外機 PUZ-ERP56KA3 ・内機 天井埋込型 三菱電機 PLFY-P28LM-G 三菱電機 PLFY-P22LM-G ・外機 PUZ-ERP56KA3 ・外機 RJ80F 圧縮機 2.2KW 内機 1台 ・外機 RSXYJ280K 圧縮機 冷 3.5KW、暖 3.75KW 能力 冷 28KW、暖 31.5KW ・内機 FXYFJ71K	1台 2台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 2台 4台 1台 1台 4台	3 F 3 F 3 F 2 F 1 F 1 F 1 F 1 F 1 F 1 F 4 F 1台 8階打合室 屋上 8階調室 2・5 8階調室 3・4 6・7 3 F (MD F) 4 F (会議室)
// (冷専)		4台	

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (冷専)	・外機 RYJ63B 圧縮機 1.9KW 内機 1台	1台	3F
	・外機 PUH-J80GA9 圧縮機 2.4KW 内機 1台 能力 冷8KW、暖9KW	1台	8F (大会議室準備室)
	・外機 PUHY-J560BM-B1 圧縮機 15KW 能力 冷56KW、暖63KW	2台	8F (大会議室)
	・外機 PLFY-J140KW-A1	8台	8F (大会議室)
		1台	2F (署長室)
		1台	8F (D F室)
全熱交換機	・床置タイプ	1台	8F
空気清浄機	・天井隠ぺいタイプ	1台	8F
	・三菱電機 LGH-50RX5	1台	8F 調前室
	・F730A	2台	8F
コントロールモーター	・M904E	2個	3・8F
	・M904E	3個	1・3・8F
バルブリミングージ	・Q455C	5個	1・3・8F
自動切替スイッチ	・QN406BP	2個	3・8F
	・APN2103	3個	1・3・8F
電磁弁	・N-15S-15	2個	3・8F
換気設備	・換気ファン 5.5KW 11KW 2.2KW	1台 1台 1台	B2機械室 B1倉庫 3F局長室
	・排気ファン 5.5KW 2.2KW 0.75KW 1.5KW 3.7KW 1.5KW 0.4KW	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	B2機械室 B2印刷室 B1厨房 R1厨房 R1トイレ R1湯沸 R1分析室
	・換気扇 0.025KW 0.026KW 0.023KW	1台 1台 1台	エレベーター機械室 1F細菌室 1F精密機室

(給排水・衛生設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
市水関係	<ul style="list-style-type: none"> ・市水受水槽（中間仕切） 26トン 地上FRP 13m³×2 ・市水揚水ポンプ 11KW ・市水高架水槽（中間仕切） 5m³×2 ・配管設備 ・電気設備 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 2台 1基 1式 1式 	ダイダン(株) H5
雑用水関係	<ul style="list-style-type: none"> ・雑用水受水槽（地下式コンクリート製） 70トン ・副受水槽（地上FRP） 1トン ・雑用水揚水ポンプ 2.2KW ・雑用水高架水槽（中間仕切） 10トン×2 ・配管設備 ・電気設備 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 1基 2台 1基 1式 1式 	ダイダン(株) H5 (大阪電気暖房(株))
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水槽 31.9トン ・雑排水槽 64.9トン ・雑排水槽 16.3トン ・汚水排水ポンプ（水中） 3.7KW ・雑排水ポンプ 5.5KW ・雑排水ポンプ（水中） 3.7KW ・湧水排水ポンプ 2.2KW ・配管設備 ・電気設備 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 1基 1基 2台 2台 2台 2台 1式 1式 	

(消防設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
自動火災報知・誘導灯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・P型1級50回線受信機 ・P型1級15回線受信機 ・43回線副受信機 ・10回線副受信機 ・P型1級発信機 ・150mmベル ・差動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・光電式煙感知器 ・非常電源装置 ・表示灯 ・消火栓始動装置 ・消火器10型 ・消火器50型 ・消火器CO27型 ・誘導灯・非常灯 ・ハロゲン化物消化設備 ・泡消火設備 ・救助袋(斜行式) 	<ul style="list-style-type: none"> 1台 1台 1台 1台 21台 24台 381基 22基 132基 1基 21基 1基 111台 2台 1台 153基 一式 一式 6基 	
消防栓・自家発電 非常電源専用受電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備 ・蓄電池設備 ・加圧送水装置 ・電動機の制御装置 ・表示・警報盤 ・減水警報盤 ・水圧開閉装置 ・呼水装置 ・自動警報弁 ・消火栓 ・スプリンクラーヘッド ・管末テスト弁 ・送水口 ・送水口(ホース無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 一式 一式 2基 2基 12基 1基 1基 2基 2基 21基 438基 2基 1基 21基 	
防排煙制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・連動操作盤 ・連動用煙感知装置 ・自動開閉装置(防火扉) ・自動開閉装置(ダンパー) ・手動開閉装置(排煙口) 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 39基 27基 64基 18基 	

(エレベーター)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
乗用型 (1号機)	型式：UAP-13-CO90 制御方式：インバーター制御 運転方式：全自動郡管理方式 停止階数：10階 定格積載量：900 kg 定員13名 速度：90m/min 構造：機械室なし 制御盤：昇降路内 監視装置：監視盤（1階守衛室） リモートメンテナンスインターフェース付 連絡装置：同時通話式インターホン （B2監視室、1階守衛室） 附加装置：地震時管制運転 （P波・S波） 火災時管制運転 停電時救出運転 遮煙性能付乗場扉 視覚障害者仕様（点字）	1基	（株）日立ビルシステム 平成24年1月設置
乗用型 (2号機)	附加装置：車イス仕様 ※その他機能は1号機と同様	1基	（株）日立ビルシステム 平成24年1月設置
乗用型 (3・4号機)	停止階数：9階 ※その他機能は1号機と同様	2基	（株）日立ビルシステム 平成24年1月設置
小型荷物運搬型	稼動方式：交流一段速度 停止階数：2階	1基	シントラーエレベーター（株） 昭和42年設置

(自動扉)

区分 (設置場所)	機器名等	数量	納入取付業者等
玄関	DS-75 (両開き)	2台	ナブコドア(株)
3階秘書係	DS-60 (片開き)	1台	ナブコドア(株)
8階電算室	DS-60 (片開き)	1台	ナブコドア(株)

設備一覧表（名古屋第二国税総合庁舎）

(電気設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
受変電設備	(集中監視制御方式) ・受変電方式 受電電圧 6KV 契約電力 400Kw 周波数 60Hz ・受電盤 配電盤方式 キュービクル式配電盤 遮断器種類 O C B 定格 400A RC12.5KA ・き電盤 ・切替盤 ・コンデンサー盤 6. 6KV 50Kvar ・低圧配電盤 配電盤方式 キュービクル式配電盤 変圧器 単相 75KVA 三相 200KVA 三相 250KVA	1面 7台 3面 1面 2面 4台 6面 3台 2台 1台	日新電機(株)
自家発電	(自動運転) ・発電機 6.6KA 150KVA 冷却方式 水冷方式 始動方式 圧縮空気方式 ・発電機盤	1台 1面	日新電機(株)
静止形電源設備	・キュービクル式 ポケット式鉛蓄電池	54セル	
動力発電	・動力分電盤 ・制御盤	22面 13面	(株)雄電社

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯分電盤 ・蛍光灯 H f 32W×2 灯用外各種（一般） 40W×2 灯用外各種（非常用） ・誘導灯 ・白熱灯 ・白熱灯（非常用） ・水銀灯 	14面 998灯 270灯 13灯 30灯 25灯 5灯	
コントセント	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセント（壁付 15A） ・コンセント（壁付 20A） ・コンセント（床付 15A） 	362個 20個 18個	

(空調設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
冷温水発生機	・ HAU-G200 SH 739.53KW 200V-3相-11.8KVA	1基	B 1 F
冷却塔	・ SKB-205PGR 130KW 200V-3相-3.7KW×2	1基	屋上
空調関係	・ 空調機 マルチゾーン型 エアーハンドリング型 ・ 加湿用蒸気ボイラー 電熱面積 4.5 m ² 、最高圧力 10 kg/c m ² 発熱量 188,700kcal/h ・ ボイラーソーピング ・ 還水槽 1000×1000×1000 ・ 軟水器 ・ 膨張タンク ・ 冷温水ヘッダー	1台 14台 1台 1台 1台 2台 2台 1台	M I U R A GX-350S
ポンプ	・ MA15306 型 200V-3相-30KW(冷却水) ・ MA1296C 型 200V-3相-15KW(冷温水一次) ・ C-856 型 200V-3相-3.7KW(冷温水二次) ・ C-1286 型 200V-3相-11KW(冷水/チラユニット) ・ M-866 型 200V-3相-5.5KW(冷温水二次) ・ M-436 型 200V-3相-1.5KW (温水) ・ FA-420 型 200V-3相-0.75KW(補給水) ・ C856 X型 200V-3相-3.7KW (チラ-冷水ポンプ) ・ M866 X型 200V-3相-5.5KW (チラ-冷水ポンプ)	1基 1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基	B 1 F B 1 F B 1 F B 1 F B 1 F B 1 F 2 F 屋上 B 1 F B 1 F B 1 F B 1 F
サーモスタット	・ T473C ・ T675A ・ T921B ・ T915C ・ T42H	5個 6個 17個 5個 1個	

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
ヒューミティスタット	• H607A	21個	
三方弁	• V5065A 40A 50A 100A 25A	12個 3個 1個 3個	
二方弁	• V5063A 15A 40A	15個 2個	
コントロールモーター	• M905K • M904E • M905F • M904F	2個 31個 1個 6個	
バルブリソルバージ	• Q455C • Q455D	35個 1個	
ダンバーリングージ	• Q605A	3個	
換気関係	• 給気ファン 7.5KW 0.75KW 3.7KW 3.7KW 3.7KW 0.75KW 1.5KW 0.2KW	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	R F 機械室 2 F 機械室 B 1 機械室 B 1 発電機室 B 1 電機室 B 1 ボイラー室 B 1 廉房 B 1 冷凍機室
換気関係	• 換気ファン 3.7KW 3.7KW 0.4KW 2.2KW 1.5KW 1.5KW 0.4KW 1.5KW 0.4KW 0.4KW 11KW 0.75KW 1.5KW 0.2KW	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	B 1 機械室 B 1 発電機室 B 1 浴室倉庫 B 1 廉房 各階便所 各階湯沸 5 F 事務機械室 6 F 診療所 6 F 歯科 7 F 印刷室 8 F 印刷室 排煙室 B 1 ボイラー室 B 1 電気室 B 1 冷凍機室

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン R22CHDS (能力: 冷 600W、暖 615W) ・室内機 ダイキン F22CTHDS-W 	1台 1台	1F 駐車場 BOX
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 PUHY-P400CM-E1 (能力: 冷 40KW、暖 45KW) ・室内機 三菱 PLFY-P80BM-E1 他 	1台 6台	1F 事務室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 PUZG-P3MHA5 (能力: 冷 8KW、暖 2.2KW) ・室内機 三菱 PCZG-P3MGA2 	1台 1台	1F 酒倉庫
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 MPUZ-WRP80HA6 (能力: 冷 7.1KW、暖 8KW) ・室内機 三菱 MPE-RP80CA2 	1台 1台	屋外分析室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RXYP140A (能力: 冷 14KW、暖 16KW) ・室内機 	1台 2台	2F 事務室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RZYP80AAT (能力: 冷 7.1KW、暖 8KW) ・室内機 ダイキン SZHP80AJT 	1台 1台	2F MT 保管庫
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RZCP224MK (能力: 冷 22.4KW) ・室内機 ダイキン SZVCP450MKR 	6台 3台	2F サーバ室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RZCP560C1 (能力: 冷 8.4KW) ・室内機 ダイキン FVYCP560M 	2台 2台	2F LAN 機械室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RSXYP140KC (能力: 冷 14KW、暖 16KW) ・室内機 ダイキン FXYHP140KC 	1台 1台	2F LAN 機械室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RSXYP160M (能力: 冷 16KW、暖 18KW) ・室内機 ダイキン FXYFP80M 	1台 1台	2F LAN 機械室

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RSXYP355K (能力: 冷 35.5KW、暖 40.0KW) ・室内機 ダイキン FXYMP112KC 	1台 3台	4F 事務室北
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 ダイキン RSXYP355K (能力: 冷 35.5KW、暖 40.0KW) ・室内機 ダイキン FXYMP90KC 	1台 4台	5F 北会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 FDCP561H (能力: 冷 14KW、暖 14KW) ・室内機 	1台 2台	5F 南会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 FDCP561H (能力: 冷 14KW、暖 14KW) ・室内機 	1台 2台	5F 監察官室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 FDCP1401H (能力: 冷 14KW、暖 14KW) ・室内機 	1台 1台	7F 所長室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 FDCP1403HLX (能力: 冷 14KW、暖 4.72KW) ・室内機 	1台 1台	7F 次席室
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機 三菱 FDCP451CK (能力: 冷 4KW) ・室内機 	1台 1台	7F 印刷室
		1台	7F 部長審判官室
全熱交換機	<ul style="list-style-type: none"> ・天井隠ぺいタイプ 松下 FY-E80DM1L 他 ・天井隠ぺいタイプ ダイキン VAM350GBS 	3台 1台	1F 事務室 2F LAN 機械室

(給排水・衛生設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
市水関係	・市水受水槽(中間仕切付) 48トン ・市水揚水ポンプ 7.5KW ・市水高架水槽 14トン ・配管設備	1基 2台 1台 1式	
給湯設備	・電気温水器 460 200V 5.4KW ・配管設備	1基 1式	
排水設備	・汚水槽 5.62トン ・雑排水槽 21.6トン ・湧水槽 650トン ・雨水槽 21.6トン ・汚水ポンプ(水中) 3.7KW ・雑排水ポンプ(水中) 2.2KW ・湧水ポンプ(水中) 0.75KW ・雨水ポンプ(水中) 0.75KW ・発電気用冷却水槽 ・排水ポンプ(水中) 0.75KW	1槽 1槽 1槽 1槽 2台 2台 4台 2台 1台	

(消防設備)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
自動火災報知・誘導灯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・P型1級30回線受信機 ・30回線副受信機 ・P型1級発信機 ・150mmベル ・差動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・光電式煙感知器 ・非常電源装置 ・表示灯 ・消火栓始動装置 ・消火器10型 ・消火器ハロン ・誘導灯・非常灯 ・ハロゲン化物消化設備 ・非常梯子 	<ul style="list-style-type: none"> 1台 1台 18台 19台 199基 9基 45基 1基 18基 1基 73台 16台 52基 一式 一式 	
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備 ・蓄電池設備 ・加圧送水装置 ・電動機の制御装置 ・消火栓 ・水噴霧・散水ヘッド ・送水口 ・送水口（ホース無し） 	<ul style="list-style-type: none"> 一式 一式 1基 1基 18基 24基 1基 6基 	
防排煙制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・連動操作盤 ・連動用煙感知装置 ・自動開閉装置（防火扉） ・自動開閉装置（ダンパー） ・自動開閉装置（垂れ壁） ・自動開閉装置（非常錠） ・連動用熱感知装置 ・手動開閉装置（排煙口） 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 50基 17基 34基 10基 20基 1基 5基 	

(エレベーター)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
乗用型	型式：UAP-13-CO105 制御方式：インバーター制御 運転方式：郡乗合全自動方式 停止階数：9階 定格積載量：900 kg 定員 13名 速度：105m/min 構造：機械室なし 制御盤：昇降路内 監視装置：監視盤（1階守衛室） 連絡装置：同時通話式インターホン 附加装置：地震時管制運転 （P波・S波） 火災時管制運転 停電時救出運転 ピット冠水時管制運転 閉じ込め時リスタート運転 遮煙性能付乗場扉 エレベーター遠隔監視機構 視覚障害者仕様（点字） かご内手すり・鏡付	1基	（株）日立製作所 平成26年設置
乗用型	型式：UAP-13-CO105 制御方式：インバーター制御 運転方式：郡乗合全自動方式 停止階数：9階 定格積載量：900 kg 定員 13名 速度：105m/min 構造：機械室なし 制御盤：昇降路内 監視装置：監視盤（1階守衛室） 連絡装置：同時通話式インターホン 附加装置：地震時管制運転 （P波・S波） 火災時管制運転 停電時救出運転 ピット冠水時管制運転 閉じ込め時リスタート運転 遮煙性能付乗場扉 エレベーター遠隔監視機構 自動放送装置	1基	（株）日立製作所 平成26年設置

(自動扉)

区分	機器名等	数量	納入取付業者等
玄関	DS-41 (両開き) DS-75 (両開き)	1台 1台	ナブコドア(株)
1階売店	DS-75 (片開き)	1台	ナブコドア(株)

(参考)

区分	場所	寸法	容量
汚水槽	B1F A-B 1～2	2.5×2.5×0.9H	5.62 m ³
雨水槽	B1F A-B 3～4	2.5×7.5×1.2H	21.6 m ³
雜排水槽	B1F A-B 3～4	2.5×7.5×1.5H	21.6 m ³
湧水槽	B1F A-D 1～8		656.6 m ³
受水槽	B1F C-D 1～2	4.0×4.0×3.0H	48 m ³
高架水槽	RF C-D 1～2	3.5×2.0×2.0H 2基	24 m ³
発電機冷却水槽	B1F C-D 7～8	2.5×7.5×1.2H 2.0×7.2×1.2H	38.9 m ³

施設定期点検基準表

1 電気設備

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
遮断器	外部一般点検	○				○			
開閉器	絶縁抵抗測定					○			
遮断路器	絶縁油酸化度及び耐圧試験 内部精密点検 遮断器連動試験					○	○		
母線及び支持物	外部一般点検 定期点検整備	○				○			
変圧器	外部一般点検 絶縁抵抗測定 絶縁油酸化度及び耐圧試験 内部精密点検 定期点検整備	○				○	○		◎必要時
電力用コンデンサー	外部一般点検 定期点検整備 絶縁抵抗測定	○				○	○		
配電盤	外部一般点検 定期点検整備 絶縁抵抗測定	○				○	○		
自家用発電機	外部一般点検及び無負荷運転 軸受油の適否・油量点検 ブラシの適否・消耗度点検 整流子面の点検整備 絶縁抵抗測定			○			○		

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
分電盤	外部一般点検			○					
	定期点検整備			○					
	絶縁抵抗測定					○			
照明設備	不点・異音等点検	○							
	照明効果測定					○			
	絶縁抵抗測定					○			
(その他)									
コンセント 配線等一般設備	外部一般点検								○必要時
	各端子締付点検						◎		◎必要時

※ 絶縁油酸化度及び耐圧試験（以下「試験」という。）の実施に当たっては、次の点に留意する。

【留意事項】

絶縁油にP C Bが含まれている可能性があることから、試験前に受託者負担により含有分析検査（以下「検査」という。）を行う。

検査の結果、含有が判明した場合は、庁舎管理責任者と協議の上、その指示に従う。

※ 年1回の電気設備点検（全館停電による点検）に当たっては、次の点に留意する。

【留意事項】

全館停電を実施することで、当局の業務に支障があることから、受託者負担により自家発電を用意する。

なお、用意する自家発電機は、2台（総合庁舎用 1 k v A、第二庁舎用 2 k v A）とする。

2 空調設備

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
エアーハンドリング 型 マルチゾーン型	水・空気・温度点検	○			○				
	コイル表面点検				○				
	加湿装置点検	○		○					
	空調状態の点検			○					
	基礎点検			○					
	ケーシング内部鋸落し塗装			○					◎必要時 (閉庁時作業)
	ユニットフィルター取替			○					
	ユニットフィルター清掃			○					
	ロールフィルター取替					○			○必要時 (閉庁時作業)
	電気集塵機洗浄整備				○				AC-3
	電気集塵機洗浄整備					○			
	高低圧・油圧の点検								○必要時
パッケージ型 (ただし、名古屋第二国税総合庁舎2Fサーバー室を除く。)	空調状態の点検								○必要時
	圧縮機の異音振動の有無点検				○				
	フィンファンの外部点検				○				
	保安装置の点検								◎必要時
	凝縮器の洗浄								◎必要時
	ヒーター・クレーコイル化学洗浄								◎必要時
	フィルター清掃					○			
	高低圧・油圧の点検								○必要時
	空調状態の点検								○必要時
	圧縮機の異音振動の有無点検								年4回実施
パッケージ型 (名古屋第二国税総合庁舎2Fサーバー室)	フィンファンの外部点検								年4回実施
	保安装置の点検								◎必要時
	凝縮器の洗浄								◎必要時
	ヒーター・クレーコイル化学洗浄								◎必要時
	フィルター清掃								◎必要時
	室内機のVベルト交換							○	年4回実施

※ 上記のほか、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく点検等を実施することに留意する。

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
冷温水発生機 (ただし、名古屋第二国税総合庁舎チラーウニットを除く。)	ページ量の点検	○							
	燃焼状態の点検	○							
	ガス配管の漏れ点検			○			○		
	容量制御装置動作			○					
	補助機器類動作			○					
	保安装置動作			○	○				
	水質管理				○				
	煤煙測定					○			第二庁舎は年2回実施
	溶液管理					○			
	抽気装置点検	○							
	抽気ポンプ分解点検					○			
	煙道・煙突耐火材点検				○				
	チューブ清掃					○			
	メインバーナー一点検	○							
	パイロットバーナー一点検	○							
	点火トランス点検	○							
	火炎検出器点検清掃	○							
	軸受け部点検						○		
	バーナーノッヂ調整						○		
	配管点検			○					
	定期点検整備（年4回実施）					備考			年4回実施
	点検区分								
	暖房オフ、冷房イン点検 (薬品洗浄を含む。)								5月から6月
	冷房中点検								7月から8月
	冷房オフ、暖房イン点検								11月中
	暖房中点検								2月中

※ 総合庁舎の冷温水発生機については、東邦ガス株式会社による「緊急遮断弁」の法定点検（年1回、11月頃）が実施されることから、これに際し使用した炭酸ガスボンベを受託者負担により補充し、常時3個以上確保しておく。

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
加湿蒸気ボイラー	各部漏洩の有無点検	○							◎必要時 総合庁舎のみ
	燃焼状態の点検	○							
	運転日誌記録	○							
	安全弁の吹出し圧力点検調整	○					○		
	燃焼ガス量の調査	○					○		
	水面計・圧力計の点検	○					○		
	缶水のブロー	○					○		
	缶水水質の検査	○					○		
	パッキン類の点検	○					○		
	煤煙測定	○					○		
膨張タンク	水位点検	○							◎必要時 総合庁舎のみ
	水漏れ点検	○							
	補給水装置点検	○							
	排水洗浄	○							
冷温水ヘッダー	バルブ類外部点検	○							◎必要時 総合庁舎のみ
	バルブグランド部分点検調整	○							
	水漏れ点検	○							
	定期点検整備	○							
冷却水循環ポンプ	グランドパッキン点検調整	○							◎必要時
冷水循環ポンプ	吐出・真空圧力点検	○							
温水循環ポンプ	カップリング芯の点検	○							
冷温水循環ポンプ	ポンプ本体の清掃	○							
冷却塔循環ポンプ	オーバーホール	○							
換 気 設 備	運転状態の点検	○							◎必要時 ◎必要時
給 気 フ ァ ン	ベルトの消耗点検調整	○							
排 気 フ ァ ン	キャンパスの点検	○							
	ブーリーの点検	○							
	羽根車の清掃	○							
	軸メタル取替	○							
	フィルター清掃（給気ファン）	○							

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
冷却水配管	水漏れ有無点検	○							◎必要時 ◎必要時 ◎必要時
	計器類点検	○			○	○			
	バルブ・システム点検整備			○					
	配管ストレーナーの清掃								
	バルブ分解整備								
	フランジパッキン類取替								
冷却塔	配管内化学洗浄								
	噴霧ノズル及び充填物の点検	○							(閉庁時作業) 第二庁舎は年2回実施
	フロート弁作動点検	○							
	送風機軸受の油及び温度点検	○							
	潤滑油又はグリース補給更新								
	水槽の清掃			○					
	サクションストレーナー清掃			○					
電動機類	レジオネラ菌検査					備考	○		
	回転状態の点検	○							◎必要時
	アンカーボルトの点検			○					
	ブーリー(カップリング)の点検			○					
	電動機本体及び軸受け温度の点検			○					
	配線接続の点検			○					
	本体清掃						○		
自動制御機器類	油グリース補充								
	温度制御状態のチェック	○							
	ダンパー操作機組付点検				○				
	バルブ操作機組付点検					○			
	温度調節器の点検					○			
	液面発信器指示針の点検調整						○		
	精密濃度指示針の点検調整						○		
中央監視装置	空調電源装置の点検調整						○		
	m e t - E V定期点検調整						○		

3 給排水衛生設備

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
市水受水槽	ボールタップ点検	○		○					
	使用水量検討	○							
	槽内清掃					○			
	槽外清掃					○			
揚水ポンプ	外観点検	○							
	外部点検清掃	○							
	軸受温度点検		○						◎必要時
飲料水	モーター・ポンプ分解整備								
	残留塩素測定		○						
高架水槽	水質検査			○		○			
	電極棒点検				○				
	バルブ類点検			○					(閉庁時作業)
	槽内清掃					○			
汚水槽	外観点検					○			
	液面電極棒の清掃点検				○				
雑排水槽	槽内清掃 (年4回実施: 3か月ごと)						備考		年4回実施 (閉庁時作業)
	槽内清掃 (内訳) 名古屋国税総合庁舎						備考		
	機械室内雑排水槽 (一般排水)						備考		年2回実施 (閉庁時作業)
	(年2回実施: 6か月ごと)								
	用紙庫内雑排水槽 (食堂用)						備考		年4回実施 (閉庁時作業)
	(年4回実施: 3か月ごと)								
	名古屋第二国税総合庁舎						備考		年4回実施 (閉庁時作業)
	雑排水槽						備考		
	(年4回実施: 3か月ごと)								
排水ポンプ	グランドパッキン点検調整			○					
汚水用	外部点検			○					
雑排水用	逆止弁点検								◎必要時
湧水用	軸受温度点検			○					
雨水用	ポンプモーターディスassembly								◎必要時
給湯設備	湯温温度等の点検								○必要時

4 エレベーター

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
エレベーター	フルメンテナンス点検 (小型荷物運搬型はPOG点検) 性能検査(併せて製造者による性能確認調査を実施)			○			○		詳細は、別紙 5-2「4 エレベーター の保守点検」 のとおり

5 自動扉

(◎印は本契約外とする)

区分	項目	点検基準							備考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
自動扉	ドアエンジン装置各部の点検・調整 ドアエンジン開閉速度 クッショング作動の異常有無 ドアエンジン装置の電気回路の異常有無 オイル漏れ及びエヤー漏れチェック オイル不足及び潤滑油不足チェック パッキン、Oリング、ヒューズ、各種ビス、ボルト、ナット及び潤滑油の交換・補充 ドア本体の作動状況 その他各種部品等の点検・調整				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				詳細は、別紙 5-2 「5 自動扉の保守 点検」のとおり

定期点検・測定・整備項目一覧表

項目	点検回数	名古屋国税 総合庁舎	名古屋第二 国税総合庁舎
室内空気環境等測定	年6回	○	○
喫煙室に関する空気環境測定	年6回	○	○
ねずみ・昆虫等の防除消毒作業	年3回	●	●
汚水槽及び雑排水槽の清掃	年4回	●	●
飲料水適否水質検査	年2回	○	○
簡易専用水道検査(書類検査)	年1回	○	○
市水受水槽高架水槽清掃	年1回	●	●
ボイラ定期点検整備	年1回	○	○
ばい煙測定	年1回	○	○(2回)
受変電設備定期点検整備	年1回	●	●
空調機電気集塵器洗浄定期整備	年2回	●	●
空調自動機器定期作業	年2回	○	○
ダクト(吹出口・吸込口部分)清掃	年1回	●	●
厨房排気ダクトフード清掃	年1回	●(注7)	●
空調自動制御機器点検整備	年2回	○	○
冷温水発生機点検整備	年4回	○	○(注8)
冷却塔レジオネラ菌検査	年1回	○	○
消防用設備の点検整備	総合点検・機器点検	年1回	●
	機器点検	年1回	●
エレベーターの定期点検整備	フルメンテナンス点検	年12回	○
	性能検査	年1回	○
自動扉の定期点検整備	年2回	○	○

- (注) 1 実施にあたっては、事前に実施予定表を指定職員に提出し、指示を受ける。
- 2 ●印は、原則閉庁時作業とするが、具体的な実施日は庁舎管理責任者と協議すること。
- 3 消防用設備の点検整備において、当局職員の立会いが必要な点検箇所について、事前に庁舎管理責任者と協議すること。
- 4 「室内空気環境等測定」の測定箇所は、21箇所とし、測定箇所は別途指示する。
- 5 「喫煙室に関する空気環境測定」の測定箇所は27箇所とし、具体的な測定箇所は、別途指示する。
- 6 「室内空気環境等測定」、「喫煙室に関する空気環境測定」、「エレベーターの定期点検整備」及び「自動扉の定期点検整備」の内容については別紙4-2のとおり。
- 7 「厨房」には喫茶室を含むこととする。
- 8 「冷温水発生機点検整備」については、別紙3「3 空調設備」を参考とする。

1 室内空気環境等測定

(1) 空気環境測定

イ 測定項目、測定方法及び測定周期等

共通仕様書の第5編第1章第1節により実施する。

なお、ホルムアルデヒドの量も併せて測定すること。

ロ 測定回数

1箇所につき、執務時間内に午前1回、午後1回の計2回測定する。

(2) 照度点検

イ 測定項目、測定方法及び測定周期等

共通仕様書の第5編第1章第2節により実施する。

ロ 測定回数

1箇所につき、1回測定する。

(3) 報告等

測定結果は速やかに庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を庁舎管理責任者に報告する。

2 噫煙室に関わる空気環境測定

(1) 測定項目

浮遊粉塵量濃度、一酸化炭素濃度及び気流の風速

(2) 測定場所及び測定点検

イ 浮遊粉塵量濃度及び一酸化炭素濃度の測定場所は、①喫煙室の内部、②喫煙室等と非喫煙場所との境界（喫煙室の外側）、③喫煙室に隣接する廊下等の3箇所とする。

ロ 浮遊粉塵量濃度及び一酸化炭素濃度の測定点は、室内の床上約1.2m～1.5mまでの高さの点とする。

ハ 非喫煙場所から喫煙室への気流の風速の測定点は、扉を開けた状態にし、境界場所の上部、中央部及び下部の3点とする。

(3) 測定回数

1箇所につき、執務時間中に1回測定する。

(4) 報告等

測定結果は速やかに庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を庁舎管理責任者に報告する。

3 消防用設備の点検整備

(1) 定期点検

7月から9月までの間に、総合点検及び機器点検を1回、また1月から3月までの間に、機器点検を1回実施する。（平成16年5月31日消防庁告示第9号及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号の定めによる。）

なお、防排煙制御装置については、次の点検を総合点検時に併せて実施する。

イ ヒューズ、ダンパー等の状態の確認

ロ 防災設備との連動動作の確認

ハ 作動後における正常な状態への復帰の確認

また、保守点検整備対象設備は、点検時に設置されている全ての消防設備機器を対象

とする。

(2) 報告等

所轄消防署へ提出する「消防用設備等点検結果報告書及び点検票」(以下「報告書」という。)は、平成16年5月31日消防庁告示第9号及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号に定める様式を使用して、正本、副本及び控えの計3部を作成し、正本は所轄消防署へ、消防署の受付印のある副本は府舎管理責任者へ、副本のコピーを控えとし当局会計課へ提出する。

なお、当該報告書の用紙については、受託者が準備する。

4 エレベーター設備の保守点検整備業務

(1) 小型荷物運搬型を除くエレベーター設備

イ 「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例、及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成5年6月30日住防発第17号)」、「人事院規則10-4」又は「昇降機検査標準(JIS A 4302)」その他関係法令に定めるところにより、エレベーター設備を運行するうえで必要とされる性能又は機能の維持に努めるとともに、本仕様書に定める点検を行う。

なお、特記なき事項については、共通仕様書による。

ロ 契約方式は、フルメンテナンス契約とする。

ハ 点検については月1回以上とし、点検項目は共通仕様書による。

また、建築基準法に基づき年1回(1月又は2月)エレベーターの性能検査を行う。
併せて、製造者による性能確認検査を行う。

ニ 受託者は、昇降機利用者の安全を確保するために、保守・点検作業時において、安全に関する特に重要な部位(ブレーキ動作、着床レベル、扉開閉状況、その他指定職員の指示する事項)のデータ計測を行う。

ホ 部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。

なお、消耗品以外の部品についてはすべて製造者純正部品を使用することとし、当該費用は受託者負担とする。

ただし、共通仕様書において、修理及び取替え範囲から除外されている事項については別途協議する。

ヘ 遠隔監視機能付のエレベーターについては、それぞれ対応する機器を設置した上で、遠隔監視を行うこととし、当該費用は受託者負担とする。

また、遠隔監視診断を夜間、土日祝日及び年末年始の府舎無人時に実施する場合は、事前に監督職員と機械警備会社の了解を得る。

ト 故障・異常時における点検及び調整については隨時行う。また、緊急対応体制は24時間365日無休体制とし、當時、有人受電できることとする。

緊急連絡先については、業務開始日までに指定職員に書面にて通知する。

なお、故障発生の連絡を受けた際は、概ね30分を目途に技術者を現地に派遣しなければならない(広域災害等の場合を除く)。

(2) 小型荷物運搬型のエレベーター設備

イ 契約方式は、POG契約とする。

ロ 点検により交換する必要がある部品等(補充用樹脂類(ギヤオイル及びシリンダーオイルは除く。)、ウエス、ヒューズ、インジケーター、押しボタン用ランプ、ドアマシン

用カーボン及び化粧ビズ）については交換する。

なお、交換にかかる費用については、すべて受託者の負担とする。

（3）報告等

イ 点検業務終了後、報告書を庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

ロ 保守期間内に部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行った履歴を、任意の様式により3月の定期点検後速やかに、当局会計課に提出する。

5 自動扉の保守点検

（1）業務の内容

自動扉が正常な機能を發揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力の維持に努めるとともに、本仕様書に定める点検を行う。

なお、定期点検等において、部品（別紙3「庁舎施設定期点検基準表」の「自動扉」に記載する部品等を除く。）の交換を要すると判断した場合には、事前に庁舎管理責任者と協議する。

また、保守点検整備対象設備は、点検時に履行場所に設置されている全ての自動扉設備を対象とする。

（2）点検実施月

7月及び1月の年2回とする。

（3）報告等

点検業務終了後、報告書を庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

設備保守日報

(名古屋国税総合庁舎)

名古屋国税総合庁舎の電気、機械設備の保守状況について下記のとおり報告します。

請負業者 :

平成 年 月 日	曜日	天候
現場責任者 (氏名) _____印		(連絡事項)
保守管理員 (氏名) _____印 _____印 _____印		

作業状況等

(特記事項)

光熱水料等使用状況					
\	電気	水道		ガス	
		市水	雑用水	冷温水発生機	ボイラー
本日指針(A)					
前日指針(B)					
本日使用料	(A-B) × 1200kwh kwh				

設備保守日報

(名古屋第二国税総合庁舎)

名古屋第二国税総合庁舎の電気、機械設備の保守状況について下記のとおり報告します。

請負業者 : _____

平成 年 月 日	曜日	天候		
現場責任者 (氏名) _____印		(連絡事項) _____		
保守管理員 (氏名) _____印 _____印 _____印		_____		
作業状況等				
(特記事項) _____				
光熱水料等使用状況				
△	電 気	水 道	ガス	
			冷温水発生機	加湿ボイラ
本日指針(A)				
前日指針(B)				
本日使用料	(A-B) × 10kwh kwh			

別紙 7

保守作業実施工工程表

府 舎 名	
実施業者名	

自家用電気工作物の保安管理委託業務仕様書

1 概要

電気事業法に基づき、電気工作物の安全の確保、施設の安全運転を目的とし、その機能が十分発揮できるよう点検及び調整等を実施する。

2 履行場所

別紙「自家用電気工作物保安管理業務事業場」に示す場所（以下「各事業場」という。）とする。

3 受託者の資格及び要件

本業務を受託する者は、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

(1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する次の要件を全て満たしていること。

イ 受託者が個人の場合

(イ) 電気主任技術者免状の交付を受けていること。

(ロ) 外部委託承認申請書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ハ) 機械器具の保有状況届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ニ) 外部委託承認申請書に添付する委託契約の相手方の執務に関する説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ホ) 外部委託承認申請書に添付する保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障がない旨の説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

ロ 受託者が法人の場合

(イ) 保安業務従事者名簿届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ロ) 機械器具の保有状況届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ハ) 外部委託承認申請書に添付する委託契約の相手方の執務に関する説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(ニ) 保安管理業務マネジメント規定を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

(2) 事故及びトラブル発生時における対応態勢について、次の要件を満たしていること。

イ 各事業場から常時連絡が取れる態勢であること。

なお、留守番電話による対応は不可とする。

ロ 各事業場から連絡後、2時間以内に各事業場に到着できる場所に主たる連絡場所を設けていること。

(3) 以下の4に定める業務の内容を履行できる者であること。

4 業務の内容

(1) 点検及び維持管理

事業場の保安規程及び別添「自家用電気工作物の保安管理業務の細目及び基準」(以下「細目」という。)に従い、各事業場の自家用電気工作物の点検及び維持管理を行う。

(2) 保安規程の作成等への指導及び助言

受託者は、名古屋国税局(以下「当局」という。)及び各事業場が保安規程の見直しを行い、新たな保安規程を作成するための指導及び助言を行う。

(3) 上記(2)により各事業場の保安規程が変更された場合には、所轄産業保安監督部へ提出する書類の作成及び提出手続の指導及び助言を行う。

(4) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うために、月次点検を2ヶ月に1回、年次点検を年1回実施する。

(5) 受託者は各事業所の低圧電路の絶縁状態を常時監視するための絶縁監視装置を、受託者負担ですみやかに設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。

なお、細目7(3)ロ又はハにより、絶縁監視装置を撤去した場合は、所轄産業保安監督部へ届出を行い、月次点検を毎月実施する。

(6) 絶縁監視装置は、50mA以上の漏洩電流で感知し発報するものであることとする。

なお、これにより絶縁状態(漏電)を常時監視し電路の絶縁が不良(漏電が発生)となつたことを感知した場合には、当局の指定する職員(以下、「指定職員」という。)に通知するとともに応急措置をとるものとする。

(7) ランプ類、ヒューズ類の消耗部品は必要に応じて交換を行う。ただし、当該消耗部品は受託者の負担とする。

(8) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装(タッチペイント)を行う。

5 報告書作成

(1) 点検実施時

イ 点検終了後、報告書を指定職員に提出し、業務履行の確認を受ける。

すべての履行場所の報告書を取りまとめて、点検実施月の翌月末までに当局に提出する。

ロ 報告書様式は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き 最新版」に準拠する。

ハ 点検において不良箇所がある場合は、指摘事項についての緊急度判定を記載し、不良箇所の図や写真等を添付する。

(2) 年度末

3月31日までに各事業所の事故及び故障等による臨時出動及び絶縁監視装置の警報発報に伴う出動事績の年間一覧表を提出する。

6 その他の事項

- (1) 電気事業法施行規則第52条、第52条の2、第53条、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号、平成17年3月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用について（内規）」及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。
- (2) 受託者が電気事業法施行規則第52条第2項で定める外部委託先の承認が得られない場合には、委託契約を解除する。
- (3) 受託者は次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- イ 本仕様書に基づき協議決定した事項又は受託者が指導、助言した事項について、当局及び各事業場が実施しなかったことにより損害が生じた場合
 - ロ 当局及び各事業場が法令又は本仕様書に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合
 - ハ 当局及び各事業場が細目2(1)に定める受託者への連絡を怠ったことにより損害が生じた場合
- ニ 天災地変、設備の自然劣化又は原因不明の欠陥等受託者の責めとならない事由により損害が生じた場合
- (4) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、停電で実施する年次点検については、平日の上記時間外又は閉庁日（「行政機関の休日に関する法律」に定める日）に行うものとし、具体的な日時については、指定職員と協議する。
- (5) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ各事業場の庁舎管理責任者の許可を受けること
- (6) 契約締結後2ヶ月以内に、外部委託承認申請書を所轄産業保安監督部へ提出し、承認を受けるものとする。
なお、当該登録に係る「外部委託承認書」の写し（1部）を当局へ提出する。

自家用電気工作物保安管理業務事業場

①		②	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧
区分	事業場	所在地	需要設備容量	受電電圧	予備発電装置 (太陽光発電含む。)		保安業務担当者氏名	生年月日	主任技術者免状の種類及び番号
			(KVA)	(V)	(KVA, KW)	(V)			
A	岐阜北税務署	岐阜市千石町一丁目4番地	300	6,600					
	岐阜南税務署	岐阜市加納清水町四丁目22番地の2	250	6,600					
	大垣税務署	大垣市丸の内二丁目30番地	250	6,600					
	多治見税務署(※1)	多治見市白山町一丁目29番地の1	300	6,600	20	210			
	関税務署	関市川間町2番地	150	6,600					
B	浜松東税務署	浜松市中区砂山町216番地の6	150	6,600					
	島田税務署	島田市扇町2番の2	150	6,600					
	磐田税務署	磐田市中泉112番地の4	250	6,600					
	掛川税務署	掛川市緑ヶ丘二丁目11番地4	125	6,600					
	藤枝税務署	藤枝市青木二丁目36番17号	125	6,600					
C	静岡税務署	静岡市葵区追手町10番8号	330	6,600					
	清水税務署	静岡市清水区江尻東一丁目5番1号	150	6,600					
	沼津税務署	沼津市米山町3番30号	350	6,600					
	熱海税務署	熱海市上宿町14番15号	150	6,600					
	三島税務署	三島市文教町一丁目4番33号	125	6,600					
	富士税務署	富士市本市場297番地の1	200	6,600	62	200			
	下田税務署	下田市六丁目3番26号	100	6,600					
E	千種税務署	名古屋市千種区振甫町三丁目32番地	175	6,600					
	名古屋北税務署	名古屋市北区清水五丁目6番16号	275	6,600					
	名古屋西税務署	名古屋市西区押切二丁目7番21号	225	6,600					
	名古屋中村税務署	名古屋市中村区太閤三丁目4番1号	225	6,600					
	昭和税務署	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	300	6,600					
	熱田税務署(※2)	名古屋市熱田区花表町7番17号	600	6,600	150+(5)	210			
	中川税務署	名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号	300	6,600					
	一宮税務署	一宮市栄四丁目5番7号	175	6,600					
	尾張瀬戸税務署	瀬戸市熊野町76番地1	175	6,600					
	半田税務署	半田市宮路町50番地の5	250	6,600					
	津島税務署	津島市良玉町二丁目31番地の1	175	6,600					
	西尾税務署	西尾市熊味町南十五夜41番地の1	175	6,600					
	小牧税務署(※3)	小牧市中央一丁目424番地	250	6,600	90	220			
	新城税務署	新城字裏野1番地1	150	6,600					
	泉分庁舎	名古屋市東区泉一丁目22-27	300	6,600					
F	津税務署	津市桜橋二丁目99番地	350	6,600					
	四日市税務署	四日市市西浦二丁目2番8号	300	6,600					
	伊勢税務署	伊勢市岩渕一丁目2番24号	175	6,600					
	桑名税務署	桑名市江場7番地6	200	6,600					
	上野税務署	伊賀市緑ヶ丘本町1680番地	150	6,600					
	鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸九丁目24番45号	150	6,600					
	尾鷲税務署	尾鷲市末広町1番地30号	100	6,600					

(※1) 多治見税務署は、定格容量20kW以上の太陽光発電設備あり。

(※2) 熱田税務署は5kWの太陽光発電設備あり。

(※3) 小牧税務署は電波障害対策用の共同アンテナを設置している。

なお、停電作業を実施する場合は、受託者の負担において、近隣に受信障害が出ないように対処すること。

自家用電気工作物の保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

- (1) 受託者が実施する保安管理業務は、次によるものとする。
- イ 定常の保安管理業務は、次の各号によるものとする。
- (イ) 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な措置について各事業場に報告すること。
- (ロ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、当局の通知を受け必要な指導及び助言を行う。
- (ハ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、当局の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に關する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導及び助言を行う。
- (ニ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、当局若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話又は各事業場に出向して事故原因の探求に協力し、応急措置を指導するとともに、再発防止につきるべき措置の指導及び助言を行う。
この場合、当局は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとする。
- (ホ) 電気事業法第107条第2項に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成の指導及び手続の指導を行う。
- (ヘ) 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。
- (ト) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度、当局の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち会わせること。
- ロ 定常外の保安管理業務は、次の各号によるものとする。
- (イ) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成の指導及び手続の指導を行う。
- (ロ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導及び助言を行う。
- (ハ) 前各号のほか、当局の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、当局は、当局の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、当局の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導及び助言又は協議を行うものとする。
- イ 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物
- (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (ロ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

- (ハ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (ニ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (ホ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

- ロ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な、次の（イ）から（ヘ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物
 - (イ) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (ロ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ハ) 衛生管理のため立入が制限される場所（診療所、クリーンルーム等）
 - (ニ) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (ホ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (ヘ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ハ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
 - ニ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
 - ホ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 上記（2）において、当局、各事業場及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2 相互の連絡

- (1) 当局及び各事業場は、次の事項の具体的な内容を受託者に通知するものとする。
 - イ 遅滞なく連絡する事項
 - (イ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。
 - (ロ) 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。
 - (ハ) 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。
 - (ニ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
 - (ホ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
 - ロ その他連絡する事項
 - (イ) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
 - (ロ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
 - (ハ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
 - (ニ) 当局の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - (ホ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

- (ヘ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- (ト) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
- (チ) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- (リ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- (ヌ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
- (ル) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- (ヲ) その他電気工作物の保安に関し必要な事項

(2) 受託者は、次の事項を当局又は各事業場に通知するものとする。

- イ 受託者の就業時間内、時間外における受託者への連絡方法
- ロ 各事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ハ その他電気工作物の保安に関し必要な事項

3 相互の協力及び義務

- (1) 各事業場は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、各事業場及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。
- (3) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

4 連絡責任者等

- (1) 各事業場は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 各事業場は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 各事業場は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- (4) 各事業場は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
- (5) 各事業場は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

5 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、各事業場の電気工作物の保安管理業務に従事する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び附則第3条に適合する保安業務従事者をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(4) 受託者は、保安業務担当者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面により当局及び各事業場に通知することとし、各事業場は面接等により本人確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

(5) 各事業場は、保安業務担当者等が点検等を行う際に、保安業務担当者等が提示する身分証明書により本人であることを確認することとする。

6 記録の保存

(1) 各事業場は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に、保安業務担当者等から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を保存するものとする。

(2) 各事業場及び受託者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する自主検査記録を必要な期間保存するものとする。

7 絶縁監視装置及び機器の設置等

(1) 絶縁監視装置及び機器の設置

イ 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、当局の承諾を得て絶縁監視装置を設置することとする。

ロ 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」という。）は、当局及び受託者で協議のうえ、受託者が設置し所有するものとする。

ハ 各事業場は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。

ニ 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、受託者が負担するものとする。

ホ 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとする。

ヘ 各事業場は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

(2) 絶縁監視装置の警報発生時の処置

イ 電気工作物に設置する絶縁監視装置から、警報発生時（警報動作電流 50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。

(3) 絶縁監視装置及び機器の撤去

イ 受託者は、当局との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。

ロ 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、当局及び受託者で協議のうえ、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。

ハ 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、7(1)イに掲げる信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、当局及び受託者で協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されない

と認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、当局、各事業場及び受託者で協議のうえ、速やかに改修するものとする。

(2) 不安全施設の改修に要する費用は、原則として、当局及び各事業場が負担するものとする。

(3) 不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験について、当局、各事業場及び受託者で協議し対応を行う。

9 その他

「自家用電気工作物の保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度、当局、各事業場及び受託者で協議のうえ、定めるものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電点検	停電点検	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雜音チェック		○		
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸化度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雜音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雜音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雜音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流試験	○		○	必要の都度
受電設備 (二次変電設備)	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雜音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4		

構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
	比重測定	1回/年	○	○	
	液温測定	1回/年	○	○	
	電圧測定	1回/年	○	○	

	電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電点検	停電点検	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1、6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ
太陽光発電設備	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電機及び励磁装置 太陽電池及び附属装置 燃料電池及び附属装置 接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注（1）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

なお、「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- イ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- ロ 電線と他物との離隔距離の適否
- ハ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- ニ 接地線等の保安装置の取付け状態

（2）年次点検は、原則年1回以上停電により行うものとする。

ただし、受電設備の信頼性が高く、次のイからホの項目が1年に1回以上行われている場合には、無停電により行うことができるが、その場合であっても3年に1回は停電により行うものとする。

- イ 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること、並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

- ロ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
 - ハ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
 - ニ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
 - ホ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (3) ※1 を付した測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- (4) ※2 を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、無停電点検の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
なお、採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (5) ※3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、無停電点検の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
なお、採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (6) ※4 を付した測定は、過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (7) ※5 を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (8) ※6 を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (9) ※7 を付した絶縁監視は、絶縁監視装置による常時の監視をいう。
なお、この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。
- (10) ※8 を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

別表2

工事期間中に関する点検の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 〔受電室建物 キューピクル式受・配 電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	外観点検	○

(注) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

なお、「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- 1 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- 2 電線と他物との離隔距離の適否
- 3 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- 4 接地線等の保安装置の取付け状態

自家発電設備保守点検整備業務仕様書

1 基本事項

自家発電設備等が、非常時等に正常な機能を發揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とする。

2 履行場所及び自家発電設備明細

別紙のとおり

3 保守点検整備業務内容

(1) 定期点検

消防法に基づく総合点検及び機器点検について、別紙に記載する時期に実施する。

なお、併せて各点検時に以下の作業を行う。

- イ 本体調整（発電機盤内外部一般）
- ロ 各種動作試験（発電機盤及び自動盤内外部一般）
- ハ 直流電源装置のバッテリー及び自家発電装置の起動用バッテリー一点検、測定、補水
- ニ 燃料、潤滑油、冷却水系統点検
- ホ 絶縁抵抗測定（総合点検時）
- ヘ オイル及びオイルエレメントの入替（総合点検時）
- ト 各部全般清掃

(2) 応急措置等

- イ 本業務により破損・故障箇所を確認した場合は、速やかに名古屋国税局（以下「当局」という。）が指定する職員（以下「署担当者」という。）に連絡を行う。
- ロ イにおいて、消耗品等の簡易な部材を用いて補修することにより、当面の間、破損・故障した機器の機能が維持できる場合は、受託者負担で補修する。
- ハ ロで行った補修については、作業内容報告書として速やかに署担当者に提出する。

4 現場責任者

業務の実施に当たり現場責任者を定め、あらかじめ署担当者に書面により通知するものとする。
現場責任者は、業務を統括する者としての必要な知識、技能及び資格等を有するものとし、次の任に当たることとする。

- (1) 履行場所における他の従事者に対する指揮監督及び労務管理
- (2) 署担当者との業務連絡及び調整

5 その他

- (1) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、署担当者が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。

- (2) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ署担当者の許可を受けるものとする。
- (3) 所轄消防署へ提出する「消防用設備等点検結果報告書及び点検票」（以下「報告書」という。）は、平成16年5月31日消防庁告示第9号及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号を使用して作成し、当該報告書の用紙は、受託者が準備する。
- (4) 報告書は正本、副本及び控えの計3部を作成し、正本、副本を署担当者に提出し、控えを当局会計課へ提出する。

別紙

1 履行場所の所在地

区分	署名	所在地
C	富士税務署	富士市本市場 297番地の1
E	熱田税務署	名古屋市熱田区花表町7番17号
	小牧税務署	小牧市中央一丁目424番地

2 自家発電設備明細

署名	設備名称	メーカー	型式
富士税務署	自家発電装置	原動機	ヤンマーディーゼル
		発電機	東京電機
		蓄電池	ユアサ
		充電装置	DCC123A
	直流電源装置	蓄電池	HS40-6E*18
		充電装置	GTSC100-15
熱田税務署	自家発電装置	原動機	三菱重工業
		発電機	日本車輌製造
		蓄電池	古川電池
		充電装置	NCH-300G
	直流電源装置	蓄電池	MSE100-6*18
		充電装置	GTSC100-15V
小牧税務署	自家発電装置	原動機	ヤンマーディーゼル
		発電機	東京電機
		蓄電池	ユアサ
		充電装置	K - 92
	直流電源装置	蓄電池	HS80-6E*18
		充電装置	CRIA135-20SMRL

3 定期点検時期

点検区分	点検実施期間
総合点検及び機器点検	6月
機器点検	1月

駐車設備の保守点検業務仕様書

1 保守・点検の目的

当該契約物件の設置装置の機構が常に支障なく、常に安全且つ良好な機能で稼動するよう定期的に保守・点検を実施する。

2 保守点検の対象となる駐車設備

	名 称	所 在 地	装置の種類及び基数
C	富士税務署	富士市本市場 297-1	GPA2-L L 5基 10パレット
E	熱田税務署	名古屋市熱田区花表町7-17	TSK2E-M 6パレット (12台収容)

3 業務内容

(1) 実施回数

年4回 (6月、9月、12月及び3月)

(2) 実施範囲

- イ 対象物件本体及び機器の点検
- ロ 対象物件に関連する電機機器の点検
- ハ 給脂、給油作業
- ニ 機械、電動機器、制御装置等の給油並びに調整
- ホ 一般清掃作業

(3) 実施範囲外

- イ 建築物関係 (基礎、土間、内外壁、フェンス、屋根、建具等一切)
- ロ 設備関係 (場内照明、給排水、給排気等)
- ハ 消火設備関係

4 費用の負担

- (1) 業務に必要な工具及び標準的な消耗品 (ヒューズ類、ボルト、ナット、ビン、グリース、マシン油、ワックス類一式) は、受託者の負担とする。
- (2) (1) 以外の機械部品 (歯車、軸受、ブッシュ、ローラー、ライニング等) 及び電装部品 (リレー、リミットスイッチ、電線類) の取替え、機械の分解、修理を行う場合、その他塗装関係、構造変更工事に要する費用は委託者の負担とする。

5 緊急補修の対応

故障等で緊急に点検・整備が必要な場合には、受託者は直ちに技術者を派遣する。

契約外項目（契約内消耗部品以外の部品交換修理、消火設備の保守点検、排水ポンプピット及びポンプ本体の保守点検、照明機器関係部品、建築関連部分の手直し工事、意匠関係部分、途中の仕様変更によるもの、管理上の過失によるもの、天災及び不可抗力によるもの、機器各部の機能上障害のある部分を除く部分の清掃）の作業を行った場合、及び取扱不備によるトラブルに対応した場合は委託者の負担とする。

6 保険契約

受託者は、本契約の履行期間中に本契約上の義務の履行にともない発生する損害賠償責任を担保するため、1年を保険期間とする損害賠償保険（駐車場管理者賠償責任保険ではない）に加入する。

7 実施結果の報告

実施点検毎に、点検報告書を作成し、委託者に提出する。

8 その他

- (1) 点検・整備の日時については、委託者及び受託者と協議して決定する。
- (2) 点検・整備中、委託者は原則として対象物件を使用しないものとし、委託者の自動車保管費及び営業補償費等については、受託者はその責を負わないものとする。
- (3) 点検・整備中に受託者の責任によって生じた損害は受託者の負担とする。

建物環境衛生維持管理業務仕様書

1 業務の概要

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」及び「建築物環境衛生維持管理要領」並びに「建築物における維持管理マニュアル」など各種法令等を遵守し、税務署の庁舎内における環境衛生の維持管理に係る検査、測定及び点検等業務を実施し、その結果について報告書を作成する。

2 履行場所

別紙1「履行場所の所在地及び設備等」のとおり

3 実施時期

別紙2-1、2-2「年間維持管理計画表」のとおり

なお、具体的な実施日時については、別途名古屋国税局（以下「当局」という。）が指定する職員（以下「指定職員」という。）と受託者の間で協議し定めるものとする。

4 業務の内容

別紙3「建物環境衛生維持管理業務一覧表」及び別紙4「空気環境管理及び作業環境測定」のとおり

5 報告書の作成

(1) 各月の業務終了後（実施業務が「建築物環境衛生管理技術者の選任」のみの月を除く。）

イ 提出先

指定職員及び当局会計課

ただし、別紙4「空気環境管理及び作業環境測定」の業務については、指定職員、当局会計課及び厚生課に提出すること。

ロ 提出期限

業務実施月の翌月末

ハ 報告書様式

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き 最新版」に準拠する。

(2) 会計年度末

イ 提出先

指定職員及び当局会計課

ロ 提出期限

3月31日

ハ 報告書様式

別紙5「特定建物維持管理報告書」による。

なお、市町村への提出が必要な場合で、指定された様式がある場合は当該様式による。

7 その他の事項

- (1) 受託者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し、業務開始前に当該技術者にかかる免状（写）を、当局会計課及び指定職員へ提出する。
- (2) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、指定職員が別途指示する場合は、その指示に従う。
- (3) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ庁舎管理責任者の許可を受ける。
- (4) その他、本仕様に定めのない事項については、当局及び指定職員と別途協議する。

別紙1

履行場所の所在地及び設備等

区分	税務署名	所在地	参考事項		
			構造階数	庁舎延面積	貯水槽等
C	富士	富士市本市場297番地1	地上4階 地下1階	3, 434 m ²	受水槽 : 15 m ³ 高架水槽 : 6 m ³
E	熱田	名古屋市熱田区花表町7番17号	地上6階	5, 156 m ²	受水槽 : 20 m ³
			地上2階(別館)	691 m ²	
	小牧	小牧市中央一丁目424番地	地上4階 地下1階	3, 797 m ²	受水槽 : 12 m ³ 高架水槽 : 6 m ³ 雑排水槽計: 40 m ³

別紙2－1

年間維持管理計画表（区分C：富士税務署及び区分E：熱田税務署）

業務名	実施月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建築物環境衛生 管理技術者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務室における 空気環境測定		○		○		○		○		○		○
喫煙室における 空気環境測定		○				○		○				○
事務室における 照度測定						○						○
水質検査 (16項目)		○						○				
消毒副生成物検 査(12項目)					○							
貯水槽の掃除							○					
簡易水道検査							○					
ねずみ等の防除		○						○				

年間維持管理計画表（区分E：小牧税務署）

業務名	実施月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建築物環境衛生 管理技術者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務室における 空気環境測定		○		○		○		○		○		○
喫煙室における 空気環境測定		○				○		○				○
事務室における 照度測定						○						○
水質検査 (16項目)		○						○				
消毒副生成物検 査(12項目)						○						
貯水槽の掃除							○					
簡易水道検査							○					
ねずみ等の防除		○						○				
雑排水槽の清掃					○						○	

別紙3

建物環境衛生維持管理業務一覧表

業務名	実施内容等	実施回数等
環境衛生管理		
建築物環境衛生管理 技術者の選任	法令に定めるところによる。 また、帳簿書類を作成する。	通年（契約期間内）
空気環境管理及び作業環境測定		
事務室における 空気環境測定		
喫煙室における 空気環境測定	別紙4のとおり	別紙4のとおり
照度測定		
給水管理		
遊離残留塩素の測定 等	署職員で対応する。	
水質検査 (16項目)	法令に定めるところによる。	法令に定めるところによる。
消毒副生成物検査 (12項目)	法令に定めるところによる。	法令に定めるところによる。
貯水槽の掃除	受水槽及び高架水槽を掃除 する。	1回／1年
簡易水道検査	法令に定めるところによる。	法令に定めるところによる。
排水管理		
排水設備の掃除	排水槽なし。	
清掃		
建物内の定期清掃	別添9のとおり。	
ねずみ等の防除		
ねずみ等の防除 (生息調査を含む。)	法令に定めるところによる。	法令に定めるところによる。
雑排水槽の清掃（小牧税務署のみ）		
雑排水槽清掃	雑排水槽を清掃する。	1回／半年

別紙4

空気環境管理及び作業環境測定

1 事務室における空気環境測定

(1) 測定項目

一酸化炭素及び二酸化炭素の含有量、室温及び外気温・相対湿度・浮遊粉じん量・ホルムアルデヒドの量

なお、ホルムアルデヒドの測定は、7月又は9月に1回実施する。

(2) 測定箇所

富士税務署 6箇所（外気を含む。）

熱田税務署 8箇所（外気を含む。）

小牧税務署 6箇所（外気を含む。）

(3) 測定場所

各階の事務室のほぼ中央

なお、事務室が壁等で仕切られている場合は、職員数の多い事務室とする。

(4) 測定回数

1箇所につき、執務時間中に午前1回、午後1回の計2回測定する。

(5) 測定方法

測定方法については、「作業環境測定基準第6条」に規定する方法による。

(6) その他

測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、報告書に記載する。

2 喫煙室における空気環境測定

(1) 測定項目

浮遊粉じん量濃度測定、一酸化炭素濃度、気流の風速

(2) 測定対象喫煙室数

富士税務署 1室

熱田税務署 4室

小牧税務署 2室

(3) 測定場所及び測定点

イ 浮遊粉じん量濃度測定及び一酸化炭素濃度の測定場所は、①喫煙室の内部、②喫煙室と非喫煙場所との境界（喫煙室の外側）、③喫煙室に隣接する廊下等の3箇所とする。

ロ 浮遊粉じん量濃度測定及び一酸化炭素濃度の測定点については、室内の床上約1.2mから約1.5mまでの高さの点とする。

ハ 非喫煙場所から喫煙室への気流の風速の測定点は、扉を開けた状態にし、境界場所の上部、中央部、下部の3点とする。

(4) 測定回数

1箇所につき、執務時間中に1回測定する。

(5) その他

測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、報告書に記載する。

3 事務室における照度測定

(1) 測定箇所

富士税務署 5 箇所

熱田税務署 7 箇所

小牧税務署 5 箇所

(2) 測定場所

各階の事務室のほぼ中央

なお、事務室が壁等で仕切られている場合は、職員数の多い事務室とする。

(3) 測定回数

1 箇所につき、1 回測定する。

(4) 測定方法

照度計を使用し測定する。

(5) その他

測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、報告書に記載する。

特定建築物維持管理報告書（ 年度分）

年 月 日提出

特定建築物	名称			
	所在地			
届出者	氏名			
	住所			
管理技術者	氏名		免状番号	第 号
立入時の連絡先	会社名	所属・職名	氏名	電話

空気環境管理の測定	設備の種類		1. 空気調和設備 2. 機械換気設備 3. その他							
	空	年間測定回数	回／年		測定地点数		地点		1日の測定回数	回／日
	空	測定項目 (温熱条件)	延べ 測定回数	延べ 不適合回数	不適合率 (%)	測定項目 (汚染条件)	延べ 測定地点数	延べ 不適合地点数	不適合率 (%)	
	空	温 度				浮遊粉じん量				
	空	湿 度				一酸化炭素				
	空	気 流				二酸化炭素				
	空	ホルムアルデヒド		測定地点数		不適合地点数			不適合率 (%)	
	空	加湿装置	1. 有	2. 無	使用期間中の点検回数		回／月	清掃回数		回／年
	空	冷却塔	1. 有	2. 無	使用期間中の点検回数		回／月	清掃回数		回／年

飲料水管理	飲料水の水源		1. 市水道水 2. 専用水道 3. 井水 4. その他()						
	給水方式		1. 市水道直結 2. 高置水槽方式 3. その他()						
	水質検査	眼視等の検査及び 残留塩素の測定	飲料水			中央式給湯水 (残留塩素の測定は末端給水栓で 55 度以下の場合)			
			検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	
			眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無	眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無	
			残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無	残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無	
	飲料水の供給に係る水質検査	飲料水			中央式給湯水				
		検査項目		検査年月日	検査結果	検査項目	検査年月日	検査結果	
		1.16 項目	2.11 項目	・・・	1. 適 2. 不適	1.16 項目	2.11 項目	・・・ 1. 適 2. 不適	
		1.16 項目	2.11 項目	・・・	1. 適 2. 不適	1.16 項目	2.11 項目	・・・ 1. 適 2. 不適	
	消毒副生成物		・・・	1. 適 2. 不適	消毒副生成物	・・・	1. 適 2. 不適	mg/L	
	添加の有無		1. 有(商品名及び主成分) 2. 無						
	防錆剤濃度検査		検査回数	回／年	防錆剤濃度	～			

飲 料 水 管 理	貯 水 (湯) 槽 の 清 掃	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日
			・		・
			・		・

雜 用 水 管 理	雜用水の水源	1. 市水道水・専用水道 2. 井水 3. 再利用水 4. その他 ()					
	雜 用 水 の 供 給 に 係 る 水 質 檢 査	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)
		残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無	外観	回／週	1. 有 2. 無
		pH値	回／週	1. 有 2. 無	大腸菌	回／年	1. 有 2. 無
		臭 気	回／週	1. 有 2. 無	濁 度	回／年	1. 有 2. 無

排 （ 清 水 管 掃 理 ）	排水槽の種類	清掃年月日	排水槽の種類	清掃年月日	排水設備の種類	清掃年月日
		・		・	排水ポンプ	・
		・		・		・

定期 清掃	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日
	建物一般	・	ゴミ集積場	・		・

ね ず み ・ 生 息 調 査	ねずみ・昆 虫等種類	生息調査 年月日	実施者 ()内は委託先	生息調査結果 (有、無)	ねズみ・昆 虫等種類	生息調査 年月日	実施者 ()内は委託先	生息調査結果 (有、無)
			1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無			1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無
			1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無			1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無
ね ず み ・ 昆 虫 等 駆 除	ねずみ・昆 虫等種類	駆除状況	駆除実施 年月日	薬剤を使用している場合				
				使用薬剤 使用量	薬剤使用状況		使用方法	使用場所
					1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用			1. 文書配布 2. 回覧 3. 揭示
					1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用			1. 文書配布 2. 回覧 3. 揭示
					1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用			1. 文書配布 2. 回覧 3. 揭示
					1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用			1. 文書配布 2. 回覧 3. 揭示

吹き付けアスベスト	1. 有 (箇所名) 2. 無	有の場合の措置	
-----------	------------------	---------	--

検査結果が不適であった場合、その項目と改善措置を記入してください。

受水槽等の清掃等業務仕様書

【第1 受水槽等の清掃等業務】

1 業務の内容

受水槽及び高置水槽の清掃・消毒並びに水質検査等を行う業務とする。

2 履行場所

別紙1「履行場所の所在地」のとおり

3 履行期限

(1) 受水槽の清掃等履行期間

9月から11月まで

(2) 報告書等提出期限

12月16日

4 業務の内容

(1) 受水槽及び高置水槽の清掃・消毒並びに水質検査

イ 清掃

(イ) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。

なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。

(ロ) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。

(ハ) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないよう
にする。

(ニ) 受水槽と高置水槽を併用している税務署については、同一日中に受水槽、高置水槽の順に
清掃を行うこと。

(ホ) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」
等の規定に基づき、適切に処理する。

ロ 消毒

(イ) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。

(ロ) 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。

(ハ) 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。

(ニ) 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒後少なくとも30分以上経過してから行う。

ハ 水質検査

タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査を行う。

なお、水質検査については、色度、濁度、臭気、味及び残留塩素濃度の5項目を実施する。

(2) 簡易専用水道検査(法定検査)

水道法第34条の2第2項の規定に基づき行う。

(3) 報告書等の作成及び提出

業務の実施結果について、次の報告書等を作成し提出する。

なお、報告書等に写真を掲載する場合は、鮮明なものを用い、作業内容等が明確に確認できるよ

うにすること。

- イ 清掃・消毒作業の報告書
- ロ 水質検査結果の報告書
- ハ 簡易専用水道検査（法定検査）の報告書
- ニ 清掃前（排水直後）、清掃中、清掃後（注水前）及び消毒中（消毒した回数分）並びに消毒液の写真
- ホ 作業中に発見した、受水槽等の不具合についての報告書（状況により写真を添付）

（4）その他

受託者は業務実施の8月20日までに、別紙2「実施前報告書」を会計課経費第一係に提出すること。また、次に掲げるものについては、適宜の様式にて別紙2に添付し提出すること。

- イ 従事者の水道法第21条に規定する健康診断結果（業務実施前6ヶ月以内に受診したもの。）
- ロ 具体的な作業内容が分かる手順書（作業場所での作業開始から終了までのフローチャート）

5 その他

- （1）業務の従事時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとし、具体的な日時については履行場所の担当者（別途指示する。）と協議の上決定する。
ただし、当局が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。
- （2）断水が必要な場合は、必ず履行場所の担当者に事前に連絡するものとする。
- （3）業務の実施のため庁舎に立ち入るときは、あらかじめ履行場所の庁舎管理責任者等の許可を受けるものとする。
- （4）業務の実施に当たっては、事故を起さないように最新の注意を払うこととするが、万一発生した場合は、速やかに国税局及び履行場所の担当者に報告し、その指示に従うものとする。
また、庁舎設備及びその他の物品に損傷を与えた場合は、受託者の負担により修復すること。
- （5）本仕様書に記載していない事項は、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び各地方条例によるものとし、当局及び受託者の間で協議し定めるものとする。

【第2 雨水利用システムの法定検査】

1 業務内容

設備の法定点検及び水質検査を行い、雨水利用システムの性能維持を目的とする。

2 履行場所

多治見税務署（区分A）

3 業務内容

関係官庁への報告文書等の作成及び法定検査（法令上必要なもの）を行う。

なお、法定検査に係る費用は受託者の負担とする。

【第3 净化槽の法定検査】

1 概要

浄化槽の法定検査を行い、当該設備について汚水処理能力の維持に努める。

2 設置場所及び回数

区分	設置場所	点検回数
F	津税務署(旧)	年1回
	津税務署(新)	
	上野税務署	年1回
	尾鷲税務署	年1回
	尾鷲税務署(宿舎)	
	尾鷲税務署(寄宿舎)	

3 業務内容

関係官庁への報告文書等の作成及び法定検査（法令上必要なもの）の受験手続等を代行する。なお、法定検査に係る費用は受託者の負担とする。

履行場所の所在地

区分	No.	署名等	所 在 地	容量(m ³)※		清掃	水質検査	簡易専用水道検査(法定)
				受水槽	高置水槽			
A	1	大垣税務署	大垣市丸の内二丁目30番地	4.50	3.00	○	○	
	2	多治見税務署	多治見市白山町一丁目29番地の1	1.10		○		
B	1	浜松東税務署	浜松市砂山町216番地の6	15.00	3.38	○		○
	2	磐田税務署	磐田市中泉112番地の4	4.00	4.00	○	○	
C	3	静岡税務署	静岡市葵区追手町10番88号	12.00	8.00	○		○
	4	清水税務署	静岡市清水区江尻東一丁目5番1号	6.00		○	○	
	5	沼津税務署	沼津市米山町3番30号	17.50	5.60	○		○
	6	熱海税務署	熱海市上宿町14番15号	10.00	3.38	○	○	
E	1	名古屋北税務署	名古屋市北区清水五丁目6番16号	7.50		○	○	
	2	昭和税務署	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	7.50		○	○	
	3	中川税務署	名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号	4.50	2.25	○	○	
	4	一宮税務署	一宮市栄四丁目5番7号		3.00	○	○	
	5	半田税務署	半田市宮路町50番地の5	10.00	6.00	○	○	
	6	泉分庁舎	名古屋市東区泉一丁目22-27	10.00	2.25	○	○	
F	1	四日市税務署	四日市市西浦二丁目2番8号	10.00		○	○	
	2	桑名税務署	桑名市江場7番地6	10.00	2.25	○	○	

※ 容量は、受水槽等のタンク寸法を基にした容量を示している。

実施前報告書

1 業務従事者一覧

役職	名前	所属	健康診断結果添付有無
監督責任者			有・無
従事者			有・無
			有・無

2 使用予定機材一覧

機材名	用途	寸法

※ 添付書類

- ①業務従事者の水道法第21条に規定する健康診断結果
- ②作業手順書

ばい煙濃度測定業務仕様書

1 業務の対象税務署

別紙「測定業務対象署」のとおり

2 業務の内容

次に掲げる項目の測定を行い、測定結果報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

なお、報告書は正本と副本を作成し、正本は業務の対象税務署へ、副本は名古屋国税局会計課経費第一係にそれぞれ提出する。

- (1) ばいじん濃度（ダスト濃度）
- (2) 硫黄酸化物濃度（NO_X濃度）
- (3) 室素酸化物濃度（SO_X濃度）

3 業務の履行期間

- (1) 前期・・・8月から9月の期間内

ただし、報告書の提出期限は、10月16日とする。

- (2) 後期・・・1月

ただし、報告書の提出期限は、2月16日とする。

4 現場責任者

環境計量士が従事するものとする。

5 その他

- (1) 業務の履行に際しては、実施時において施行されている関係諸法令を遵守すること。

- (2) 対象税務署における業務の従事時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、名古屋国税局の指定する職員（以下「指定職員」という。）が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。

- (3) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ対象税務署の庁舎管理責任者の許可を受けるものとする。

- (4) 測定業務の日程については対象税務署の指定職員と調整し、その結果を測定業務の開始前に書面により名古屋国税局会計課経費第一係へ提出する。

測定業務対象署

区分	税務署名	所 在 地	伝熱面積 (m ²)	燃料区分	測定実施 該当期間	
					前期	後期
A	大垣	大垣市丸の内二丁目30番地	10.10	都市ガス	○	○
C	静岡	静岡市葵区追手町10-88	12.20	都市ガス	○	○
E	千種	名古屋市千種区振甫町3-32	8.40	都市ガス	○	○
	名古屋西	名古屋市西区押切2-7-21	8.60	都市ガス	○	○
	名古屋中村	名古屋市中村区太閤三丁目4番1号	10.10	都市ガス	○	○
	昭和	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4	8.60	都市ガス	○	○
	一宮	一宮市栄四丁目5番7号	10.10	都市ガス	○	○
	小牧	小牧市中央区一丁目424番地	8.40	都市ガス	○	○

庁舎等の清掃業務仕様書

1 件名

庁舎等の清掃業務

2 業務内容

(1) 日常清掃業務

別添「日常清掃業務仕様書」のとおり。

(2) 定期清掃業務

別添「定期清掃業務仕様書」のとおり。

(3) 害虫駆除業務

別添「害虫駆除業務仕様書」のとおり。

3 業務実施場所及び実施業務区分

別紙1「業務実施場所及び実施業務区分一覧」のとおり。

4 業務実施場所別の作業従事人数

別紙2「業務実施場所別従事人数一覧」のとおり。

なお、記載された従事人数は、業務実施時間内における確実な業務履行に必要と見込まれる人数であり、具体的な従事人数については、当局の指定する職員（以下「指定職員」という。）と協議する。

5 作業面積

別紙3「日常清掃面積集計表」、別紙4「定期清掃面積集計表」及び別紙5「害虫駆除業務実施場所の建物規模一覧」のとおり。

6 業務管理体制等

- (1) 受託者は、本仕様書に適合した業務履行のため、業務管理体制を確立し、品質、工程及び安全管理等を行う。
- (2) 受託者は、作業従事者に業務目的、作業内容及び指定職員の指示事項等を周知徹底し指揮監督及び労務管理に努める。

7 その他

- (1) グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を遵守すること。
- (2) 補修等を必要とする清掃箇所を発見したときは、応急措置を施すとともに速やかに指定職員に報告する。
- (3) 本仕様書が定めたものを除き、業務実施に係る費用は、すべて受託者負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、指定職員の指示に従う。

日常清掃業務仕様書

1 業務実施日時

(1) 業務実施日

別紙6「日常清掃要領」のとおり。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日（以下「閉庁日」という。）を除く。

(2) 業務実施時間

午前8時30分から午後5時までの時間内とする。

ただし、区分Dの名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎（以下「名古屋国税局」という。）については午前8時から午後4時までの時間内とする。

2 清掃箇所及び清掃要領

別紙6「日常清掃要領」のとおり。

3 使用資機材等

資機材等は、受託者の責任において、使用場所に最適なものであり、かつ、品質良好なものを使用する。

なお、次の消耗品については、清掃の都度その状況を調べ、指定職員から現物を受領し補充する。

おって、トイレットペーパーは、受託者の負担において補充することとし、在庫が少なくなった場合は、指定職員に納入日及び納入数量を連絡する。

(1) 便所備え付けの水石鹼

(2) 防臭剤

(3) 乾電池（洋式便所のリモコン用及びトイレ擬音装置用）

(4) シートペーパー

(5) ゴミ袋

(6) 便座クリーナー

4 業務実施報告

受託者は、各日の業務終了後、様式1「日常清掃実施報告書」を作成し、作業当日に指定職員に提出する。

5 従事者の固定及び交替

日常清掃業務は、原則、同一の従事者が同一の履行場所に従事することとする。

なお、休暇及び退職等に伴い従事者が交替する場合は、確実に引き継ぎをし、業務に支障をきたさないように措置を講ずる。

6 その他

(1) 受託者は、業務開始の概ね2週間前までに、指定職員と清掃業務についての打合せを行い、指定職員に様式2「作業届」を提出する。

(2) 従事者が交替する場合には、すみやかに指定職員に様式2「作業届」を提出する。

(3) 清掃の実施に当たり移動した備品等は、清掃終了の都度、原状復帰する。

定期清掃業務仕様書

1 業務実施日

(1) 名古屋国税局

イ 床清掃

次の実施予定月の閉庁日とし、具体的な日程については、指定職員と協議する。

なお、調剤室については、別途指示する。

項目 月	1 緑色	2 白格子柄	3 赤格子柄	4 青色	5 黄色
4月	○			○	
5月				○	
6月		○		○	○
7月	○			○	
8月				○	
9月		○		○	○
10月	●			○	
11月			●	○	
12月		●		○	●
1月	○			○	
2月				○	
3月		○		○	○
回数	年4回	年4回	年1回	年12回	年4回

※ 「項目」については、別紙7-2「定期清掃要項（区分D・名古屋国税局）参照。

※ 「○」及び「●」は、実施予定月であるが、当局の都合により変更する場合がある。

※ 10月から12月の床清掃の実施時（「●」表示）には、当該箇所に設置しているブラインドの埃払い（両面）を併せて実施する。

ロ 窓ガラス清掃（年1回）

11月

ただし、同月に床清掃を実施する箇所については、床清掃と窓ガラス清掃を同日に行う。

(2) 泉分庁舎

次の実施予定月の閉庁日以外の日とし、具体的な日程については、指定職員と協議する。

イ 床清掃（年4回）

4月、7月、10月及び1月

ロ 窓ガラス清掃（年1回）

8月から9月の期間内

(3) 税務署

次の期間の閉庁日とし、具体的な日程については指定職員と協議する。

イ 床清掃（年2回）

(イ) 第1回目

5月から6月の期間内

(ロ) 第2回目

10月から12月の期間内

ロ 窓ガラス（年1回）

10月から12月の期間内

2 業務実施時間

(1) 名古屋国税局及び税務署

午前8時30分から午後5時までの時間内

(2) 泉分庁舎

午後5時から午後8時までの時間内

3 清掃箇所及び清掃要領

別紙7「定期清掃要領」のとおり

4 使用資機材等

資機材等は、受託者の責任において、使用場所に最適なものであり、かつ、品質良好なものを使用する。

5 作業責任者

業務実施場所ごとに、作業責任者として、ビルクリーニング技能資格を有する者、又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者を1名以上派遣する。

6 業務実施日の調整等

(1) 各回の定期清掃実施期間の初日まで(ただし、希望日が初日から2週間以内の場合は、希望日から起算して2週間前まで)に指定職員に連絡し、日程調整を行う。

なお、1回の定期清掃実施が2日以上にわたる場合は、指定職員の承認を得る。

(2) 定期清掃実施日の2週間前までに、指定職員に連絡し、清掃実施方法等についての打合せを行う。

(3) 定期清掃実施日の3日前までに、様式2「作業届」を作成し指定職員に提出する。
なお、作業届には作業当日の作業責任者を明記する。

7 業務実施報告

受託者は、業務終了後、様式3「定期清掃実施報告書」を作成し、作業当日に指定職員に提出する。

8 その他

受託者は可能な限り備品等を移動させ、くまなく清掃を実施し、清掃終了後原状復帰する。

なお、窓ガラス清掃については、窓に網戸等が固定されている場合は可能な限り取り外して清掃を行うこと。

また、取外しを行った際は、清掃後必ず現状復帰することとする。

害虫駆除業務仕様書

1 業務実施日

(1) 第1回目

5月から6月の期間内

(2) 第2回目

10月から12月の期間内

2 業務実施時間

午前8時30分から午後5時までの時間内

ただし、区分Eの泉分庁舎は、指定職員と別途協議する。

3 害虫駆除要領

(1) 作業実施場所

庁舎内全域

(2) 生息調査

指定職員から生息状況の問診を行い、害虫等が侵入又は生息しやすい場所等で生息調査を行う。

(3) 駆除及び防除作業

(1) の生息調査により害虫等の生息が認められた場所について、その生息状況に応じて、物理的防除、食毒剤配置及び薬剤散布等必要な駆除及び防除作業を行う。その際、人の健康や影響が少ない方法を選択する。

なお、害虫等の侵入及び生息しやすい場所は、改善のための提案・指導を行う。

4 使用薬剤等

使用薬剤は厚生労働省認可のものとして、人の健康に影響の少ない薬剤の種類及び量を検討し、害虫の種類に併せて、有効な薬剤を使用すること。

使用薬剤で家具什器その他の物品等に損害を与えたときは、その実害について補償する。

5 業務実施日の調整等

(1) 各回の害虫駆除実施期間の初日まで(ただし、希望日が初日から2週間以内の場合は、希望日から起算して2週間前まで)に指定職員に連絡し、日程調整を行う。

(2) 害虫駆除実施日の3日前までに、様式2「作業届」を作成し指定職員に提出する。
なお、作業届には作業当日の作業責任者を明記する。

6 業務実施報告

受託者は、業務終了後、様式4「害虫駆除実施報告書」を2部作成し、指定職員及び国税局会計課へ業務終了翌月末までに提出する。

業務実施場所及び実施業務区分一覧

区分	業務実施場所	所在地	実施業務区分 (※)		
			日常清掃	定期清掃	害虫駆除
A	岐阜北税務署	岐阜市千石町一丁目 4 番地	○	○	○
	岐阜南税務署	岐阜市加納清水町四丁目 22 番地の 2	○	○	○
	大垣税務署	大垣市丸の内二丁目 30 番地	○	○	○
	多治見税務署	多治見市白山町一丁目 29 番地の 1	○	○	○
	関税務署	関市川間町 2 番地	○	○	○
B	浜松東税務署	浜松市中区砂山町 216 番地の 6	○	○	○
	島田税務署	島田市扇町 2 番の 2	○	○	○
	磐田税務署	磐田市中泉 112 番地の 4	○	○	○
	掛川税務署	掛川市緑ヶ丘二丁目 11 番地 4	○	○	○
	藤枝税務署	藤枝市青木二丁目 36 番 17 号	○	○	○
C	静岡税務署	静岡市葵区追手町 10 番地 88 号	○	○	○
	清水税務署	静岡市清水区江尻東一丁目 5 番 1 号	○	○	○
	沼津税務署	沼津市米山町 3 番 30 号	○	○	○
	熱海税務署	熱海市上宿町 14 番 15 号	○	○	○
	三島税務署	三島市文教町一丁目 4 番 33 号	○	○	○
	富士税務署	富士市本市場 297 番地の 1	○	○	—
D	名古屋国税局 (名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎)	名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 2 号 (総合) 名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 4 号 (第二)	○	○	—
	泉分庁舎	名古屋市東区泉一丁目 22 番 27 号	○	○	○
E	千種税務署	名古屋市千種区振甫町三丁目 32 番地	○	○	○
	名古屋北税務署	名古屋市北区清水五丁目 6 番 16 号	○	○	○
	名古屋西税務署	名古屋市西区押切二丁目 7 番 21 号	○	○	○
	名古屋中村税務署	名古屋市中村区太閤三丁目 4 番 1 号	○	○	○
	昭和税務署	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1 番地の 4	○	○	○
	熱田税務署	名古屋市熱田区花表町 7 番 17 号	○	○	—
	中川税務署	名古屋市中川区尾頭橋一丁目 7 番 19 号	○	○	○
	一宮税務署	一宮市栄四丁目 5 番 7 号	○	○	○
	尾張瀬戸税務署	瀬戸市熊野町 76 番地 1	○	○	○
	半田税務署	半田市宮路町 50 番地の 5	○	○	○
	津島税務署	津島市良王町二丁目 31 番地の 1	○	○	○
	西尾税務署	西尾市熊味町南十五夜 41 番地の 1	○	○	○
	小牧税務署	小牧市中央一丁目 424 番地	○	○	—
	新城税務署	新城市宇裏野 1 番地 1	○	○	○
F	津税務署	津市桜橋二丁目 99 番地	○	○	○
	四日市税務署	四日市市西浦二丁目 2 番 8 号	○	○	○
	伊勢税務署	伊勢市岩渕一丁目 2 番 24 号	○	○	○
	桑名税務署	桑名市江場 7 番地 6	○	○	○
	上野税務署	伊賀市緑ヶ丘本町 1680 番地	—	○	○
	鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸九丁目 24 番 45 号	○	○	○
	尾鷲税務署	尾鷲市末広町 1 番 30 号	○	○	○

※ 「実施業務区分」について、「○」は当該業務区分の実施を表す。

業務実施場所別従事人数一覧

区分	業務実施場所	従事人数		
		日常清掃	定期清掃	
			床	窓ガラス
A	岐阜北税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	岐阜南税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	大垣税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	多治見税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	関税務署	1人以上	2人以上	2人以上
B	浜松東税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	島田税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	磐田税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	掛川税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	藤枝税務署	1人以上	2人以上	2人以上
C	静岡税務署	1人以上	4人以上	3人以上
	清水税務署	1人以上	3人以上	2人以上
	沼津税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	熱海税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	三島税務署	1人以上	3人以上	2人以上
	富士税務署	1人以上	3人以上	3人以上
D	下田税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	名古屋国税局 (名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎)	2人以上	10人以上	
E	泉分庁舎	1人以上	2人以上	2人以上
	千種税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	名古屋北税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	名古屋西税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	名古屋中村税務署	1人以上	3人以上	2人以上
	昭和税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	熱田税務署	2人以上	4人以上	5人以上
	中川税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	一宮税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	尾張瀬戸税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	半田税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	津島税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	西尾税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	小牧税務署	1人以上	4人以上	3人以上
	新城税務署	1人以上	2人以上	2人以上
F	津税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	四日市税務署	1人以上	3人以上	3人以上
	伊勢税務署	1人以上	2人以上	3人以上
	桑名税務署	1人以上	3人以上	2人以上
	上野税務署	—	2人以上	2人以上
	鈴鹿税務署	1人以上	2人以上	2人以上
	尾鷲税務署	1人以上	2人以上	2人以上

(注) 日常清掃において、各日の業務開始時には記載する人数を必ず従事させること。

日常清掃面積集計表

区分	局署等	玄関ホール	廊下、階段	洗面所、便所	打合室、休養室	湯沸室	喫煙室	食堂	脱衣所、浴室	停舍外周、中庭 及び駐車場
A	岐阜北税務署	45.28	213.18	73.28	—	—	—	59.13	—	1,915.740
	岐阜南税務署	21.55	85.38	77.07	—	—	—	46.12	—	1,340.950
	大垣税務署	51.09	175.65	72.92	—	—	—	48.36	—	1,171.470
	多治見税務署	83.08	275.69	107.00	—	—	—	70.94	—	1,433.250
	閔税務署	39.26	38.95	50.47	—	—	—	26.44	—	345.620
	小計	240.26	788.85	380.74	—	—	—	250.99	—	
B	浜松東税務署	40.80	28.37	50.86	—	—	—	38.05	—	1,632.470
	島田税務署	45.50	49.07	44.50	—	—	—	30.69	—	526.690
	磐田税務署	13.69	388.61	137.85	—	—	—	36.00	—	884.710
	掛川税務署	37.77	126.63	76.38	—	—	—	28.63	—	520.670
	藤枝税務署	35.00	94.99	95.26	—	—	—	26.51	—	591.920
	小計	172.76	687.67	404.85	—	—	—	159.88	—	
C	静岡税務署	131.76	37.80	48.69	—	—	—	92.49	—	2,080.430
	清水税務署	42.18	49.07	44.50	—	—	—	55.60	—	1,182.500
	沼津税務署	83.18	388.61	137.85	—	—	—	65.07	—	1,554.860
	熱海税務署	101.10	126.63	76.38	—	—	—	44.68	—	1,810.140
	三島税務署	38.50	94.99	95.26	—	—	—	57.79	—	549.263
	富士税務署	94.92	117.31	85.85	—	—	—	63.24	—	2,600.060
	下田税務署	17.50	53.37	33.78	—	—	—	19.05	—	352.000
	小計	509.14	867.78	522.31	—	—	—	397.92	—	
	名古屋国税総合庁舎	—	—	234.06	66.23	—	4.65	—	—	15,970.380
	名古屋国税第二総合庁舎	—	—	216.53	—	—	—	—	—	7,250.657
D	小計	—	—	901.18	66.23	—	9.30	—	—	
	泉分庁舎	22.10	237.50	154.70	—	25.30	—	—	—	138.200
	千種税務署	28.47	158.51	91.59	—	—	—	56.34	—	1,313.530
	名古屋北税務署	39.90	113.50	64.01	—	—	—	56.53	—	1,163.360
	名古屋西税務署	78.00	130.33	55.23	—	—	—	56.00	—	1,332.950
	名古屋中村税務署	33.00	200.25	49.98	—	—	—	60.21	—	1,287.290
	昭和税務署	55.29	226.78	72.94	—	—	—	58.97	—	1,892.170
	熱田税務署	167.81	669.82	162.38	—	—	—	70.38	—	4,174.260
	名古屋国税局資料センター									
	中川税務署	60.50	196.85	69.36	—	—	—	51.08	—	1,489.070
	一宮税務署	39.00	220.00	58.74	—	—	—	50.00	—	1,367.020
	尾張瀬戸税務署	39.20	99.56	44.85	—	—	—	32.39	—	1,223.190
	半田税務署	36.00	138.18	77.57	—	—	—	27.90	—	1,303.570
	津島税務署	30.00	70.50	52.16	—	—	—	29.86	—	646.240
	西尾税務署	38.80	129.43	37.38	—	—	—	19.44	—	557.200
	小牧税務署	54.00	425.25	102.23	—	—	—	66.32	—	2,716.150
	新城税務署	41.36	86.68	33.10	—	—	—	25.87	—	1,437.000
	小計	763.43	3,103.14	1,126.22	—	25.30	—	661.29	—	
F	津税務署	37.16	63.36	83.00	—	—	—	59.96	—	1,107.030
	四日市税務署	67.01	197.98	76.31	—	—	—	49.84	—	1,429.460
	伊勢税務署	88.26	39.33	42.00	—	—	—	56.31	—	649.480
	桑名税務署	144.75	138.64	75.09	—	—	—	44.74	—	1,177.697
	上野税務署	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鈴鹿税務署	39.22	91.39	37.80	—	—	—	37.50	—	489.670
	尾鷲税務署	15.09	86.02	38.09	—	—	—	19.20	—	317.520
	小計	391.49	616.72	352.29	—	—	—	267.55	—	

日常清掃面積集計表
(各階詳細)

区分	施設名	清掃場所	B2	B1	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	合計
A	岐阜北	廊下、階段	-	-	63.66	81.91	67.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	213.18
		便所・洗面所	-	-	12.72	30.28	30.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73.28
	岐阜南	廊下、階段	-	-	25.52	29.93	29.93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85.38
		便所・洗面所	-	-	27.39	24.84	24.84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77.07
	大垣	廊下、階段	-	-	65.12	65.12	45.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175.65
		便所・洗面所	-	-	19.83	33.26	19.83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72.92
多治見	廊下、階段	-	-	83.13	111.01	81.55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	275.69
		便所・洗面所	-	-	37.34	34.46	35.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107.00
閑	廊下、階段	-	-	15.80	23.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38.95
		便所・洗面所	-	-	25.67	24.80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.47
浜松東	廊下、階段	-	-	165.35	145.25	97.44	104.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	512.64
		便所・洗面所	-	-	33.57	28.51	28.51	21.81	-	-	-	-	-	-	-	-	112.40
B	島田	廊下、階段	-	-	3.00	25.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28.37
		便所・洗面所	-	-	28.43	22.43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.86
	磐田	廊下、階段	-	-	22.50	36.00	34.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92.70
		便所・洗面所	-	-	12.60	12.60	12.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.80
	掛川	廊下、階段	-	-	11.55	37.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.69
		便所・洗面所	-	-	27.79	21.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49.07
C	藤枝	廊下、階段	-	-	15.50	29.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.50
		便所・洗面所	-	-	29.00	24.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.00
	静岡	廊下、階段	-	-	68.70	116.26	100.31	103.34	-	-	-	-	-	-	-	-	388.61
		便所・洗面所	-	-	51.90	38.15	23.47	24.33	-	-	-	-	-	-	-	-	137.85
	清水	廊下、階段	-	-	18.09	54.27	54.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126.63
		便所・洗面所	-	-	30.34	27.77	18.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76.38
D	沼津	廊下、階段	-	-	55.99	19.50	19.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94.99
		便所・洗面所	-	-	50.58	22.34	22.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95.26
	熱海	廊下、階段	-	-	31.00	94.40	75.30	81.55	60.30	23.69	-	-	-	-	-	-	366.24
		便所・洗面所	-	-	-	31.03	26.82	32.75	26.71	-	-	-	-	-	-	-	117.31
	三島	廊下、階段	-	-	48.85	37.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85.85
		便所・洗面所	-	-	25.60	23.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.85
E	富士	廊下、階段	-	-	12.80	78.01	144.93	144.93	139.08	-	-	-	-	-	-	-	519.75
		便所・洗面所	-	-	27.27	23.28	23.28	23.28	-	-	-	-	-	-	-	-	97.11
	下田	廊下、階段	-	-	27.35	26.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.37
		便所・洗面所	-	-	18.69	15.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.78
	名古屋国税総合庁舎	廊下、階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
		便所・洗面所	13.00	25.59	21.89	24.03	24.91	24.91	24.91	24.91	24.91	24.91	25.00	-	-	-	234.06
F	名古屋国税第二総合庁舎	廊下、階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
		便所・洗面所	-	17.32	28.67	24.32	24.32	24.66	24.32	24.28	24.32	24.32	-	-	-	-	216.53
	泉分庁舎	廊下、階段	-	-	24.40	20.50	62.80	32.40	35.90	20.50	20.50	20.50	-	-	-	-	237.50
		便所・洗面所	-	-	-	22.10	22.10	22.10	22.10	22.10	22.10	22.10	-	-	-	-	154.70
	千種	廊下、階段	-	-	38.41	50.70	69.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158.51
		便所・洗面所	-	-	32.85	29.37	29.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91.59
G	名古屋北	廊下、階段	-	-	77.10	18.20	18.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113.50
		便所・洗面所	-	-	28.53	17.74	17.74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64.01
	名古屋西	廊下、階段	-	-	54.21	38.06	38.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	130.33
		便所・洗面所	-	-	17.99	18.62	18.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55.23
	名古屋中村	廊下、階段	-	-	91.05	58.10	51.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200.25
		便所・洗面所	-	-	22.10	13.94	13.94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49.98
H	昭和	廊下、階段	-	36.31	69.70	84.36	36.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	226.78
		便所・洗面所	-	4.50	22.23	26.68	19.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72.94
	熱田	廊下、階段	-	-	99.10	144.00	142.24	142.24	142.24	-	-	-	-	-	-	-	669.82
		便所・洗面所	-	-	40.00	40.00	27.46	27.46	27.46	-	-	-	-	-	-	-	162.38
	中川	廊下、階段	-	-	62.45	92.40	42.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196.85
		便所・洗面所	-	2.54	26.98	28.32	11.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69.36
I	一宮	廊下、階段	-	-	107.25	55.50	57.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220.00
		便所・洗面所	-	-	26.70	16.02	16.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58.74
	尾張瀬戸	廊下、階段	-	-	22.00	77.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99.56
		便所・洗面所	-	-	20.83	24.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.85
	半田	廊下、階段	-	-	36.03	66.12	36.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138.18
		便所・洗面所	-	-	35.43	21.07	21.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77.57
J	津島	廊下、階段	-	-	27.00	43.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70.50
		便所・洗面所	-	-	35.54	16.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.16
	西尾	廊下、階段	-	-	62.78	66.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	129.43
		便所・洗面所	-	-	20.89	16.49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.38
	小牧	廊下、階段	-	-	113.00	122.00	122.00	68.25	-	-	-	-	-	-	-	-	425.25
		便所・洗面所	-	-	29.00	28.23	28.22	16.78	-	-	-	-	-	-	-	-	102.23
K	新城	廊下、階段	-	-	25.00	61.68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.68
		便所・洗面所	-	-	19.05	14.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.10
	津	廊下、階段	-	-	28.29	35.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63.36
		便所・洗面所	-	-	44.29	38.71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83.00
	四日市	廊下、階段	-	-	49.00	68.50	80.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197.98
		便所・洗面所	-	-	28.77	23.77	23.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76.31
L	伊勢	廊下、階段	-	-	5.95	33.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39.33
		便所・洗面所	-	-	25.20	16.80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42.00
	桑名	廊下、階段	-	-	18.00	68.04	52.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138.64
		便所・洗面所	-	-	29.19	22.95	22.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.09
	鈴鹿	廊下、階段	-	-	56.73	34.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91.39
		便所・洗面所	-	-	21.27	16.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.80
M	尾鷲	廊下、階段	-	-	56.76	29.26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.02
		便所・洗面所	-	-	23.14	14.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38.09

定期清掃面積集計表
(税務署)

区分	局署等	面積 (m ²)				
		1	2	3	4	-
		プラスチックタイル 又は ビニール床シート	タイルカーペット	タイルカーペット 又は ジュークン	磁器タイル 又は コンクリート床	窓ガラス (両面)
		(洗浄不可)	(洗浄可)			
		年2回	年2回	年2回	年2回	年1回
		黄色	格子柄	赤色	青色	—
A	岐阜北税務署	420.37	1,755.17	61.25	17.78	1,123.20
	岐阜南税務署	280.48	1,266.88	0.00	79.33	758.88
	大垣税務署	371.23	981.27	0.00	116.25	555.46
	多治見税務署	703.66	1,310.10	0.00	61.38	532.52
	関税務署	113.88	608.30	114.31	81.44	392.00
	計	1,889.62	5,921.72	175.56	356.18	3,362.06
B	浜松東税務署	709.98	1,003.10	0.00	76.58	757.56
	島田税務署	226.54	497.00	0.00	37.34	352.00
	磐田税務署	176.07	913.12	25.96	0.00	265.00
	掛川税務署	201.64	501.03	0.00	51.96	374.00
	藤枝税務署	113.02	747.15	4.86	45.00	382.00
	計	1,427.25	3,661.40	30.82	210.88	2,130.56
C	静岡税務署	576.79	1,762.90	222.00	0.00	1,358.66
	清水税務署	334.25	946.20	42.18	15.73	397.00
	沼津税務署	456.48	1,369.47	67.19	83.18	630.40
	熱海税務署	792.32	903.60	0.00	0.00	909.20
	三島税務署	204.48	794.55	0.00	95.68	183.00
	富士税務署	397.52	1,875.90	392.82	112.10	1,020.14
	下田税務署	168.94	364.14	0.00	0.00	231.96
	計	2,930.78	8,016.76	724.19	306.69	4,730.36
E	千種税務署	181.50	1,047.08	165.43	53.93	661.50
	名古屋北税務署	307.82	944.81	0.00	5.87	660.00
	名古屋西税務署	297.58	1,084.29	63.00	68.24	750.00
	名古屋中村税務署	274.17	1,107.19	10.29	55.73	466.26
	昭和税務署	411.56	1,649.24	0.00	92.91	1,178.66
	熱田税務署	350.56	2,361.97	626.85	149.76	2,544.12
	中川税務署	371.75	1,248.88	43.19	103.90	736.00
	一宮税務署	223.74	1,091.98	0.00	54.42	623.54
	尾張瀬戸税務署	89.18	642.04	16.01	96.25	190.46
	半田税務署	158.32	1,274.51	0.00	80.44	775.10
	津島税務署	211.72	632.43	39.82	81.30	321.30
	西尾税務署	225.24	476.40	16.82	73.87	112.50
	小牧税務署	861.73	1,656.23	137.15	0.00	592.00
	新城税務署	85.58	339.51	41.71	52.56	190.40
	計	4,050.45	15,556.56	1,160.27	969.18	9,801.84
F	津税務署	270.27	1,513.67	10.56	107.49	631.20
	四日市税務署	414.52	1,381.31	0.00	14.41	1,220.00
	伊勢税務署	207.43	669.05	0.00	122.75	769.40
	桑名税務署	612.87	885.75	26.08	114.11	328.98
	上野税務署	194.08	493.98	0.00	28.99	288.00
	鈴鹿税務署	34.20	610.62	10.84	68.01	289.06
	尾鷲税務署	138.66	279.45	12.78	7.00	297.00
	計	1,872.03	5,833.83	60.26	462.76	3,823.64

定期清掃面積集計表

(区分D・名古屋国税局)

区分	局署等	面積(m ²)				
		1	2	4	5	6
	プラスチックタイル 又は ビニール床シート	タイルカーペット	タイルカーペット 又は ジューク	磁器タイル 又は コンクリート床		
	年4回	年4回	年1回	年12回	年4回	
	緑色	白格子柄	赤格子柄	青色	黄色	
D	名古屋国税総合庁舎	2,446.45	7,437.78	790.43	238.86	0.00
	名古屋第二国税総合庁舎	1,805.08	3,169.36	275.39	180.10	155.71
	合計	4,251.53	10,607.14	1,065.82	418.96	155.71

名古屋国税総合庁舎及び第二国税総合庁舎 窓ガラス(両面)	7,967.92
------------------------------	----------

※名古屋国税総合庁舎の二重窓部分の面積(831.6m²)を含む。
なお、窓ガラス清掃時に網戸のふきあげを行う。

名古屋国税総合庁舎及び第二国税総合庁舎 ブラインド(両面)	7,136.32
-------------------------------	----------

定期清掃面積集計表

(区分E・泉分庁舎)

区分	局署等	面積 (m ²)					
		1	2	3	4	5	—
磁器タイル 又は コンクリート床	プラスチックタイル 又は ビニール床シート	タイルカーペット	タイルカーペット 又は ジュークン	畳又は木	窓ガラス (両面)	年4回	年4回
			洗净不可			年4回	年1回
青色		黄色		格子柄		赤色	
E	泉分庁舎	43.20	254.10	912.12	234.27	19.80	187.74

害虫駆除業務実施場所の建物規模一覧

区分	業務実施場所	建物規模	
		構造階数	延床面積
A	岐阜北税務署	RC3, RC3	2, 900. 63m ²
	岐阜南税務署	RC3, S1	2, 091. 34m ²
	大垣税務署	RC3	1, 803. 80m ²
	多治見税務署	RC4	2, 928. 17m ²
	関税務署	RC2, S2	1, 305. 39m ²
B	浜松東税務署	RC4-1	2, 483. 58m ²
	島田税務署	RC2, S2	1, 139. 06m ²
	磐田税務署	RC3	1, 460. 13m ²
	掛川税務署	RC2, S2	1, 124. 95m ²
	藤枝税務署	RC2, S2	1, 229. 94m ²
C	静岡税務署	RC4, S1, S2	3, 634. 23m ²
	清水税務署	RC3, RC3	1, 816. 97m ²
	沼津税務署	RC3, RC2	2, 584. 59m ²
	熱海税務署	RC5	2, 544. 41m ²
	三島税務署	RC2, S1	1, 691. 66m ²
	富士税務署	-	-
	下田税務署	RC2	787. 07m ²
D	名古屋国税局 (名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎)	-	-
E	泉分庁舎	S8	1, 874. 74m ²
	千種税務署	RC3	2, 170. 73m ²
	名古屋北税務署	RC3	1, 825. 44m ²
	名古屋西税務署	RC3	2, 049. 26m ²
	名古屋中村税務署	RC3	2, 081. 23m ²
	昭和税務署	RC3, RC2-1	3, 061. 02m ²
	熱田税務署	-	-
	中川税務署	RC3-1	2, 586. 99m ²
	一宮税務署	RC3	2, 110. 33m ²
	尾張瀬戸税務署	RC2	1, 225. 28m ²
	半田税務署	RC3, S2	2, 234. 28m ²
	津島税務署	RC2, S2	1, 395. 62m ²
	西尾税務署	RC2, S1	1, 336. 10m ²
	小牧税務署	-	-
	新城税務署	RC2, S1	835. 35m ²
F	津税務署	RC2, RC2	2, 392. 93m ²
	四日市税務署	RC3, S1	2, 448. 70m ²
	伊勢税務署	RC2	1, 436. 53m ²
	桑名税務署	RC3	1, 886. 86m ²
	上野税務署	RC2	1, 087. 21m ²
	鈴鹿税務署	RC2, S1	1, 256. 80m ²
	尾鷲税務署	RC2	708. 71m ²

日常清掃要領（税務署）

清掃箇所	清掃方法	清掃実施日
玄関ホール	1 掃除機による清掃及びモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	2 玄関マットの掃除機による清掃 (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	3 扉ガラス拭き (適宜洗剤による清掃)	毎日
	4 受付カウンターの乾拭き	毎日
廊下、階段	1 掃除機による清掃及びモップ拭き	毎日
	2 スロープ手摺の乾拭き	毎日
	3 うがい器、冷水器の水拭き	毎日
洗面所	1 手洗器のブラシがけ及び水拭き	毎日
	2 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	3 排水口の清掃	毎日
	4 化粧棚及び鏡の磨き清掃	毎日
	5 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日
便所	1 便器のブラシがけ及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	2 ウオシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げる)	毎日
	3 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	4 タンクの乾拭き	毎日
	5 仕切板及び扉の乾拭き	毎日
	6 トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充	毎日
	7 トイレットペーパーの在庫の確認	毎日
	8 汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き	毎日
食堂	1 手洗器のブラシがけ及び水拭き	毎日
	2 ほこりを除去し、モップ拭きにより汚れを取る。 (適宜水拭き及び乾拭きを行う。)	週に 1 回
	3 排水口の清掃	毎日
	4 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日
ゴミ処理等	1 ゴミ箱内のゴミの収集及び分別、ゴミ箱の水拭き及び乾拭き	毎日
	2 ゴミの指定場所への運搬及び指定場所が庁舎敷地内に限りその周辺の清掃	毎日
	3 灰皿の吸殻の収集、灰皿の水拭き及び乾拭き	毎日
庁舎外周、中庭 及び駐車場	ゴミ、空缶及び落葉等収集	適宜

(注) うがい器、冷水器、ゴミ箱等の設置場所は、庁舎により異なる。

日常清掃要領（区分D・名古屋国税局）

清掃箇所	清掃方法	清掃実施日
洗面所	1 手洗器のブラシがけ及び水拭き	毎日
	2 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	3 排水口の清掃	毎日
	4 化粧棚及び鏡の磨き清掃	毎日
	5 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日
便所	1 便器のブラシがけ及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	2 ウオシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げる)	毎日
	3 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	4 タンクの乾拭き	毎日
	5 仕切板及び扉の乾拭き	毎日
	6 トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充	毎日
	7 トイレットペーパーの在庫の確認	毎日
	8 汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き	毎日
B 1 打合室	ほこりを除去し、モップ拭きにより汚れを取る。 (適宜水拭き及び乾拭きを行う。)	週に 1 回

日常清掃要領（区分E・泉分庁舎）

清掃箇所	清掃方法	清掃実施日
廊下、階段	1 掃除機による清掃及びモップ拭き（注）	毎日
	2 スロープ手摺の乾拭き	毎日
	3 うがい器、冷水器の水拭き	毎日
洗面所	1 手洗器のブラシがけ及び水拭き	毎日
	2 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	3 排水口の清掃	毎日
	4 化粧棚及び鏡の磨き清掃	毎日
	5 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日
便所	1 便器のブラシがけ及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	2 ウォシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げる)	毎日
	3 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日
	4 タンクの乾拭き	毎日
	5 仕切板及び扉の乾拭き	毎日
	6 トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充	毎日
	7 トイレットペーパーの在庫の確認	毎日
	8 汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き	毎日
ゴミ処理等	1 ゴミ箱内のゴミの収集及び分別、ゴミ箱の水拭き及び乾拭き	毎日
	2 ゴミの指定場所への運搬及び指定場所が庁舎敷地内に限りその周辺の清掃	毎日
庁舎外周、中庭 及び駐車場	ゴミ、空缶及び落葉等収集	適宜

（注）カーペット部分については、掃除機による清掃のみとする。

定期清掃要領（税務署）

項目	床材質	清掃箇所	清掃方法		
1 プラスチックタイル 又は ビニール床シート	黄 色		1 床面除塵	養生テープ等により、あらかじめ洗剤及びワックスの飛散防止を施すこと。	
			2 床用洗剤塗布	床面に適した洗剤を使用すること。（中性又は弱アルカリ性でワックスの光沢を低下させず、寿命を延ばすもの）	
			3 ポリッシャーによる洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。（フロア専用のもの）	
			4 水拭き等	汚水除去、モップで水拭きした後、十分に乾燥させる。	
			5 ワックス塗布	床面に適したワックス（高濃度樹脂表示）を使用し、2回以上重ね塗りすること。	
2 タイルカーペット (OA配線有り) (洗浄不可)	格子柄		1 床面除塵	業務用真空掃除機等によること。（0.3ミクロンフィルターを装備したもの）	
			2 シミ取り	シミのある箇所については、前処理剤等により汚れを除去する。	
3 タイルカーペット (OA配線無し) (洗浄可)	赤 色		1 床面除塵	業務用真空掃除機等によること。（0.3ミクロンフィルターを装備したもの）	
			2 カーペット用洗剤塗布	カーペットに適した洗剤を使用すること。（シミについては、前処理剤により汚れを除去する。）	
			3 ポリッシャー洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。（フロア専用のもの）	
			4 乾燥	清掃に水を使用した場合は、完全に乾燥させること。	
4 磁器タイル 又は コンクリート床	青 色		1 床面除塵	ブラシ、ほうき及び業務用真空掃除機をもって、ほこりを除去する。	
			2 水拭き	湿ったモップ等にて汚れを除去する。	

(注1) タイルカーペットの清掃に水を使用する場合は、床下に水が浸入することのないよう十分に注意する。

(注2) 掃除機は、携帯用充電式掃除機は不可とする。

窓ガラス（両面）	ガラス用洗剤で拭き仕上げ又はスクリイジー仕上げする。
----------	----------------------------

(注1) フィルムによる飛散防止が施されているガラス面については、一方向に拭き、中性洗剤を使用する。
なお、研磨剤、洗浄ブラシ等フィルムを傷つけるおそれがあるものは使用しない。

(注2) すりガラス加工等が施されているガラス面については、清掃方法を指定職員と協議する。

(注3) 窓枠部分についても水拭き等の方法により汚れを除去する。

定期清掃要領（区分D・名古屋国税局）

項目	床材質	図面表示	回数	清掃方法		
1	プラスチックタイル 又は ビニール床シート	緑 色	年4回	1	床面除塵	養生テープ等により、あらかじめ洗剤及びワックスの飛散防止を施すこと。
				2	床用洗剤塗布	床面に適した洗剤を使用すること。（中性又は弱アルカリ性でワックスの光沢を低下させず、寿命を延ばすものであること。）
				3	ポリッシャーによる洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。（フロア専用のもの）
				4	水拭き等	汚水除去、モップで水拭きした後、十分に乾燥させる。
				5	ワックス塗布	床面に適したワックス（高濃度樹脂表示）を使用し、2回以上重ね塗りすること。
2	タイルカーペット	白格子柄	年4回	1	床面除塵	業務用真空掃除機等によること。（0.3ミクロンフィルターを装備したもの）
				2	シミ取り	シミのある箇所については、前処理剤等により汚れを除去する。
3	タイルカーペット 又は ジュータン	赤色子柄	年1回	1	床面除塵	業務用真空掃除機等によること。（0.3ミクロンフィルターを装備したもの）
				2	カーペット用洗剤塗布	カーペットに適した洗剤を使用すること。（シミについては、前処理剤により汚れを除去する。）
				3	ポリッシャー洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。（フロア専用のもの）
				4	乾燥	清掃に水を使用した場合は、完全に乾燥させること。
4	磁器タイル 又は コンクリート床	青 色	年12回	1	床面除塵	ブラシ、ほうき及び業務用真空掃除機をもって、ほこりを除去する。
				2	水拭き	湿ったモップ等にて汚れを除去する。
5	磁器タイル 又は コンクリート床	黄 色	年4回	1	床面除塵	ブラシ、ほうき及び業務用真空掃除機をもって、ほこりを除去する。
				2	水拭き	湿ったモップ等にて汚れを除去する。

(注1) タイルカーペットの清掃に水を使用する場合は、床下に水が浸入することのないよう十分に注意する。

(注2) 掃除機は、携帯用充電式掃除機は不可とする。

窓ガラス（両面）	ガラス用洗剤で拭き仕上げ又はスクイジー仕上げする。
----------	---------------------------

(注1) フィルムによる飛散防止が施されているガラス面については、一方向に拭き、中性洗剤を使用する。

なお、研磨剤、洗浄ブラシ等フィルムを傷つけるおそれがあるものは使用しないこと。

(注2) すりガラス加工等が施されているガラス面については、清掃方法を指定職員と協議すること。

(注3) 窓枠部分についても水拭き等の方法により汚れを除去する。

(注4) 二重窓については、室内側・室外側の両窓を実施する。

(注5) 網戸が設置されている箇所については同時にふきあげを行う。

プラインド（両面）	埃取り	羽根一枚づつ埃を取る。 (適宜水拭き又は洗剤を使用して清掃する。)
-----------	-----	--------------------------------------

定期清掃要領

(区分E・泉分庁舎)

項目	床材質	庁舎図面	清掃方法		
1	プラスチックタイル 又は ビニール床シート	黄 色	1	床面除塵	養生テープ等により、あらかじめ洗剤及びワックスの飛散防止を施すこと。
			2	床用洗剤塗布	床面に適した洗剤を使用すること。(中性又は弱アルカリ性でワックスの光沢を低下させず、寿命を延ばすもの)
			3	ポリッシャーによる洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。(フロア専用のもの)
			4	水拭き等	汚水除去、モップで水拭きした後、十分に乾燥させる。
			5	ワックス塗布	床面に適したワックス(高濃度樹脂表示)を使用し、2回以上重ね塗りすること。
2	タイルカーペット (OA配線有り) (洗浄不可)	格子柄	1	床面除塵	業務用真空掃除機等によること。(0.3ミクロンフィルターを装備したもの)
			2	シミ取り	シミのある箇所については、前処理剤等により汚れを除去する。
3	タイルカーペット 又は ジュータン (OA配線無し) (洗浄可)	赤 色	1	床面除塵	業務用真空掃除機等によること。(0.3ミクロンフィルターを装備したもの)
			2	カーペット用洗剤塗布	カーペットに適した洗剤を使用すること。(シミについては、前処理剤により汚れを除去する。)
			3	ポリッシャー洗浄	床面に合わせ、適切なパットを使用すること。(フロア専用のもの)
			4	乾燥	清掃に水を使用した場合は、完全に乾燥させること。
4	磁器タイル 又は コンクリート床	青 色	1	床面除塵	ブラシ、ほうき及び業務用真空掃除機をもって、ほこりを除去する。
			2	水拭き	湿ったモップ等にて汚れを除去する。
5	畳又は木	茶 色	ブラシ、ほうき及び真空掃除機をもって、ほこりを除去する。		

(注1) タイルカーペットの清掃に水を使用する場合は、床下に水が浸入することのないよう十分に注意する。

(注2) 掃除機は、携帯用充電式掃除機は不可とする。

窓ガラス (両面)	ガラス用洗剤で拭き仕上げ又はスクイジー仕上げする。
-----------	---------------------------

(注1) フィルムによる飛散防止が施されているガラス面については、一方向に拭き、中性洗剤を使用する。なお、研磨剤、洗浄ブラシ等フィルムを傷つけるおそれがあるものは使用しない。

(注2) すりガラス加工等が施されているガラス面については、清掃方法を指定職員と協議する。

(注3) 窓枠部分についても水拭き等の方法により汚れを除去する。

プラインド (両面)	埃取り	羽根一枚ずつ埃を取る。 (適宜水拭き又は洗剤を使用して清掃する。)
------------	-----	--------------------------------------

日常清掃実施報告書(税務署)

作業年月日	平成 年 月 日 ()	作業時間	時 分～ 時 分	庁舎等 確認印
現場責任者	(法人名等)	(氏名)	印	
作業者氏名				

清掃箇所	清掃方法	清掃実施日	作業者 確認欄
玄関ホール	1 掃除機による清掃及びモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 玄関マットの掃除機による清掃 (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	3 扉ガラス拭き (適宜洗剤による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	4 受付カウンターの乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
廊下、階段	1 掃除機による清掃及びモップ拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 スロープ手摺の乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	3 うがい器、冷水器の水拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
洗面所	1 手洗器のブラシ掛け及び水拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	3 排水口の清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	4 化粧棚及び鏡の磨き清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	5 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日	<input type="checkbox"/>
便所	1 便器のブラシ掛け及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 ウォシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げる)	毎日	<input type="checkbox"/>
	3 床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	4 タンクの乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	5 仕切板及び扉の乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	6 トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充	毎日	<input type="checkbox"/>
	7 トイレットペーパーの在庫の確認	毎日	<input type="checkbox"/>
	8 汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
食堂	1 手洗器のブラシ掛け及び水拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 ほこりを除去し、モップ拭きにより汚れを取る。 (適宜水拭き及び乾拭きを行う。)	週に1回	<input type="checkbox"/>
	3 排水口の清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	4 水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日	<input type="checkbox"/>
ゴミ処理等	1 ゴミ箱内のゴミの収集及び分別、ゴミ箱の水拭き及び乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	2 ゴミの指定場所への運搬及び指定場所が庁舎敷地内に限りその周辺 の清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	3 灰皿の吸殻の収集、灰皿の水拭き及び乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
庁舎外周、中庭 及び駐車場	ゴミ、空缶及び落葉等収集	適宜	<input type="checkbox"/>

(注) 損傷箇所等報告事項については、適宜の様式にて、速やかに指定職員に報告すること。

日常清掃実施報告書
(区分D・名古屋国税局)

会計課長	課長補佐	総務係長	係員
委任 事項			

作業年月日	平成 年 月 日 ()	作業時間	時 分～ 時 分
現場責任者	(法人名等)		(氏名) 印
作業者氏名			

清掃箇所	清掃方法		清掃実施日	作業者確認欄
洗面所	1	手洗器のブラシがけ及び水拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	2	床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	3	排水口の清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	4	化粧棚及び鏡の磨き清掃	毎日	<input type="checkbox"/>
	5	水石鹼等衛生消耗品の補充	毎日	<input type="checkbox"/>
便所	1	便器のブラシがけ及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	2	ウォシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げる)	毎日	<input type="checkbox"/>
	3	床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)	毎日	<input type="checkbox"/>
	4	タンクの乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	5	仕切板及び扉の乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
	6	トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充	毎日	<input type="checkbox"/>
	7	トイレットペーパーの在庫の確認	毎日	<input type="checkbox"/>
	8	汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き	毎日	<input type="checkbox"/>
B 1 打合室	ほこりを除去し、モップ拭きにより汚れを取る。 (適宜水拭き及び乾拭きを行う。)		週に1回	<input type="checkbox"/>

(報告事項等)

日常清掃実施報告書（区分E・泉分庁舎）

作業年月日	平成 年 月 日 ()	作業時間	時 分～ 時 分	庁舎等 確認印
現場責任者	(法人名等)	(氏名)	印	
作業者氏名				

清掃箇所	清掃方法			清掃実施日	作業者 確認欄			
廊下、階段	1	掃除機による清掃及びモップ拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	2	スロープ手摺の乾拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	3	うがい器、冷水器の水拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
洗面所	1	手洗器のブラシがけ及び水拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	2	床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)		毎日	<input type="checkbox"/>			
	3	排水口の清掃		毎日	<input type="checkbox"/>			
	4	化粧棚及び鏡の磨き清掃		毎日	<input type="checkbox"/>			
	5	水石鹼等衛生消耗品の補充		毎日	<input type="checkbox"/>			
便所	1	便器のブラシがけ及び水拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)		毎日	<input type="checkbox"/>			
	2	ウォシュレットの洗浄ノズル部分の水拭き (クレゾール石鹼液で洗浄し、汚物等をよく拭き取り磨き上げ)		毎日	<input type="checkbox"/>			
	3	床面のモップ拭き (適宜水洗い又は洗剤等による清掃)		毎日	<input type="checkbox"/>			
	4	タンクの乾拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	5	仕切板及び扉の乾拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	6	トイレットペーパー及び防臭剤等消耗品の補充		毎日	<input type="checkbox"/>			
	7	トイレットペーパーの在庫の確認		毎日	<input type="checkbox"/>			
	8	汚物容器の内容物の収集、容器の水拭き及び乾拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
ゴミ処理等	1	ゴミ箱内のゴミの収集及び分別、ゴミ箱の水拭き及び乾拭き		毎日	<input type="checkbox"/>			
	2	ゴミの指定場所への運搬及び指定場所が庁舎敷地内に限りその周辺の清掃		毎日	<input type="checkbox"/>			
庁舎外周、中庭 及び駐車場	ゴミ、空缶及び落葉等収集			適宜	<input type="checkbox"/>			
ゴミ	可燃ゴミ	紙ゴミ	生ゴミ	不燃物	缶	ビン	ペットボトル	発泡スチロール
	個	個	個	個	個	個	個	個
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

(報告事項等)

作業届

平成 年 月 日

庁舎管理責任者 殿

所在地

会社名

代表者名

電話番号

緊急連絡先

下記のとおり作業を行いますので、入庁を許可願います。

記

作業日時	年	月	日	()	時	分	～	時	分
	年	月	日	()	時	分	～	時	分
	年	月	日	()	時	分	～	時	分
作業場所									
作業内容									
	氏名	年齢	住所						
現場責任者			※携帯番号()						
作業従事者									
	車種	車両番号							
搬入車両									

定期清掃実施報告書

作業年月日	平成 年 月 日 ()	作業時間	時 分～ 時 分
現場責任者	(法人名等) (氏名) 印		
作業者氏名			

清掃箇所	清掃内容等	作業者 確認欄	序舎等 確認欄
階		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注 1) 報告書は、階ごとに作成すること。

(注 2) 損傷箇所等報告事項については、適宜の様式にて、速やかに指定職員に報告すること。

害虫駆除実施報告書

作業年月日	平成 年 月 日 ()	作業時間	時 分～ 時 分
現場責任者	(法人名等) (氏名) 印		
作業者氏名			

作業箇所	作業内容	使用薬剤	生息状況等	作業者 確認欄	床舎等 確認欄
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 損傷箇所等報告事項については、適宜の様式にて、速やかに指定職員に報告すること。

樹木剪定等業務仕様書

1 基本事項

庁舎の景観保全のために樹形を整え、樹木の発育、台風等による倒木防止のために手入れを行う。

2 業務実施場所

区分	名称	所在地
D	名古屋国税総合庁舎	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番2号
	名古屋第二国税総合庁舎	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番4号

3 業務の内容

次のとおり作業を行い、各回の作業終了後10日以内に、「作業前」と「作業後」の写真（作業結果が判るもの）を撮影し「作業写真帳」としたものを、名古屋国税局（以下「当局」という。）会計課へ提出する。

(1) 名古屋国税総合庁舎及び名古屋第二国税総合庁舎

イ 業務実施期間

樹木剪定等	第1回	6月
	第2回	11月から12月の期間内
除草等のみ	第1回	4月
	第2回	8月

※ 樹木剪定等は土曜日又は日曜日、除草は平日に実施することとし、日程については当局の指定する職員（以下「指定職員」という。）と協議するものとする。

ロ 作業内容（樹木剪定等）

(イ) 名古屋国税総合庁舎

別紙1「庁舎図面（名古屋国税総合庁舎）」に表示した番号の作業場所について、次の表中の対応する番号に記載した作業を行う。

作業場所	作業内容
第1回	① 除草
	② 除草、ツツジ寄植刈込み、低木寄植刈込み、芝面の除草刈込み
	③ カイヅカイブキ刈込み、足元サツキ刈込み、除草
	④ 薦縁刈込み
	⑤ 除草、低木刈込み、モッコク剪定9本、トウカエデ剪定2本
	⑥ 除草、サツキ、ツゲ刈込み、薦取り
	全体 くもの巣取り

作業場所		作業内容
第2回	①	除草
	②	除草、中低木の剪定・刈込み、芝面の除草刈込み、ソテツの薦巻き
	③	刈込み、薦取り、除草
	④	刈込み
	⑤	除草、中低木の剪定・刈込み、薦取り
	⑥	除草、中低木の剪定・刈込み、薦取り
	全体	くもの巣取り、施肥

(ロ) 名古屋第二国税総合庁舎

別紙2「庁舎図面(名古屋第二国税総合庁舎)」に表示した番号の作業場所について、次の表中に対応する番号に記載された作業を行う。

作業場所		作業内容
第1回	①	除草 クスの木4本 基本剪定とする。 ※道路に面したツツジは通行に支障が無いように花壇の端から垂直に刈り込む。
	②	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み ケヤキ3本…枝抜き剪定とする。 常緑高木6本…基本剪定とする。 ※スロープに面したツツジはスロープ上にかぶらないように花壇の端から垂直に刈り込む。
	③	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み ※道路に面した樹木は通行等に支障が無いように枝を払う。
	④	垣根部分…剪定 垣根の上の部分…垣根の倍の高さまで枝抜き
	⑤	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み
	⑥	除草
	全体	くもの巣取り

作業場所		作業内容
第2回	①	除草 クスの木4本 道路側…道路の通行等に支障が無いように枝を払う。 駐車場側…外灯の高さに合わせて枝抜き ※道路に面したツツジは通行に支障が無いように花壇の端から垂直に刈り込む。
	②	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み ケヤキ3本…基本剪定とする。 常緑高木6本…枝抜き剪定とする。 ※スロープに面したツツジはスロープ上にかぶらないように花壇の端から垂直に刈り込む。
	③	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み ※道路に面した樹木は通行等に支障が無いように枝を払う。
	④	垣根部分…剪定 垣根の上の部分…垣根の倍の高さまで枝抜き
	⑤	除草、薦取り、中低木の剪定・刈込み
	⑥	除草
	⑦	除草
	全体	くもの巣取り、施肥

ハ 作業内容（除草等）

(イ) 名古屋国税総合庁舎

別紙1「庁舎図面（名古屋国税総合庁舎）」の敷地内の除草作業及び表示した番号の作業場所について、次の表中の対応する番号に記載した作業を行う。

作業場所		作業内容
第1回	②	ソテツの薦巻きの取外し
	全体	除草

作業場所		作業内容
第2回	③	薦取り
	全体	除草

(ロ) 名古屋第二国税総合庁舎

別紙2「庁舎図面（名古屋第二国税総合庁舎）」の敷地内の除草作業及び表示した番号の作業場所について、次の表中の対応する番号に記載した作業を行う。

作業場所		作業内容
第1回	全体	除草

作業場所		作業内容
第 2 回	⑦	除草作業時に木が生えていた場合は、伐採を行う。
	全体	除草

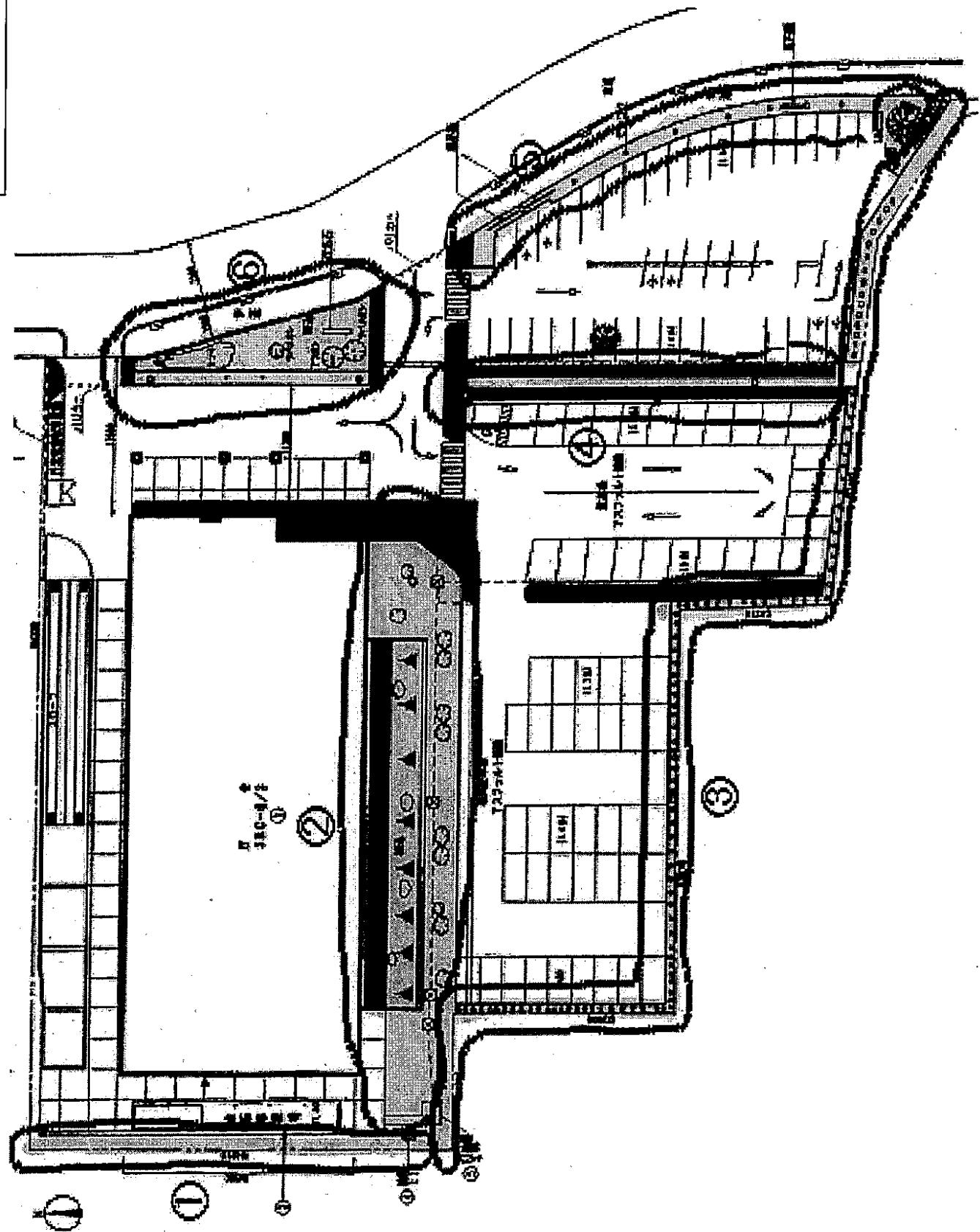
4 現場責任者

- (1) 業務の実施に当たり現場責任者を定め、あらかじめ指定職員に書面により通知する。
- (2) 現場責任者は次の任に当たる。
 - イ 履行場所における他の従事者に対する指揮監督及び労務管理
 - ロ 指定職員との業務連絡及び調整
 - ハ 近隣住人等への周知（チラシの配布等）

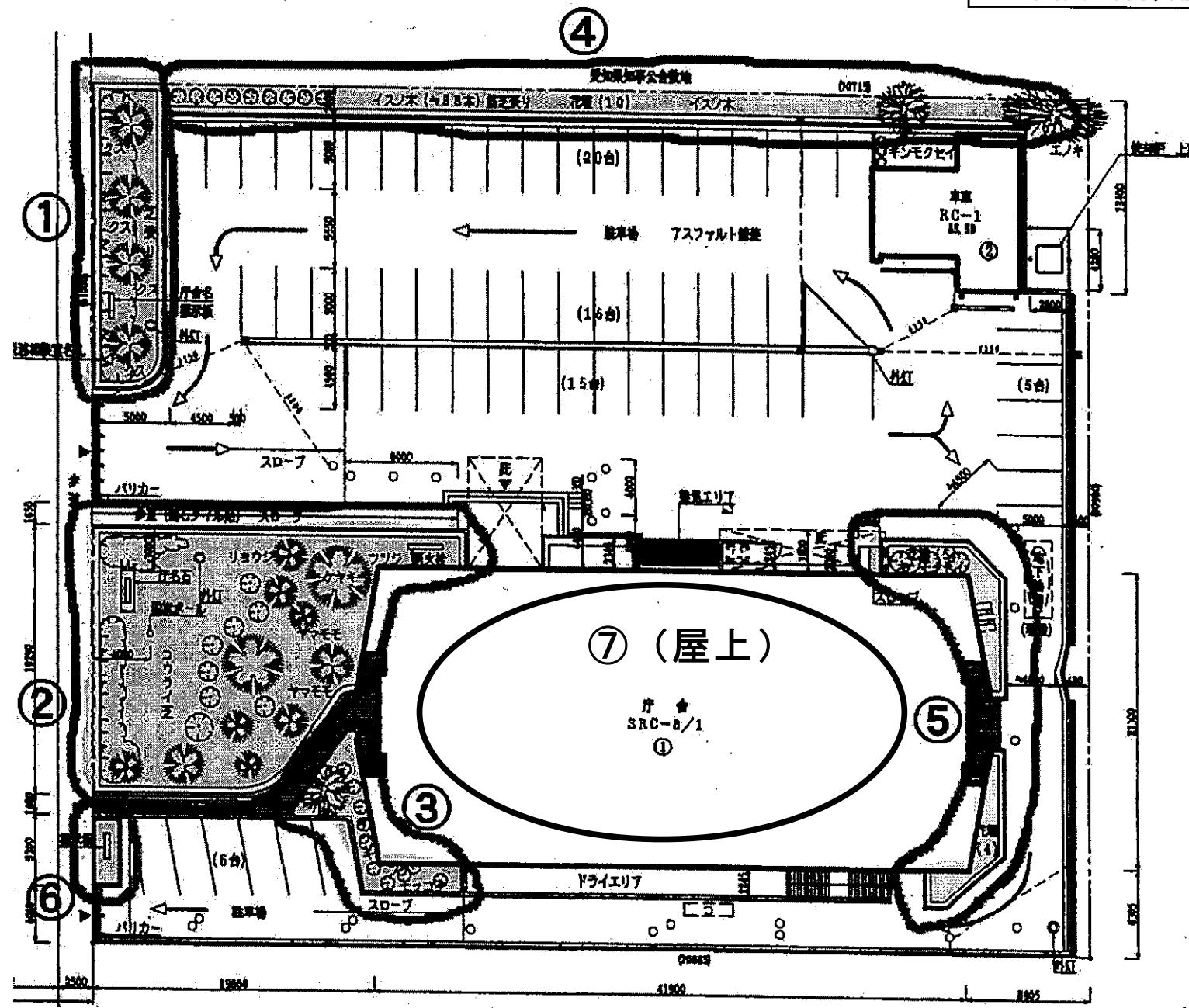
5 特記事項

- (1) 除草は、手取り又は機械除草により行う。
- (2) 作業に当たっては、業務履行日の3日前までに、別紙3「作業届」を指定職員に提出する。
- (3) 植込み内に入って作業を行う場合は、枝を損傷しないように十分注意する。
- (4) 業務に従事する者及び付近の通行人等への安全には十分に留意し、そのために必要な措置は受託者において負担する。
- (5) 庁舎又は設備等に損傷を加えないように注意し、万一損傷を与えた場合には、受託者の負担において速やかに修復する。
- (6) 作業の際に生じた廃棄物は、速やかに敷地外へ搬出し、関係法令等を遵守の上受託者の責任において適切に処分する。
- (7) 業務に従事する時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。
ただし、指定職員が別途指示する場合は、その指示に従う。
- (8) 業務の遂行のため、庁舎敷地に立ち入るときは、あらかじめ指定職員の許可を受けなければならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

別紙1 庁舎図面（名古屋国税総合庁舎）



庁舎図面（名古屋第二国税総合庁舎）



作業届

平成 年 月 日

庁舎管理責任者 殿

所在地

会社名

代表者名

電話番号

緊急連絡先

下記のとおり作業を行いますので、入庁を許可願います。

記

作業日時	年	月	日	()	時	分	～	時	分
	年	月	日	()	時	分	～	時	分
	年	月	日	()	時	分	～	時	分
	年	月	日	()	時	分	～	時	分
作業場所									
作業内容									
現場責任者	氏	名	生年月日		住 所				
			.	.					
			.	.					
			.	.					
作業従事者			.	.					
			.	.					
			.	.					
			.	.					

作業環境測定及び空気環境測定業務仕様書

1 業務の内容

名古屋国税局（以下「当局」という。）の管内税務署等において、人事院規則10－4第15条に規定する作業環境測定業務及び職場における喫煙対策に関する指針に定められた空気環境測定業務を実施し、その結果について報告書を作成する。

2 履行場所

別紙1「履行場所の所在地」のとおり。

3 実施時期

別紙2「測定時期及び実施箇所数」のとおり。

なお、各測定業務の具体的な実施日時については、別途当局が指定する職員（以下「指定職員」という。）と受託者の間で協議し定めるものとする。

4 業務別仕様

(1) 作業環境測定

イ 測定項目

一酸化炭素及び二酸化炭素の含有量、室温及び外気温・相対湿度・浮遊粉じん量・ホルムアルデヒドの量

なお、ホルムアルデヒドの測定は、7月又は9月に1回実施する。

ロ 測定場所

各階の事務室のほぼ中央

なお、事務室が壁等で仕切られている場合は、職員数の多い事務室とする。

ハ 測定回数

1箇所につき、執務時間中に午前1回、午後1回の計2回測定する。

ニ 測定方法

測定方法については、「作業環境測定基準第6条」に規定する方法による。

(2) 照度測定

イ 測定項目

照度

ロ 測定場所

各階の事務室のほぼ中央

なお、事務室が壁等で仕切られている場合は、職員数の多い事務室とする。

ハ 測定回数

1箇所につき、1回測定する。

ニ 測定方法

照度計を使用し測定する。

(3) 職場における喫煙対策に関する指針に定められた空気環境測定

イ 測定項目

浮遊粉じん量濃度、一酸化炭素濃度、気流の風速

ロ 測定場所及び測定点

- (イ) 浮遊粉じん量濃度及び一酸化炭素濃度の測定場所は、①喫煙室の内部、②喫煙室と非喫煙場所との境界（喫煙室の外側）、③喫煙室に隣接する廊下等の3箇所とする。
- (ロ) 浮遊粉じん量濃度及び一酸化炭素濃度の測定点については、室内の床上約1.2mから、約1.5mまでの高さの点とする。
- (ハ) 非喫煙場所から喫煙室への気流の風速の測定点は、扉を開けた状態にし、境界場所の上部、中央部、下部の3点とする。

ハ 測定回数

1箇所につき、執務時間中に1回測定する。

5 共通仕様

(1) 実施箇所数

履行場所における各測定業務の実施箇所数については、別紙2「測定時期及び実施箇所数」のとおり。

(2) 報告書の作成

イ 作成部数

3部

ロ 提出先

指定職員及び当局会計課

ハ 報告期限

測定実施月の翌月末

ニ 報告書様式等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き最新版」に準拠する。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、報告書に記載する。

6 その他の事項

- (1) 受託者は、測定作業従事者の配置に当たり、誠実及び勤勉にして経験豊富な者を選ぶものとする。
- (2) 作業を行うに当たっては、事故を起こさないように細心の注意を払うこととするが万一発生した場合は、速やかに指定職員に報告し、その指示に従うものとする。
また、設備及びその他の物品に損傷を与えた場合は、指定職員に報告の上、修復するものとする。
- (3) 本仕様書に記載していない事項は、事務所衛生基準規則、作業環境測定基準及び職場における喫煙対策に関する指針によるものとし、当局、指定職員及び受託者の間で協議し定めるものとする。

履行場所の所在地

区分	局 署 名	所 在 地
A	岐阜北税務署	岐阜市千石町一丁目 4番地
	岐阜南税務署	岐阜市加納清水町四丁目22番地の 2
	大垣税務署	大垣市丸の内二丁目30番地
	多治見税務署	多治見市白山町一丁目29番地の 1
	関税務署	関市川間町 2番地
B	浜松東税務署	浜松市中区砂山町216番地の 6
	島田税務署	島田市扇町 2番の 2
	磐田税務署	磐田市中泉112番地の 4
	掛川税務署	掛川市緑ヶ丘二丁目11番地 4
	藤枝税務署	藤枝市青木二丁目36番17号
C	静岡税務署	静岡市葵区追手町10番88号
	清水税務署	静岡市清水区江尻東一丁目 5番 1号
	沼津税務署	沼津市米山町 3番30号
	熱海税務署	熱海市上宿町14番15号
	三島税務署	三島市文教町一丁目 4番33号
	下田税務署	下田市六丁目 3番26号
E	泉分庁舎	名古屋市東区泉一丁目22番27号
	千種税務署	名古屋市千種区振甫町三丁目32番地
	名古屋北税務署	名古屋市北区清水五丁目 6番16号
	名古屋西税務署	名古屋市西区押切二丁目 7番21号
	名古屋中村税務署	名古屋市中村区太閻三丁目 4番 1号
	昭和税務署	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1番地の 4
	中川税務署	名古屋市中川区尾頭橋一丁目 7番19号
	一宮税務署	一宮市栄四丁目 5番 7号
	尾張瀬戸税務署	瀬戸市熊野町76番地 1
	半田税務署	半田市宮路町50番地の 5
	津島税務署	津島市良王町二丁目31番地の 1
	西尾税務署	西尾市熊味町南十五夜41番地の 1
	新城税務署	新城市字裏野 1番地 1
F	津税務署	津市桜橋二丁目99番地
	四日市税務署	四日市市西浦二丁目 2番 8号
	伊勢税務署	伊勢市岩渕一丁目 2番24号
	桑名税務署	桑名市江場 7番地 6
	上野税務署	伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
	鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸九丁目24番45号
	尾鷲税務署	尾鷲市末広町 1番地30号

測定時期及び実施箇所数

(単位: 箇所)

区分	税務署	(1) 作業環境測定 (外気含む。)						(2) 照度測定		(3) 喫煙室等空気環境測定									
		測定時期		月	5	7	9	11	1	3	9	3	5	9	11	3	5	9	11
A	岐阜北税務署				6						5		3			3			3
	岐阜南税務署				4						3		0			0			0
	大垣税務署				4						3		0			0			0
	多治見税務署				4						3		3			3			3
	関税務署				4						3		0			0			0
B	浜松東税務署				5						4		3			3			3
	島田税務署				3						2		3			3			3
	磐田税務署				4						3		0			0			0
	掛川税務署				4						3		0			0			0
	藤枝税務署				4						3		0			0			0
C	静岡税務署				8						7		6			6			6
	清水税務署				4						3		0			0			0
	沼津税務署				5						4		0			0			0
	熱海税務署				4						3		3			3			3
	三島税務署				3						2		0			0			0
	下田税務署				3						2		3			3			3
E	泉州序舎				9						7		0			0			0
	千種税務署				4						3		3			3			3
	名古屋北税務署				6						5		3			3			3
	名古屋西税務署				4						3		0			0			0
	名古屋中村税務署				4						3		3			3			3
	昭和税務署				5						4		0			0			0
	中川税務署				5						4		3			3			3
	一宮税務署				4						3		3			3			3
	尾張瀬戸税務署				3						2		3			3			3
	半田税務署				5						4		0			0			0
	津島税務署				5						4		0			0			0
	西尾税務署				3						2		0			0			0
	新城税務署				3						2		0			0			0
F	津税務署				4						3		0			0			0
	四日市税務署				5						4		0			0			0
	伊勢税務署				3						2		3			3			3
	桑名税務署				4						3		6			6			6
	上野税務署				3						2		0			0			0
	鈴鹿税務署				3						2		0			0			0
	尾鷲税務署				3						2		0			0			0
					154						117		51			51			51

名古屋国税総合庁舎等の警備及び受付案内業務

警備業務

1 基本事項

名古屋国税総合庁舎、名古屋第二国税総合庁舎及びその敷地並びにこれらに付属する設備（駐車場を含む。以下「庁舎等」という。）の警備、秩序の維持及び安全保持に努め、行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

なお、業務の円滑な運営を図るため、受託者は名古屋国税局（以下「当局」という。）の守衛及び庁舎等管理責任者との連携を密にして、業務の万全を期する。

2 業務実施時間

昼間業務 8時30分から18時

夜間業務 18時から翌8時30分

3 隊長

- (1) 受託者は、隊長を行うに適する警備員1名を選出し、配置する。
- (2) 隊長は、次の条件をすべて満たす者とする。

- イ 都道府県公安委員会が認定する「警備員指導教育責任者（業務区分1号）」の資格を有する。
- ロ 施設警備の実務経験が5年以上である。
- ハ 受託者での勤務年数が5年以上の正社員である。
- ニ 施設警備において7名以上の警備員を率いた実績がある。

4 隊長の遵守すべき事項

- (1) 隊長は、当業務が円滑かつ適切に行われているか管理するとともに、庁舎等管理責任者に対し、業務内容及び業務遂行中に生じた問題点をもれなくかつ速やかに報告しなければならない。

なお、隊長は、当局より別途要請を受けた場合、その要請事項を遵守するため、警備員を的確に指揮しなければならない。

- (2) 隊長は、都道府県公安委員会が認定する「警備員指導教育責任者（業務区分1号）」資格に基づき、警備員に対し、庁舎等の警備業務に即した最新の知識や情報を提供する。

- (3) 隊長は、警備員の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、警備員が事故又は疾病等により所定の業務を遂行できないと認められる場合、本仕様書で指定するポスト数に不足が生じないように受託者へ連絡し、警備員の代替要員を確実に確保する。

- (4) 隊長が何らかの理由で不在となる時は、事前に当局の承認を得るものとする。

なお、隊長自らが副隊長の内から代行者を指名するとともに、庁舎等管理責任者へ代行者名を連絡する。

おって、隊長は、代行者選任により、本仕様書で指定するポスト数に不足が生じない

ように受託者へ連絡し、警備員の代替要員を確実に確保する。

5 副隊長

- (1) 受託者は、隊長の補佐及び代行を行うに適する警備員 2名以上を指名し、副隊長として選出する。
- (2) 副隊長は、次の条件をすべて満たす者とする。
 - イ 施設警備の実務経験が 5 年以上である。
 - ロ 受託者での勤務年数が 3 年以上の正社員である。

6 副隊長の遵守すべき事項

副隊長は、隊長の補佐を的確に行うとともに、隊長の代行を行う場合、自己の警備業務に支障が生じないよう留意する。

7 警備員

- (1) 警備員は、警備業法及び總理府令等で定める教育を受けており、施設警備の実務経験が直近 3 年のうち 1 年以上の者とするとともに、警備業務を遂行するため、責任感が強く、健康な者とする。
ただし、当局が特別に承認した場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、警備員が警備業務に従事しない休憩、休息及び仮眠等の時間内においても、本仕様書で指定するポスト数が確実に確保できる人数を派遣する。
- (3) 警備員は、警備業務に当たり、当局が指示する事項及び警備業法並びに関係諸法令を遵守する。
- (4) 当局は、警備上適当でないと認めた警備員について、受託者に対して警備員の交替を請求することができるこことする。

8 警備員の遵守すべき事項

- (1) 警備員は、制服・制帽・名札を着用しなければならない。
なお、名札の使用方法等については、庁舎等管理責任者の指示に従うこととする。
おって、後述共通事項 2(2)及び 3(3)により、新規従事者に実地研修を受けさせる場合は、受託者負担により「研修中」であることがわかるものを用意し、着用しなければならない。
- (2) 警備員は、規律を遵守しなければならない。
- (3) 警備員は、当局の職員及び来訪者に対し、常に礼儀正しく、明るく対応するとともに、言葉遣い、服装、態度等により不快感を与えないようにしなければならない。
- (4) 警備員は、当局の信用を傷つけ又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (5) 警備員は、業務遂行上知り得た情報（書面等にて知り得た情報及び施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に、見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、本来の目的以外に使用または第三者に開示してはならない。
なお、本業務の契約期間（従事者にあっては従事期間）終了後も同様とする。

(6) 当局が保有する警備に関する書類等については、その持ち出し及び複写は厳禁とする。

9 業務内容

業務内容については、主に次の業務を行うこととする。

また、受託者は、業務開始の 10 日前までに、本業務に関する「警備計画書」を作成の上、
庁舎等管理責任者に提出し、了解を得なければならない。

(1) 出入管理業務

イ 開館時間の総合庁舎 1 階玄関ホールにおける主な出入管理業務は次のとおりとする。
なお、閉館時間の業務は、後述(2)守衛室受付業務を参照する。

① 当局職員

当局の職員（非常勤職員を含む）の I C カード又は名札着用の有無、入退館チェック、手動によるロープパーテーションの開閉及び監視を行う。

② 一般来庁者

一般来庁者（訪問客、業者（納品含む）、郵便局、食堂、売店等の施設利用者等）
の名札又は入館証の有無、入退館チェック、手動によるロープパーテーションの開
閉及び監視を行う。

ロ 開館時間の第二庁舎 1 階玄関ホールにおける主な出入管理業務は次のとおりとする。
なお、閉館時間の業務は、後述(2)守衛室受付業務を参照する。

① 当局職員

当局の職員（非常勤職員を含む）の I C カード又は名札着用の有無、入退館チエック及び監視を行う。

② 一般来庁者

一般来庁者の名札又は入館証の有無、入退館チェック及び監視を行う。

ハ 総合庁舎及び第二庁舎玄関前での不審者・不審車両の発見及び侵入阻止を行う。

ニ 周辺の異常の有無、シャッターの開閉、自動扉の開錠施錠及び案内板等の移動を行
う。

ホ 入退館ゲート本体及び関連機器等に異常、故障等がある場合は、守衛又は庁舎等管
理責任者への連絡を行う。

(2) 守衛室受付業務

イ 鍵の保管、管理及び受払いを行う。

ロ 夜間通用口において、24 時間体制で来訪者の受付、問合せへの対応を行う。
なお、具体的には次のとおりとする。

① 当局の職員（非常勤職員を含む）に関する業務

夜間通用口において、当局の職員（非常勤職員を含む）の I C カード又は名札着
用の有無、入退館手続（様式 1 「閉庁日入退庁日報」の記入等）、入退館チェック及
び監視を行う。

② 業者（納品、工事等）に関する業務

夜間通用口において、業者（納品、工事等）の入退館手続（様式 2 「時間外作業

日報」の記入、腕章等交付、様式3「保守（工事）作業実施工程日報」の記入)、入退館チェック及び監視を行う。

(3) 一般来庁者に関する業務

夜間通用口において、一般来庁者の入退館手続（様式4「入館票」の作成、入館証交付等）、入退館チェック及び監視を行う。

ハ 遺失物の一時保管（その後の処理は、当局に確認の上、対応する。）を行う。

ニ 夜間の入庁者への対応（車止めの開閉等）を行う。

ホ 夜間通用口扉の開閉を行う。

(3) 巡回業務

巡回順路及び頻度等については、「警備計画書」により、庁舎等管理責任者の了解を得る。

なお、巡回業務に当たっては、点検に関する各種様式を作成の上実施する。

おつて、様式については、後述(6)警備報告業務を参照する。

イ 不審者、不審物及び不法侵入者の発見、侵入阻止、排除を行う。

ロ 禁止事項、許可必要事項及び不法行為の排除を行う。

ハ 施設造作物等の異常確認を行う。

ニ 各階、各室及び窓の施錠確認を行う。

ホ 火気の安全確認（給湯室、喫煙室等）を行う。

ヘ 消火栓、消火器等消防用諸設備の点検を行う。

ト 避難口、避難経路及びその他一般通路等の確認を行う。

チ 照明器具の点灯確認及び各階の点灯不要場所の消灯を行う。

リ 拾得物の取扱いを行う。

(4) 駐車場業務

イ 不審車両の監視報告及び対処を行う。

ロ 駐車車両の誘導及び整理を行う。

ハ 駐車場入口の車止めの設置、解除（時間については、別途連絡する。）を行う。

ニ その他緊急事態発生時の対処を行う。

ホ 駐車場への車両出入り口の場所等に変更等がある場合は、当局の要請に基づき対応する。

(5) 監視業務

イ 各機器警報監視と発報時の連絡及び対処を行う。

ロ 防犯モニター及び防災監視盤の監視、異常発見時の対処を行う。

(6) 警備報告業務

イ 事務室の鍵の受払及び保管に関しては、夜間業務従事者が様式5「庁舎事務室等の鍵返納確認票」を作成し、守衛に提出する。

ロ 現場責任者は、その日の業務が終了したときは、様式6「守衛日誌」及び様式7「巡回点検票」に必要事項を記載し、守衛に提出する。

ハ 平日17時から第二庁舎の巡回業務を行う者は、様式8「第二庁舎17時以降巡回点

- 検一覧表」に必要事項を記載し、守衛に提出する。
- ニ 平日 17 時 30 分から第二庁舎の受付業務を行う者は、17 時 30 分まで受付業務を行っていた者から、様式 9 「第二庁舎 17 時以降受付業務一覧表」の引き継ぎを受けるとともに、必要事項を記載し、守衛に提出する。
- ホ 巡回時及び「行政機関の休日に関する法律」に定める日（以下「閉庁日」という。）における作業（工事等）時に鍵を使用した場合は、鍵を使用した者が様式 10 「指紋認証キーBOX 使用記録」及び様式 11 「休日・時間外鍵使用記録」に内容を記載する。
- ヘ 閉庁日前日の夜間業務従事者は、閉庁日の昼間業務従事者との交替時に、様式 12 「守衛日誌（閉庁日巡回点検票）」を作成及び活用し、当日朝の巡回時報告（引継）を行う。
- ト 閉庁日の巡回業務従事者は、閉庁日の巡回時に、様式 13 「閉庁日 日勤 総合庁舎 内部巡回（扉）点検票①・②・③」及び様式 14 「閉庁日 日勤 第二庁舎内部巡回（扉）点検票①・②・③」を記載し、様式 12 とともに守衛に提出する。
- チ 隊長は、勤務予定者のスケジュール表（翌月 1 日から末日まで）については、当月 25 日までに、庁舎管理責任者へ提出する。

(7) 緊急事態発生時

- イ 火災その他緊急事態発生時は、現場確認を行い、守衛又は庁舎等管理責任者に報告する。
また、報告の結果によっては、当局の要請により、避難誘導等を行い、被害拡大防止に努める。
- ロ 当局から特別警戒等の要請がある場合は、その要請内容に基づき、的確な警備を実施する。

(8) その他業務

- イ 国旗の掲揚及び降納を行う。
- ロ 事故の未然防止（雨天時のマット出し・片付け、雨傘干し・整理整頓、車椅子点検、降雪時の雪掻き等）に関する対応を行う。
- ハ 庁舎を常に良好な状態に保つため、設備管理業務及び清掃業務を実施する者と効果的に連携を図る。
- ニ エレベーターの運行管理を行う。
なお、当局から連絡があった場合は、運転停止または手動運転等を実施する。
- ホ その他本仕様書に記載のない事項で、当庁舎固有の事情により必要と認められるものについては、当局の要請に従って実施する。

10 業務人員

受託者は、次の配置先に、警備人員を的確に配置する（別紙「警備人員及び受付人員配置時間表」参照。）。

なお、平日（以下「閉庁日」という。）と閉庁日については、警備人員に変動があることに留意する。

(1) 警備人員の配置先等

配置先	警備日	警備時間	ポスト配置
総合庁舎玄関ホール 入退館ゲート横立哨	開庁日	8時30分から18時	1ポスト
総合庁舎玄関前立哨	開庁日	8時30分から18時	1ポスト
守衛室（カメラ監視、庁舎等巡回及び駐車場立哨を含む）	開庁日	8時30分から18時	1ポスト
総合庁舎駐車場立哨	開庁日	8時30分から18時	1ポスト
第二庁舎玄関ホール 受付横立哨	開庁日	8時30分から18時 翌7時30分から8時30分	1ポスト
第二庁舎駐車場立哨	開庁日	8時30分から11時 14時から18時	1ポスト
庁舎等巡回	開庁日	8時30分から18時	1ポスト
総合庁舎夜間通用口受付 及び庁舎等巡回	開庁日	18時から翌8時30分	2ポスト
総合庁舎夜間通用口受付 及び庁舎等巡回	閉庁日	8時30分から翌8時30分	2ポスト

(2) 警備人員に関する留意事項

- イ 閉庁日及び夜間業務については、副隊長以上の者1名以上が警備に従事する。
- ロ 警備員（隊長を含む）の配置先については、当局の都合により変更できるものとする。
なお、具体的な配置先については、庁舎等管理責任者より別途連絡する。
- ハ 全警備員は、守衛が行う開庁日の8時15分からの朝礼及び17時55分からの終礼に参加すること。

受付案内業務

1 基本事項

名古屋中税務署及び名古屋国税不服審判所を含む当局の窓口としてイメージアップの醸成に努め、行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

なお、業務の円滑な運営を図るため、受託者は守衛及び庁舎等管理責任者との連携を密にして、業務の万全を期する。

2 業務実施日時等

開庁日の8時30分から17時30分まで。

3 受付従事者

- (1) 受付従事者は、誠実、勤勉にして、受付の実務経験が直近3年間に1年以上ある者とする。
- (2) 当局は、受付上適当でないと認めた受付従事者について、受託者に対して受付従事者の交替を請求できることとする。

4 受付従事者の遵守すべき事項

- (1) 受付従事者は、名札を着用しなければならない。
なお、名札の使用方法等については、庁舎等管理責任者の指示に従うこととする。
おって、後述共通事項2(2)及び3(3)により、新規従事者に実地研修を受けさせる場合は、受託者負担により「研修中」であることがわかるものを用意し、着用しなければならない。
- (2) 受付従事者は、規律を遵守しなければならない。
- (3) 受付従事者は、当局の職員及び来訪者に対し、あいさつの励行に努め、常に礼儀正しく、明るく対応するとともに、言葉遣い、服装、態度等により不快感を与えないようにしなければならない。
- (4) 受付従事者は、当局の信用を傷つけ又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (5) 受付従事者は、業務遂行上知り得た情報（書面等にて知り得た情報及び施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に、見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、本来の目的以外に使用又は第三者に開示してはならない。
なお、本業務の契約期間（従事者にあっては従事期間）終了後も同様とする。

5 業務内容

業務内容については、主に次の業務を行うこととする。

(1) 受付案内業務

- イ 来訪者に対する庁舎案内を行う。
- ロ 来訪者に対する入館票の記載勧奨及び入館証の交付、回収を行う。
- ハ 来訪者の関係課室への電話の取り次ぎを行う。
- ニ 税理士試験及び採用試験等の受付対応を行う。

(2) 受付報告業務

イ 現場責任者は、その日の業務終了後、様式 15 「受付日誌」に必要事項を記載し、庁舎等管理責任者に提出する。

ロ 17 時 30 分までの第二庁舎の受付従事者は、様式 9 に必要事項を記載し、17 時 30 分に交替する警備員へ当該様式を引き継ぐ。

(3) その他業務

イ 職員への鍵の受け渡し及び様式 16 「鍵受払簿」による鍵の管理を行う。

ロ 新聞紙（夕刊）の課室ごとの仕分け作業を行う。

ハ その他本仕様書に記載のない事項で、当庁舎等の固有の事情により要請する業務を行う。

6 業務人員

受託者は、次の配置先に、受付人員を的確に配置する（別紙「警備人員及び受付人員配置時間表」参照。）。

配 置 先	受 付 日	警 備 時 間	ポスト配置
総合庁舎玄関ホール受付	開庁日	8 時 30 分から 17 時 30 分	2 ポスト
第二庁舎玄関ホール受付	開庁日	8 時 30 分から 17 時 30 分	1 ポスト

※ 7(1)ニのように多数の来訪者が見込まれる場合は、受託者の判断で、臨時的にポストの追加を行っても差し支えない。

共通事項

1 従事者の事前届出

- (1) 受託者は、業務を遂行するために必要な人員を従事させるものとし、従事者は、支障なく業務を履行できる者としなければならない。
- (2) 受託者は、業務開始の 10 日前までに、従事者の氏名、年齢、住所、資格及び警備又は受付の実務経験等を記載し顔写真を貼付した適宜の名簿を庁舎等管理責任者へ提出する。また、隊長及び副隊長については、資格を有していることを証明するものを併せて提出する。

2 引継ぎ

- (1) 受託者は、当局と協議の上、前受託者からの業務引継ぎに関する計画を決定し、「引継計画書」(任意書式)を作成するとともに、入札日から 1 週間以内に庁舎等管理責任者あて提出する。
- (2) 受託者は、「引継計画書」に基づき、受託者の責任及び負担において、業務開始日前までに、前受託者から実地による引継ぎを受けなければならない。
なお、従事者全員が、当局が指示する事項を業務開始日までに確実に実施できるよう準備しなければならない。
- (3) 受託者は、契約期間満了前に、当局の指定する者に対し業務内容等について説明し実地による引継ぎをしなければならない。

3 従事者の交替

- (1) 受託者は、従事者の辞職等により従事者を交替させようとする場合には、交替予定日の 1 週間前までに庁舎等管理責任者に届け出る。
なお、届出の内容等については、上記 1(2)に準ずる。
- (2) 新規に従事者となる者は、交替となる従事者と同等以上の条件を満たす者とする。
- (3) 交替により新規に従事者となった者は、一定期間の実地研修を受ける。

4 従事者の管理

従事者の管理は出勤簿によることとし、出勤時は、当局の確認を受ける。

5 機密の保持

受託者は、従事者に対して機密の保持に関する教育を行う。

6 業務遂行上の注意事項

- (1) 従事者は、守衛及び庁舎等管理責任者と打ち合わせをするなど相互協力を図り、業務の万全を期する。
- (2) 受付窓口及びその周辺においては、常に整理整頓を行い、必要に応じて清掃等を行うとともに、私語は厳に慎む。

- (3) 災害その他緊急事態が発生した場合は、直ちに適切な処置により被害の拡大防止に努めるとともに、その他連絡する必要があると認められる場合は、守衛又は庁舎等管理責任者に連絡をして、臨機の措置を講じる。
- (4) その他、不測の事態が発生した場合には、自己の判断によらず、最終的な判断は庁舎等管理責任者が行う。

7 費用負担等

(1) 当局が負担する事項

- イ 警備並びに受付目的のための守衛室、守衛控室及び休憩室兼更衣室
- ロ 警備並びに受付目的のための机、椅子及びロッカー等の必要最小限度の備品
- ハ 警備並びに受付目的のために使用する水道光熱費・電話使用料
- ニ 当局が指定する帳票類・筆記用具等事務用品
- ホ その他当局が受託者に対して使用を許可した事項

(2) 受託者が負担する事項

- イ 制服等一式（事前に当局の承認を得ること。）
- ロ 警備用具
次に掲げる用具は必ず用意するものとする。

機材	留意事項
業務用トランシーバー (充電器を含む。)	5W以上の無線機等を常時最低5台備付 ※ 「特定省電力トランシーバー」不可
懐中電灯	2台以上（乾電池を含む。）
キーストラップ	2個以上

- ハ その他「当局が負担する事項」に記載の無いもの

(3) 受託者の管理責任

- イ 受託者は、当局より使用を許可された部屋・備品等を丁寧に使用し、常に整理整頓する。
万一、受託者の故意または過失により破損紛失した場合には、速やかに当局に報告し、原状復旧または賠償するものとする。
- ロ 受託者は、当局の許可無く、守衛室、守衛控室及び休憩室兼更衣室の造作または備品を設置しない。
また、守衛室、守衛控室及び休憩室兼更衣室については、警備並びに受付目的以外の用途に供さない。

8 その他の事項

- (1) 受託者は、業務の開始(平成29年4月1日午前0時から)に当たっては、業務が円滑に遂行できるように十分な準備を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、当局の庁舎等管理責任者の要請に従うこと。

- (3) 当局は、必要に応じ、受託者に対して警備員の増員を求めることがあることとする。
なお、受託者は、当局より警備員の増員依頼があった場合は、速やかに対応しなければならない。
また、警備員の増員を行なった場合の料金については、別途協議して決定する。

警備人員及び受付人員配置時間表

【開庁日】

区分		主業務	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	~	6:00	7:00	8:00
① 総合庁舎 警備員	玄関ホール 入退館ゲート横	立哨																	
	玄関前	立哨																	
	守衛室	モニター監視																	
	駐車場	立哨																	
	受付	玄関ホール受付	受付業務																
② 第二庁舎 警備員	玄関ホール 受付横	立哨																	
	駐車場	立哨																	
	受付	玄関ホール受付	受付業務																
①② 共通 警備員	庁舎等巡回	巡回																	

【閉庁日】

区分		主業務	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	~	6:00	#	8:00
① 総合庁舎 警備員	夜間通用口	受付及び庁舎等巡回																	
② 第二庁舎 警備員	夜間通用口	受付及び庁舎等巡回																	

閉庁日入退庁日報

月 日()

部

時間外作業日報

年月日	業者名	氏名	NO	入庁時刻	退庁時刻	車両番号
・・			1	:	:	
			2	:	:	
			3	:	:	
			4	:	:	
			5	:	:	
			6	:	:	
			7	:	:	
			8	:	:	
			9	:	:	
			0	:	:	
			1	:	:	
			2	:	:	
			3	:	:	
			4	:	:	
			5	:	:	
			6	:	:	
			7	:	:	
			8	:	:	
			9	:	:	
			0	:	:	

決 済	会計課長	課長補佐	係長	係員
	委任 事項			

保守（工事）作業実施工程日報

決 済	会計課長	課長補佐	総務係長	経費係長	係
	委 任 事 項				

保守（工事）作業状況について、次のとおり報告します。

実 施 年 月 日													
保 守（工事）名													
庁 舎 名													
実 施 業 者 名													
作 業 責 任 者 名	(印)												
作 業 者 名 (全 員)													
保 守（工事）作 業 内 容 等													
実 施 作 業 名	作 業 者 名	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
特 記 事 項													

(注)作業責任者は、作業完了後に本用紙を作成の上、会計課総務係(又は守衛室)へ提出してください。

入 館 票

お手数ですが、厅舎管理上の必要があるので、ご協力願います。

入館日時		平成年月日		午前午後		午前午後	
あ な た の	会社名(団体名) 又は住所 フリガナ	お 名 前	ほ か 名	電 話 番 号	()	電 話 番 号	()
訪 問 先 ご 用 件	名古屋国税局 (部)総務・課税1・課税2・徴収 名古屋中税務署 地下1階 食堂・喫茶 その他()	課(室)	係 内線	担当者氏名)	担当者氏名)
	口 名古屋国税局 (部)総務・課税1・課税2・徴収 □ 名古屋中税務署 □ 地下1階 食堂・喫茶 □ その他()	口	口	口	口	口	口
	口 税理士証票確認()	口	口	口	口	口	口

恐れ入りますが、税理士の方は「税理士証票」の提示をお願いします。

入 館 票

お手数ですが、厅舎管理上の必要があるので、ご協力願います。

入館日時		平成年月日		午前午後		午前午後	
あ な た の	会社名(団体名) 又は住所 フリガナ	お 名 前	ほ か 名	電 話 番 号	()	電 話 番 号	()
訪 問 先 ご 用 件	名古屋国税局 (部)課税1・課税2・徴収 事務管理課・診療所 国税庁名古屋派遣監督評価官 国税庁名古屋派遣監察官 名古屋国税不服審判所 審査・完店 その他()	課(室)	係 内線	担当者氏名)	担当者氏名)
	□ 名古屋国税局 (部)総務・課税1・課税2・徴収 □ 名古屋中税務署 □ 地下1階 食堂・喫茶 □ その他()	□	□	□	□	□	□
	□ 税理士証票確認()	□	□	□	□	□	□

恐れ入りますが、税理士の方は「税理士証票」の提示をお願いします。

庁舎事務室等の鍵返納確認票

貸出時刻	確認印	課室名	返却時刻	確認印	貸出時刻	確認印	課室名	返却時刻	確認印
:		1 秘書係	:		:		7 監督評価官室	:	
:		2 総務課	:		:		19 8F 審判部	:	
:		3 人事第一課	:		:		8 7F 審判部	:	
:		4 人事第二課	:		:		9 審判所管理課	:	
:		5 企画課	:		:		10 診療所	:	
:		6 電話交換室	:		:		11 監察官室	:	
:		1 会計課	:		:		12 資料調査課	:	
:		2 厚生課	:		:		13 特整部門	:	
:		3 広報広聴室	:		:		14 事務管理課	:	
:		4 新聞記者室	:		:		15 鑑定官室	:	
:		5 図書資料室	:		:		16 コンビニ	:	
:		6 名古屋国税	:		:		17 第二監視室	:	
:			:		:		18 第二喫茶室	:	
:			:		:		(名中署)	:	
:		1 個人課税課	:		:		11 総務課	:	
:		2 資産課税課	:		:		12 酒類指導官評価	:	
:		3 課税総括課	:		:		13 法人課税部門	:	
:		4 課一訟務官	:		:		14 1F 事務室	:	
:		5 審理課	:		:		3 用務員室	:	
:		16 課一統実(重要)	:		:		6 食堂(米食)	:	
:		1 法人課税課	:		:		7 食堂(麺類)	:	
:		2 消費税課	:		:		9 喫茶室	:	
:		3 酒税課	:		:		11 用紙倉庫	:	
:		4 管理運営課	:		:			:	
:		5 徴収課	:		:			:	
:		1 調査管理課	:		:		12 印刷工場	:	
:		2 調査特官	:		:			:	
:		6 査察管理課	:		:			:	
:			:		:			:	
:			:		:		13 ゴム印室	:	
:		17 車庫	:		:		18 機械監視室	:	
:			:		:		19 B2F 更衣室	:	
:		2 全国税	:		:			:	
:			:		:			:	
:			:		:			:	

平成 年月日（曜日）

守衛日誌

様式6

会計課長	委任事項	課長補佐		総務係長		係員		守衛長	
平成 年 月 日 (曜日) 天候									
本日の勤務者	*								
	*								
								*	
								*	
門等の開閉時刻						(巡回記録)			
総合庁舎	正面玄関	開	時 分	閉	時 分				
	正面通用口	開	" "	閉	" "				
	自動車斜路	開	" "	閉	" "				
	B2階ガス湯沸器	点火		消火	" "				
第二庁舎	正面玄関	開	時 分	閉	時 分				
	1階通用口	開	" "	閉	" "				
	1階通用口	開	" "	閉	" "				
	ガスワイルド	点火	各階職員	消火	" "				
セイツト機械警備時刻	総合	3 ~ 10		時 分					
		1 · 2		時 分					
	第二庁舎		解除		セイツト				
		全面	時 分		時 分				
	部分	時 分		時 分					
(連絡事項・引継事項)									
(要修繕事項)									
上記の記録により交替をしたから報告します。									
申送責任者(朝) 印					申送責任者(夜) 印				
申受責任者 印					申受責任者 印				

名古屋国税総合庁舎
名古屋第二国税総合庁舎
年 月 日

巡回点検票

[点検項目]

- 1 戸締まり…窓・扉(特に1, 2階)
 - 2 火気戸締…ガス及び電気器具(湯沸かし器・コンロ等)・灰皿等
 - 3 消 灯
 - 4 水道配管…水漏れ等の不備
 - 5 消火設備…消火器の設置状況
 - 6 駐 車 場…不審車両・不法及び不正駐車の確認
 - 7 そ の 他…庁舎警備上必要と認められる事項(器物破損等)

第二庁舎 17時以降巡回点検一覧表

年 月 日

内	喫煙室	トイレ	湯沸室	空調室	非常口	EPS	東倉庫	西倉庫	喫茶室	機械室
8										
7										
6										
5										
4										
3										
2										
1										
B1										

項目	吸殻・火気	窓・水漏れ点検 ウォシュレット 電源	ガス・水漏れ点検	窓・電気・扉	ガラス・扉	電気・扉	窓	窓	窓・ガス・扉	窓・扉・鉄扉 第二庁舎防災 警備警報盤 SW
----	-------	--------------------------	----------	--------	-------	------	---	---	--------	------------------------------

外	鑑定官室外棟	防災倉庫	会計倉庫	審判所車庫	ゴミ収集場	掲示板				

項目	扉	扉	シャッター	シャッター	ナンバー鍵	ガラス・鍵				
----	---	---	-------	-------	-------	-------	--	--	--	--

第二庁舎 17時以降受付業務 一覧表

年 月 日

バッチ	番号	会社名	氏名	入館時間	退官時間
赤	青				
赤	青				
赤	青				
赤	青				
赤	青				
赤	青				
赤	青				

会議室	使用課室	氏名	内線番号	貸出時間	返納時間
1F 会議室					
5A 会議室					
5B 会議室					
5C 会議室					
8F 会議室					

機械警備 外周セット		
1F南側		鑑定官室事務室・鑑定官室長室・1F会議室(全て窓)
1F北側		鑑定試験室(窓)
1F北西側非常扉		1F北西、北東、南東、非常口・人二倉庫(窓)・正面玄関(外側扉)
B1F南側		B1F喫茶ホール、厨房、休憩室(窓・扉)・電気室(窓・鉄扉)

指紋認証キーBOX使用記録

日付	時間	鍵	使用者	使用目的	守衛
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			
	開始	マスター			
	終了	予備鍵			

休日・時間外鍵使用記録

日付	時 間	鍵	鍵	使用者	階	課室	扉 No.	使 用 目 的	守衛
			No.						
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							
	開始	メイン							
	終了	予備鍵							

守衛日誌(閉庁日巡回点検票)

様式12

平成 年 月 日 (曜日) 天候					
門等の開閉時刻					
総合 庁舎	窓の確認	時 分	~	時 分	印
	外に面した扉	時 分	~	時 分	印
	ガス栓の確認	時 分	~	時 分	印
	扉施錠確認	時 分	~	時 分	印
	喫煙室	時 分	~	時 分	印
	外周・公用車	時 分	~	時 分	印
第二 庁舎	窓の確認	時 分	~	時 分	印
	外に面した扉	時 分	~	時 分	印
	ガス栓の確認	時 分	~	時 分	印
	扉施錠確認	時 分	~	時 分	印
	喫煙室	時 分	~	時 分	印
	外周・公用車	時 分	~	時 分	印
機械警備セツト 時刻	解 除		セ ッ ト		
	1	時 分	1	時 分	
	2	時 分	2	時 分	
	3	時 分	3	時 分	
	4	時 分	4	時 分	
	5	時 分	5	時 分	
	6	時 分	6	時 分	
	7	時 分	7	時 分	
	8	時 分	8	時 分	
	9	時 分	9	時 分	
10	時 分	10	時 分		
解 除		セ ッ ト			
部分	時 分	部分	時 分		
全面	時 分	全面	時 分		
部分	時 分	部分	時 分		
全面	時 分	全面	時 分		
部分	時 分	部分	時 分		
全面	時 分	全面	時 分		
(連絡事項・引継事項)					
上記の記録により交替をしたから報告します。					
申送責任者(夜)			印	申送責任者(昼)	

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉庁日 日勤 総合庁舎内部巡回(扉)点検票①

階	扉No.	扉 名 称	印	階	扉No.	扉 名 称	印
RF	SR-3	屋上出入り口		7	S7-25	調査 1・2・3 部門	
8	S8-1	査察管理課東出入口		7	S7-36	調査管理課	
8	S8-9	査察北東出入口(湯沸室前)		7	S7-2	次長室前扉(EVホール側)	
8	S8-17	立件準備室		6	S6-1	管理運営課東出入口	
8	S8-18	調室1(面接室)		6	S6-16	倉庫(湯沸室横)	
8	S8-19	調室(廊下側出入口)		6	S6-15	酒税課東出入口	
8	S8-38	会議準備室・機械室		6	S6-22	打合室A(法人課税課)	
8	S8-26	PS(パイプシャフト)		6	S6-23	消費税課西出入口	
8	S8-29	大会議室北		6	S6-24	消費税課東出入口	
8	S8-30	大会議室南		6	S6-27	法人課税課	
8	S8-31	ロッカ一室		5	S5-1	課税総括東出入口	
8	S8-34	喫煙室		5	S5-14	倉庫(湯沸室横)	
8	S8-35	査察特査官室(喫煙室横)		5	S5-13	空調室	
7	S7-1	特別国税調査官東出入口		5	S5-8	課税総括西出入口	
7	S7-8	特別国税調査官西出入口		5	S5-12	課一訟務官室・審理課出入口	
8	S8-39	PS(西)		5	S5-19	課一統実	
8	S8-4	査察管理課西(階段南)出入口		5	S5-20	閉鎖中	
8	S8-7	査察北西(階段北)出入口		5	S5-21	面接室(審理課)	
6	S6-8	管理運営課西出入口		5	S5-27	女子更衣室	
7	S7-15	空調室		5	S5-28	打合室D(資産課税課)	
7	S7-16	倉庫(湯沸室横)		5	S5-31	資産税課	
6	S6-10	酒税課南出入口		5	S5-33	個人課税課	
7	S7-14	廊下西扉		5	S5-2	打合室C(個人課税課)	
7	S7-11	第一会議室		5	S5-3	一部部長室(EVホール側)	
7	S7-12	北西簿書庫(調査部)		4	S4-1	厚生課東出入口	
7	S7-13	女子更衣室		4	S4-13	倉庫(湯沸室横)	
7	S7-21	調査 9・10 部門		4	S4-12	空調室	
7	S7-22	調査 6・7・8 部門		4	S4-6	厚生課中出入口	
7	S7-23	調査 4・5 部門		4	S4-7	厚生課西出入口	

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉庁日 日勤 総合庁舎内部巡回(扉)点検票②

階	扉No.	扉 名 称	印	階	扉No.	扉 名 称	印
4	S4-8	国税局会議室		3	S3-2	身上相談室(EVホール)	
4	S4-11	名古屋国税事務所		2	S2-1	法人課税部門南東出入口	
4	S4-18	名中会議室西		2	S2-10	倉庫(湯沸室横)	
4	S4-19	名中会議室東		2	S2-9	空調室	
4	S4-20	倉庫(会計課備品庫)・空調室		2	S2-5	法人課税部門南西出入口	
4	S4-21	記者室		2	S2-8	法人課税部門北西出入口	
4	S4-22	女子更衣室		2	S2-16	法人課税部門北東出入口	
4	S4-23	喫煙室		2	S2-17	印刷室	
4	S4-24	国税広報広聴室		2	S2-18	喫煙室	
4	S4-26	面接室(うなぎ部屋・総務課)		2	S2-19	事務機械室(大型共用機械室)	
4	S4-27	図書資料室		2	S2-20	女子更衣室	
4	S4-28	営繕		2	S2-21	第三会議室	
4	S4-30	会計課		2	S2-22	倉庫(酒類指導官 西)	
4	S4-2	総務部次長室		2	S2-23	酒類指導官 西出入口	
3	S3-1	総務課東出入口		2	S2-24	酒類指導官 東出入口	
3	S3-19	倉庫(湯沸室横)		2	S2-33	総務課出入口	
3	S3-17	空調室		1	S1-5	南事務室(管理運営)東出入口	
3	S3-6	総務課西出入口		1	S1-13	倉庫(湯沸室横)	
3	S3-11	交換機室		1	S1-12	空調室	
3	S3-10	事務機械室		1	S1-7	南事務室(管理運営)中出入口	
3	S3-12	人事会議室		1	S1-10	南事務室(徴収部門)西出入口	
3	S3-13	電話交換室		1	S1-11	非常口(廊下西)	
3	S3-14	人調官		1	S1-31	第二会議室	
3	S3-16	女子更衣室		1	S1-30	第一会議室	
3	S3-24	企画課		1	S1-29	休養室	
3	S3-25	人事二課西		1	S1-27	北事務室 個人・資産 西出入口	
3	S3-28	人事二課東		1	S1-26	北事務室 個人・資産 東出入口	
3	S3-29	人事一課(廊下)		1	S1-1	面接室	
3	S3-45	秘書廊下出入口(自動ドア)		1	S1-2	情報公開室	

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉序日 日勤 総合庁舎内部巡回(扉)点検票③

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉庁日 日勤 第二庁舎内部巡回(扉)点検票①

階	扉No.	扉 名 称	印	階	扉No.	扉 名 称	印
RF	DR-1	屋上出入口		7	D7-17	非常口(北東)	
8	D8-1	倉庫		7	D7-20	配電盤室	
8	D8-2	非常口(南西)		7	D7-19	印刷室	
8	D8-3	非常口(北西)		7	D7-23	管理課事務室東出入口	
8	D8-6	倉庫		7	D7-25	管理課事務室中出入口	
8	D8-8	図書室		7	D7-27	管理課事務室西出入口	
8	D8-9	会議準備室		7	D7-29	打合せ室	
8	D8-10	会議室西出入口		6	D6-1	倉庫	
8	D8-11	会議室東出入口		6	D6-2	非常口(南西)	
8	D8-12	監督評価官		6	D6-3	非常口(北西)	
8	D8-14	喫煙室西横		6	D6-6	倉庫	
8	D8-15	喫煙室		6	D6-8	調剤室	
8	D8-17	空調機械室		6	D6-9	待合室	
8	D8-18	非常口(北東)		6	D6-12	診察室	
8	D8-20	配電盤室		6	D6-14	待合室	
8	D8-19	非常口(南東)		6	D6-16	医事身上相談室	
8	D8-21	女子更衣室		6	D6-17	倉庫	
8	D8-24	審判部事務室東出入口		6	D6-21	空調機械室	
8	D8-25	審判部事務室中出入口閉鎖中		6	D6-22	非常口(北東)	
8	D8-26	審判部事務室西出入口		6	D6-25	配電盤室	
8	D8-27	面接室		6	D6-24	女子更衣室	
7	D7-1	用紙庫		6	D6-28	歯科	
7	D7-2	非常口(南西)		6	D6-29	医事身上相談室(医局・非常勤)	
7	D7-3	非常口(北西)		6	D6-30	医局(常勤)	
7	D7-6	倉庫		6	D6-31	所長室	
7	D7-8	面接室(廊下側)		6	D6-33	健康管理室(内科)	
7	D7-11	審判部事務室西出入口		6	D6-34	事務室	
7	D7-12	審判部事務室東出入口		5	D5-1	ロッカ一室	
7	D7-16	空調機械室		5	D5-2	非常口(南西)	

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉庁日 日勤 第二庁舎内部巡回(扉)点検票②							
階	扉No.	扉 名 称	印	階	扉No.	扉 名 称	印
5	D5-3	非常口(北西)		3	D3-1	ロッカ一室	
5	D5-6	倉庫		3	D3-2	非常口(南西)	
5	D5-8	会議室A		3	D3-3	非常口(北西)	
5	D5-9	会議室B		3	D3-6	倉庫	
5	D5-10	会議室C		3	D3-8	特別整理部門西出入口	
5	D5-11	簿書庫(資料調査課・監察)		3	D3-16	特別整理部門東出入口	
5	D5-13	喫煙室西横		3	D3-17	喫煙室西横	
5	D5-14	喫煙室		3	D3-18	喫煙室	
5	D5-16	空調機械室		3	D3-20	空調機械室	
5	D5-17	非常口(北東)		3	D3-21	非常口(北東)	
5	D5-20	配電盤室		3	D3-24	配電盤室	
5	D5-19	図書資料室		3	D3-22	非常口(南東)	
5	D5-21	会議室(監察)		3	D3-23	用品庫	
5	D5-22	監察官室東出入口		2	D2-1	検収室	
5	D5-26	監察官室西出入口		2	D2-2	非常口(南西)	
4	D4-1	倉庫(ロッカ一室)		2	D2-3	非常口(北西)	
4	D4-2	非常口(南西)		2	D2-6	倉庫	
4	D4-3	非常口(北西)		2	D2-11	事務管理課西出入口	
4	D4-6	倉庫		2	D2-12	OA研修室西出入口	
4	D4-8	資料調査課西出入口		2	D2-13	OA研修室東出入口	
4	D4-10	資料調査課東出入口		2	D2-15	事務管理課東出入口	
4	D4-11	喫煙室西横		2	D2-26	喫煙室	
4	D4-12	喫煙室		2	D2-17	空調機械室	
4	D4-14	空調機械室		2	D2-18	非常口(北東)	
4	D4-15	非常口(北東)		2	D2-21	配電盤室	
4	D4-18	配電盤室		2	D2-20	用品庫(更衣室)	
4	D4-16	非常口(南東)					
4	D4-17	女子更衣室					

年 月 日 ()

巡回者氏名

閉庁日 日勤 第二庁舎内部巡回(扉)点検票③

受付日誌

受付年月日		平成 年 月 日 (曜日) 天候	
実施業者名			
現場責任者名			
受付案内員氏名			
		名古屋国税総合庁舎	名古屋第二国税総合庁舎
午 前	印		印
午 後	印		印
連絡事項			処理内容
特記事項			

局会

樣式 16